



国立市 環境基本計画



平成25年7月
国立市

はじめに

国立市には、国立駅を玄関口とする大学通りを中心とした優れた景観、閑静なまち並み、そしてJR南武線から南へ広がる武蔵野の面影を残す自然と、そこに深い歴史を刻んだ南部地域の資源が、うまく融合したコンパクトかつ機能的なまちの姿があります。

また、私たちを取り巻く環境には、地球温暖化など地球環境問題から身近な緑や生き物の問題まで、様々な課題が存在しています。特に、南部地域の城山をはじめとする自然と農の風景が織りなす景観は、今に残る国立の原風景であり市民全員の誇りであり、財産ではありますが、都市化の進行等により農地を含む緑地の減少にさらされている現状にあります。このため、この貴重な風景を後世に引き継いでいくことを目的として、景観資源の保全と活用を効果的に図る施策が必要です。

このたび策定した国立市環境基本計画では、目標を『人と自然が共生するまち“国立らしさ”を守り・育てる』としました。もとより環境とは、緑、水、空間等々が人間と関わりを持ってはじめて環境と称されるものです。したがって、人間が下手（へた）にかかわれば汚染、公害と忌み嫌われ、上手にかかわれば素晴らしい共生と称賛されます。

計画の策定は、平成22年6月に国立市議会議員からご提案いただき、国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例が制定されたことから始まりました。国立市環境審議会には、計画策定にあたり専門的な指摘や市民目線の率直なご意見を頂き、各分野の施策の指標となる環境配慮指針を主体別に示していただきました。

市では、今後、計画を進めるために、取組を実践する人を育てるとともに、取組体制を構築し、市民、事業者、教育機関のみなさまと協働で進めてまいりたいと考えています。

最後に、この計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました国立市環境審議会の委員をはじめ、環境に対する意識調査、意見の募集、説明会、聞き取り調査でご協力いただいた市民、事業者、教育機関等の皆さんに心からお礼申し上げます。

平成25年 7月

国立市長 佐藤 一夫

目 次

第1章 計画の基本的事項 1

1 計画策定の背景	1
2 計画の概要	2
1) 計画の目的	2
2) 計画の期間	3
3) 計画の位置づけ	4
3 計画の対象範囲	5
1) 地域の範囲	5
2) 環境の範囲	5
4 各主体の範囲と役割	6
1) 各主体の範囲	6
2) 各主体の役割	6

第2章 現状と課題 7

1 市の概況	7
1) 位置と地勢	7
2) 沿革	8
3) 人口	9
4) 土地利用	10
5) 産業	10
2 環境の現状と課題	11
1) 環境に対する意識調査	11
2) 環境の現状と課題	31

第3章 目指す将来像とその実現に向けて 49

1 目指す将来像と施策展開の考え方	49
1) 目指す将来像	49
2) 施策展開の考え方	50
2 施策の方向	51
3 本計画の施策の体系	54

第4章 実行に向けた取組 55

1 取組の考え方	55
2 取組内容	56
施策の方向① 河川・湧水・用水 水環境を守る	56
施策の方向② 多様な自然環境を守り育てる	57
施策の方向③ 地域の歴史・文化を未来に伝える	59
施策の方向④ 誇らしい景観を守り、未来につなげる	60
施策の方向⑤ まちなかの緑を増やす	61
施策の方向⑥ 環境にやさしい交通の実現に取り組む	62
施策の方向⑦ 安心・安全な環境を守る	63
施策の方向⑧ 5Rの推進に取り組む	65
施策の方向⑨ 良好な水資源を保全する	67
施策の方向⑩ 温室効果ガスの削減を進める	68
施策の方向⑪ オゾン層の保護に努める	69

第5章 計画の推進戦略 70

1 取組基盤に関する施策	70
① 環境学習・教育を推進する	70
② 情報の収集・発信・活用を推進する	71
③ 各主体間のパートナーシップを構築する	72
2 推進体制・進行管理	73
1) 推進体制	73
2) 進行管理	76

資料編

1 国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例	資-1
2 計画策定の体制	資-6
3 計画策定の経過	資-8
4 市民意見聴取	資-9
5 用語解説	資-24

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

1960年から1970年代にかけて、わが国をはじめとした先進国では産業公害を主とする公害が大きな社会問題となり、一方で、開発途上国では貧困からの脱却が急務でした。その後も先進国においては経済活動の拡大とともに大量生産・大量消費・大量廃棄型ライフスタイルの日常化、途上国においては経済発展優先の開発、さらに世界的な人口の増加が進みました。この結果、以前は地域的な環境への影響が主であった環境問題は、地球温暖化や生物多様性の損失といった、地球全体を取り巻く問題へと移り変わりました。そして、これとともに地球上の資源の有限性や環境面での制約が明らかにされ、持続可能性に対する不安が高まったことから、近年では真の豊かさや発展とは何かを考えることが改めて重要となっています。

国内に目を向けると、震災からの復興財源の捻出や急速な円高進行など大変厳しい経済情勢の中、少子高齢化の進展によって生産人口が減少し、経済成長における活力が低下しています。このため、経済成長へのマイナスの影響が懸念されており、今後、環境施策においても費用対効果を十分に考慮し、効率的な施策を講じる必要があります。また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪い、自然環境、生活環境、経済活動にも甚大な被害をもたらしました。このことは、我が国の環境・エネルギー政策のあり方について波紋を投げかけるとともに、放射能汚染問題など環境行政を進める上での新たな課題も生じています。

一方で国立市は、谷保天満宮、南養寺、城山、崖線樹林地を中心に豊かな緑を保全してきましたが、都市化の波によって農地が減少し、大きく自然環境が変化してきました。そして最近では、JR中央線連続立体交差事業に伴う駅前の再整備や都市計画道路の整備などによって、市を取り巻く環境は大きな変換点を迎えています。また環境行政については、緑の基本計画や水循環基本計画といった環境に関する様々な個別計画を策定し、それぞれの分野から施策を実施してきており、各種団体が中心となって環境に関するさまざまな活発な活動に取り組んでいます。

今日のこのような状況の中、国立市は、複雑化、深刻化する環境問題に対応するとともに、今後の社会経済の状況も踏まえ、一人ひとりが自らの意思で行動し、環境保全に努める社会を構築するため、今後の環境保全施策に関する基本的な方向性を示す環境基本計画を策定します。

2 計画の概要

1) 計画の目的

本計画は、「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」第9条に基づき、同条例の目的、理念を踏まえ、行政、市民、事業者および教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目標、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的とします。

.....
「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、良好な自然環境及び生活環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について、基本となる理念を定め、国立市(以下「市」という。)、市民、事業者及び教育機関の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、良好な環境を享受し健康で文化的な生活を営む権利を実現し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目的として、すべての者の積極的な取り組みと相互の協力によって行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動が地球環境に与える影響の一部であるとの認識の下に行われなければならない。

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国立市基本構想を踏まえ、国立市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

.....

2) 計画の期間

平成25年（2013年）度～平成39年（2027年）度の15年間を計画対象期間とします。

なお、計画は社会情勢の変化や科学技術の進歩などを踏まえ、5年ごとに点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

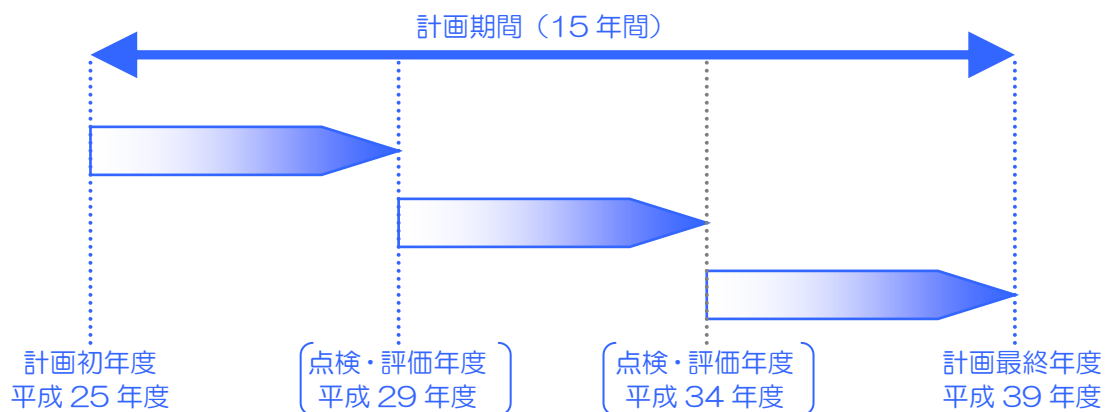


図1-1 計画期間のイメージ

表1-1 関連計画の計画期間

計画名称	計画期間
環境基本計画	平成 25 年度～平成 39 年度
総合基本計画（第四期基本構想）	平成 18 年度～平成 27 年度
都市計画マスタープラン	平成 15 年度～平成 35 年度
緑の基本計画	平成 15 年度～平成 34 年度
水循環基本計画	平成 21 年度～平成 34 年度
地球温暖化対策実行計画	平成 23 年度～平成 27 年度
循環型社会形成推進基本計画	平成 23 年度～平成 27 年度
都市景観形成基本計画	平成 8 年度～
第2次農業振興計画	平成 19 年度～平成 28 年度
自転車の似合うまちづくり 検討会・提案書	平成 17 年度～

3) 計画の位置づけ

この計画は、環境基本法や「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」および「国立市総合基本計画」に基づき計画を策定するものです。

上位計画である、国立市総合基本計画では、基本理念に『人間を大切にするまち』を掲げ、3つの将来像を定めています。環境基本計画は、これらの将来像を環境面から実現するための計画として位置づけられます。また、効率的かつ効果的に計画を推進するため、市の関連計画（「緑の基本計画」、「水循環基本計画」、「都市計画マスタープラン」等）の環境の保全等に関する施策と、相互に整合・調整を図ります。

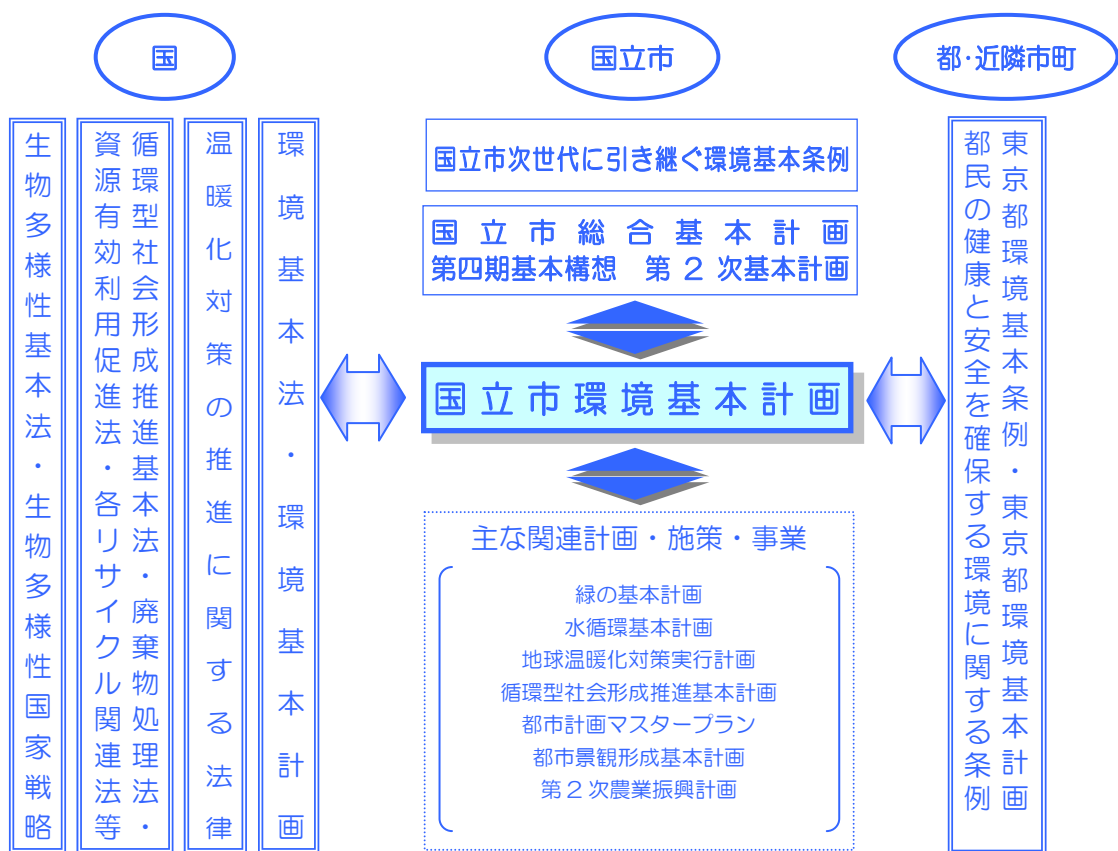


図1-2 計画の位置づけ

基本理念 人間を大切にするまち

◆ 将来像 ◆

人びとのつながりを大切に、互いを認めあい、ともに暮らしています
子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります
季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります

図1-3 国立市総合基本計画第四期基本構想における理念、将来像

3 計画の対象範囲

1) 地域の範囲

国立市全域を対象範囲としますが、環境の影響については広く周辺環境まで視野に入れます。なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体等と協力して対処します。

2) 環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」第8条に基づき以下のとおり設定します。なお、防災、福祉、保健はそれぞれの関連計画で定められているため、本計画では対象としません。

- ① 地下水、湧水、河川、緑地、農地、崖線、樹木その他の自然環境の体系的な保全、回復及び創出に関する事。
- ② 大気、水、土壌等の公害の防止及び騒音、臭気その他の生活型公害の対策に関する事。
- ③ 人体に及ぼす影響が新たに指摘されている環境問題に対する適正な情報の収集と提供に関する事。
- ④ 循環型社会の推進に関する事。
- ⑤ 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保及び生態系の維持保全に関する事。
- ⑥ 水及びエネルギーの有効利用に関する事。
- ⑦ 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、資源の保護その他の地球環境の保全に関する事。
- ⑧ 地域の環境と調和した良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関する事。
- ⑨ 公共交通機関の利用促進その他の環境的に持続可能な交通の実現に関する事。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事。

4 各主体の範囲と役割

本計画に掲げる目標を実現するためには、様々な主体がその役割を通じて、協力・連携しながら環境保全に取り組むことが必要です。このため、以下に各主体の範囲と役割を明確にします。

1) 各主体の範囲

各主体の範囲は、国立市に居住する人、働く人、来訪する人等とし、以下に分類するとおりです。なお、「行政」とは特にことわりのない限り「国立市」のことを指します。また「教育機関」とは市内に存在する小学校・中学校・高等学校・大学・その他の教育機関を指します。

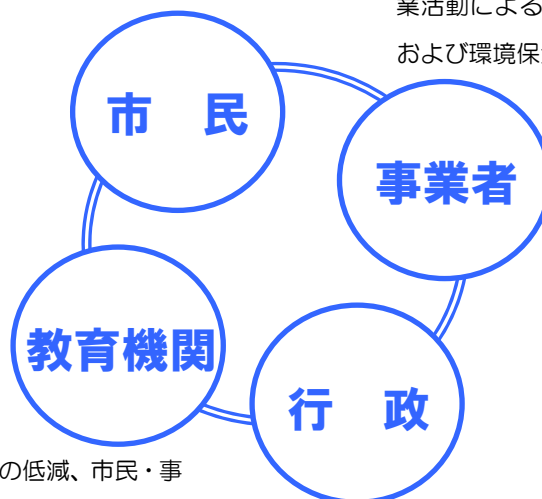
- ・市民：市内に在住・在勤・在学する人、市民団体、来訪者
- ・事業者：市内で活動する企業や自営業者
- ・教育機関：市内で教育活動に携わり、環境教育・環境学習を推進する機関
- ・行政：国立市、関連する自治体や東京都、国など

2) 各主体の役割

各主体の役割は下図に示すとおりです。

日常生活における環境負荷の低減、ライフスタイルの見直しおよび環境保全施策への参加協力 等

事業活動における環境負荷の低減、事業活動による環境への影響の情報提供および環境保全施策への協力 等



教育活動における環境負荷の低減、市民・事業者・行政と連携した環境教育・学習の積極的な推進および環境保全に関する知識、技術、情報の積極的な発信 等

環境関連施策の推進、事務・事業における環境負荷の低減および国、都、周辺自治体との協力、連携 等

図1-4 各主体の役割

第2章 現状と課題

1 市の概況

1) 位置と地勢

国立市は、東京都の中央部にあって、東が府中市、西が立川市、北が国分寺市、南が多摩川をはさんで日野市と接しています。面積が8.15平方キロメートル、長さが東西2.3キロメートル、南北3.7キロメートルとなっており、多摩地域で2番目に小さく、また全国でも4番目に小さな市域です。

地形は、海拔標高が北部82メートル、南部62メートルとなっており南北で20メートルの差があります。国立市と国分寺市との境に国分寺崖線があり、また市域においてはJR南武線北側にある立川崖線と甲州街道南側にある青柳崖線によって、ほぼ平坦な3つの地域（立川段丘、青柳段丘、多摩川沖積低地）に分けることができます。

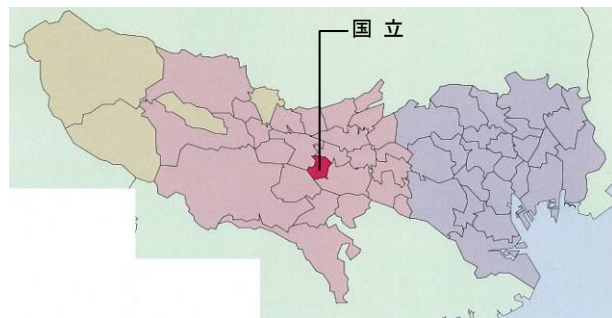


図 2-1 国立市の位置

出典：国土交通省

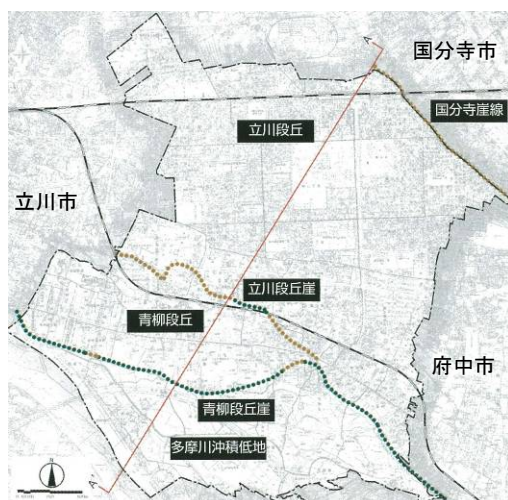
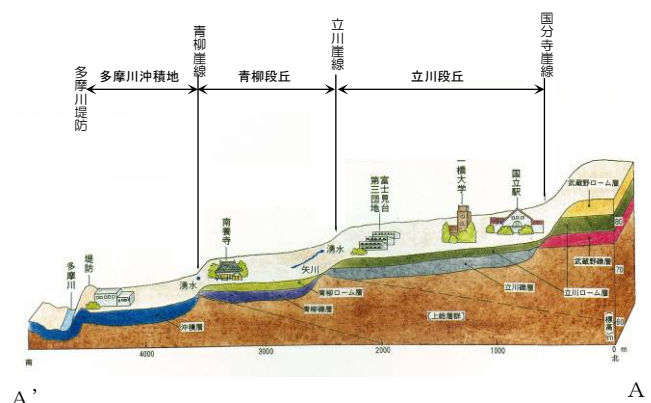


図 2-2 地形特性図



出典：国立市緑の基本計画（平成 15 年）

2) 沿革

かつて鎌倉時代の後期には「谷保郷」という地名が成立しており、江戸時代には今の甲州街道を中心に民家が立ち並んでいました。やがて村へと発展し、住民は農業、養蚕を主とし、街道沿いに商業・手工業を営む家もあらわれました。明治22年(1889年)には、谷保村・青柳村・石田村飛地の3村が合併し、国立の前身の「谷保村」となり、同26年(1893年)には、それまで属していた神奈川県から東京府へと移管されました。

大正時代末期、谷保村は、甲州街道沿いに数百戸の農家が点在するだけでしたが、谷保村の北部一帯の山林が箱根土地株式会社によって開発されたことによって、国立駅の開設、一橋大学の誘致が行われるなど北部の開発が進みました。昭和20年(1945年)代には第二次世界大戦による疎開と、戦後の住宅復興によって人口が急激に増え、26年(1951年)に谷保村から国立町になり、昭和27年(1952年)には住民運動を契機に東京都文教地区建築条例に基づいて文教地区に指定されました。そして、昭和40年(1965年)に富士見台団地が完成し、人口が5万人を超え「国立市」が誕生しました。

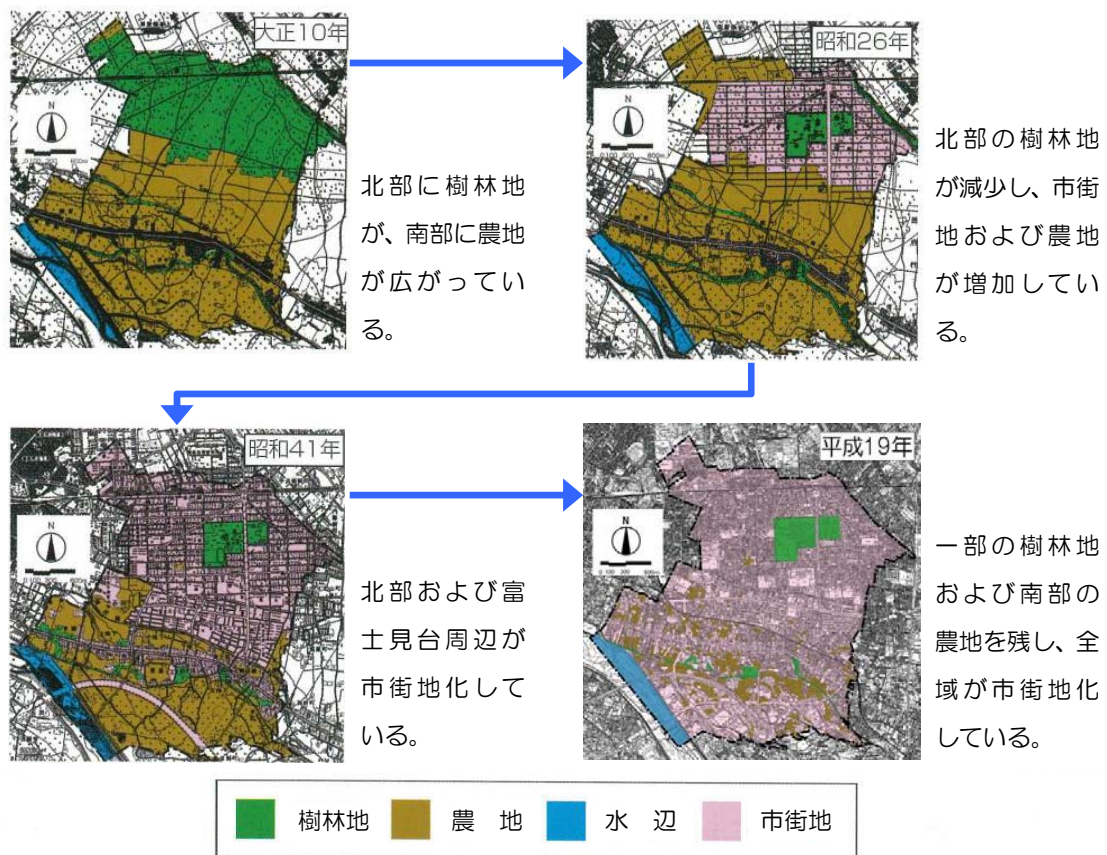


図2-3 市街地形成の変遷

出典：国立市緑の基本計画（平成15年）

※平成19年度は「平成21年度東京都市計画基礎調査」をもとに作成

3) 人口

人口は、平成24年（2012年）1月1日現在74,511人（外国人登録者を含む）となっており、ここ10年間で微増しています。住宅の建築状況、市の地域特性等を加味した今後の見通しでは、平成32年（2020年）前後まで人口は微増し、その後、緩やかに減少すると推計されます。

また、高齢化率（65歳以上の人口の割合）は、平成23年（2011年）1月1日現在、19%となっており、平成37年（2025年）には23%前後まで高まると見込まれています。これまで、少子高齢化は大きな課題とされてきましたが、今後はさらに一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増え、これまで以上にその傾向が顕著になると考えられます。

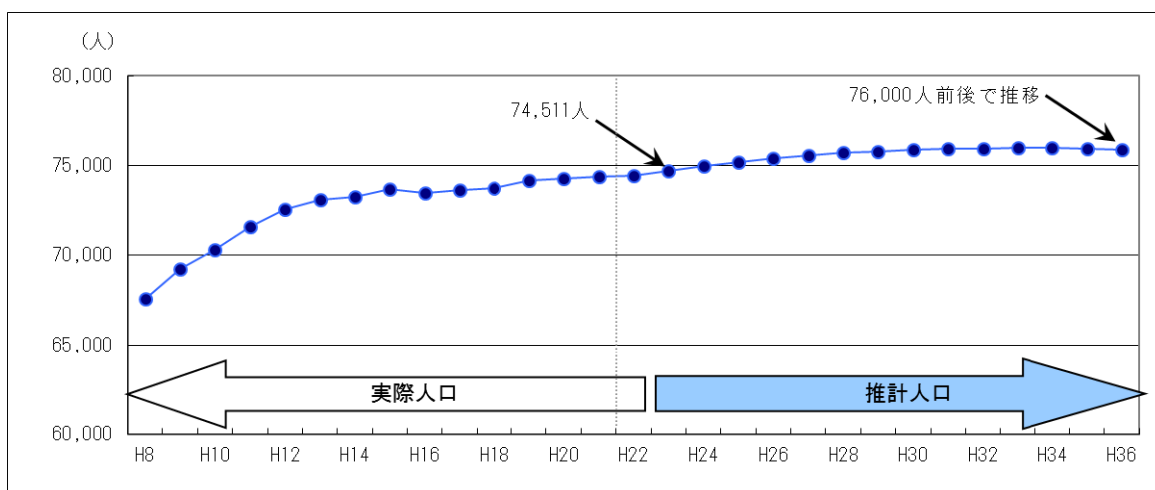


図 2-4 人口推移と今後の推計

出典：国立市総合基本計画（平成 23 年）を一部改変

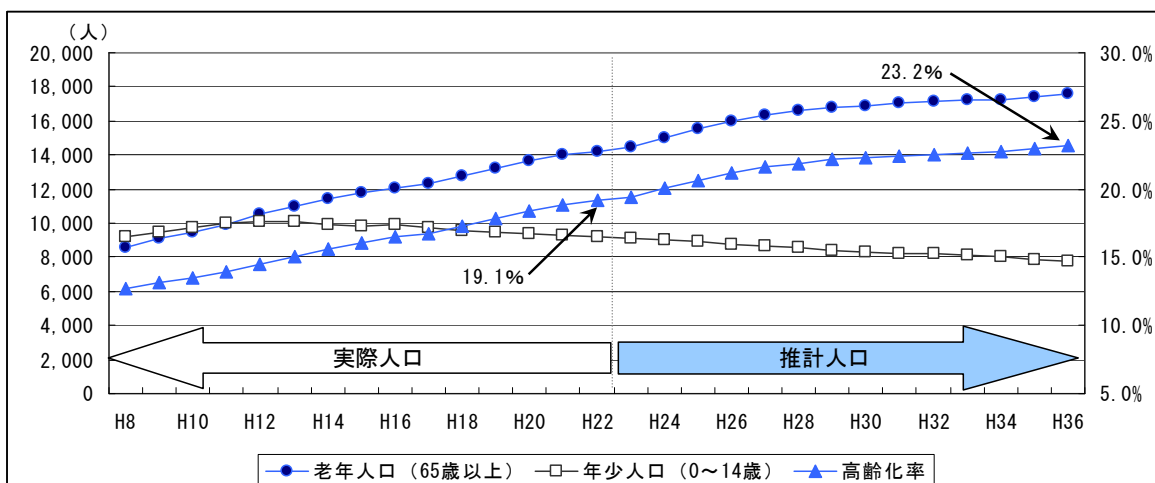


図 2-5 年少・老年人口推移と今後の推計

出典：国立市総合基本計画（平成 23 年）

4) 土地利用

平成23年における地目別土地利用状況（不動産登記上の土地の用途による分類）の割合を見ると、宅地の割合が最も高く62%を占めており、次いで畑（6%）となっています。

過去10年間に於いて土地利用状況の推移に大きな変化はありませんが、宅地面積が微増しており、田・畑・山林（耕作の方法によらないで木等が生育する土地）が減少しています。なお、「その他」の分類の中には、公衆用道路や水路、学校用地、公園などが含まれています。

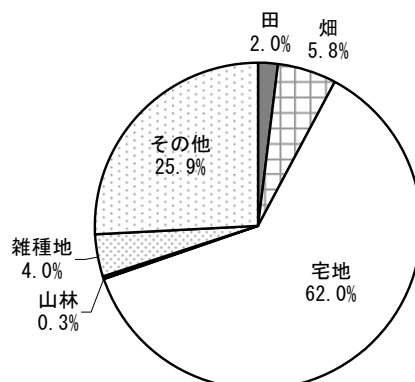


図 2-6 地目別土地利用状況（平成 23 年）

出典：統計くにたち

5) 産業

市内の就業者数は約29,000人であり、そのほとんど（94%）が第3次産業に従事しています。第1次産業の農業では高齢化などにより自給的農家が増えており、就業者数は減少傾向にあります。

また、近年の商業における年間販売額を見ると、平成16年に減少していますが、平成19年には持ち直しています。

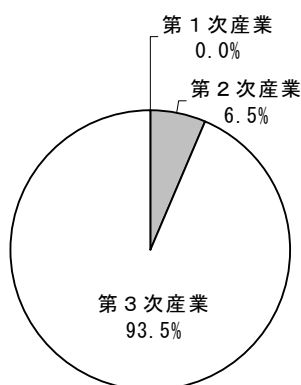


図 2-7 産業構造別就業者数割合（平成 23 年）

出典：統計くにたち

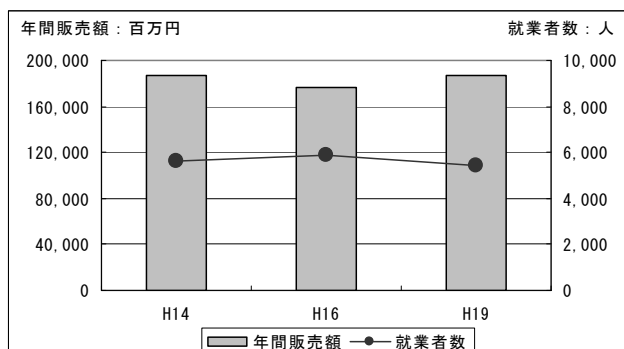


図 2-8 年間販売額および就業者数の推移（商業）

出典：統計くにたち

2 環境の現状と課題

1) 環境に対する意識調査*

(1) 市民アンケート調査

<調査概要>

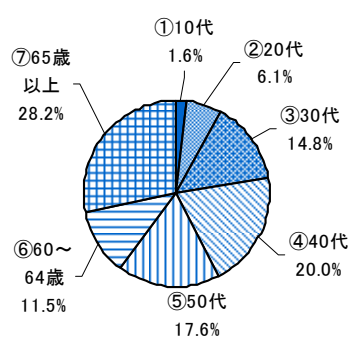
本調査の目的は、「環境基本計画」の策定にあたり、日常生活で気になる環境や心がけている行動、市への要望を把握し、計画策定のための基礎資料とすることです。

調査では、市内在住の18歳以上の男女を対象に1,000名を無作為に抽出し、平成24年1月5日から1月16日の期間に郵送配布、郵送回収にて実施しました。回収数は433票、回収率は43.3%となっています。

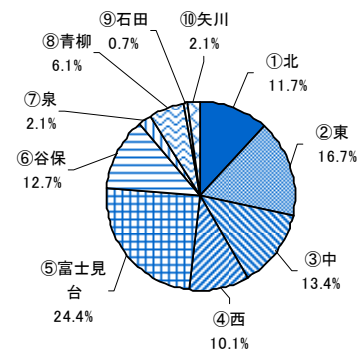
<属性>

- 回答者は、年齢「50代」以上が全体の約60%であり、「20年以上」市内に住んでいる方が全体の約半数を占めています。居住地は、北地区が約12%、東・中・西地区の合計が約40%、富士見台地区とその他の南部地区が各々約24%となっています。
- 回答者の約半数が「1戸建て住宅」にお住まいであり、世帯人員は「2~3人」が56%となっています。

【年代】



【居住地】



【世帯人員】

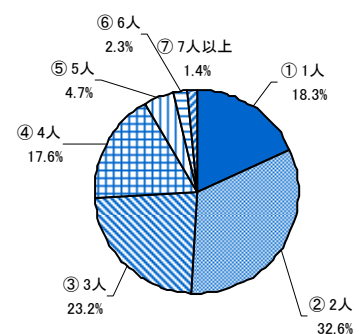


図2-9 回答者の属性（市民）

※ アンケートの調査項目は資料編参照

<気になる環境>

- 「放射能対策」、「住宅、公園、街路樹、農地のみどり」が34%と最も多く、次いで「ポイ捨てや不法投棄」、「違法駐車や放置自転車」が高くなっています。

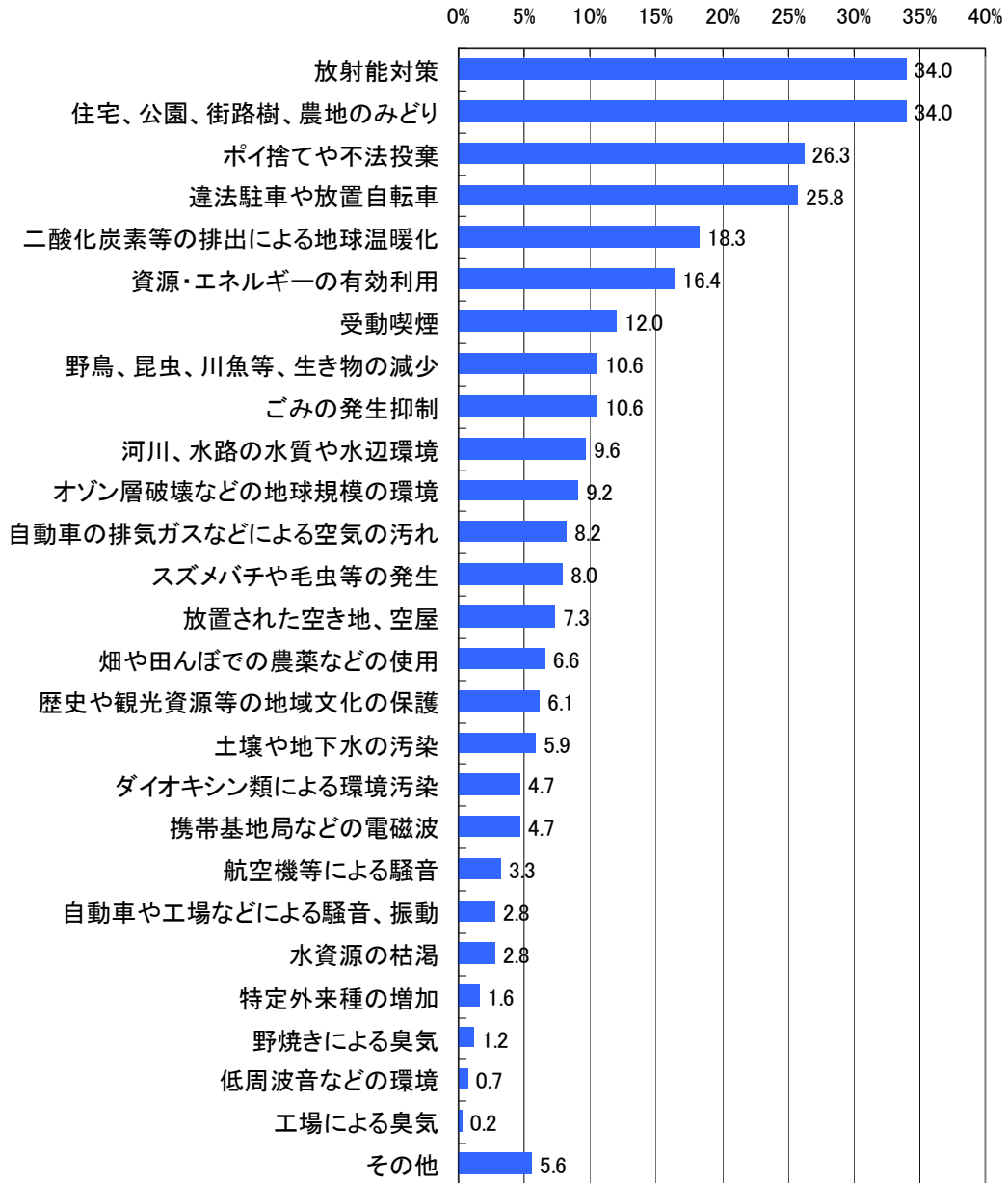
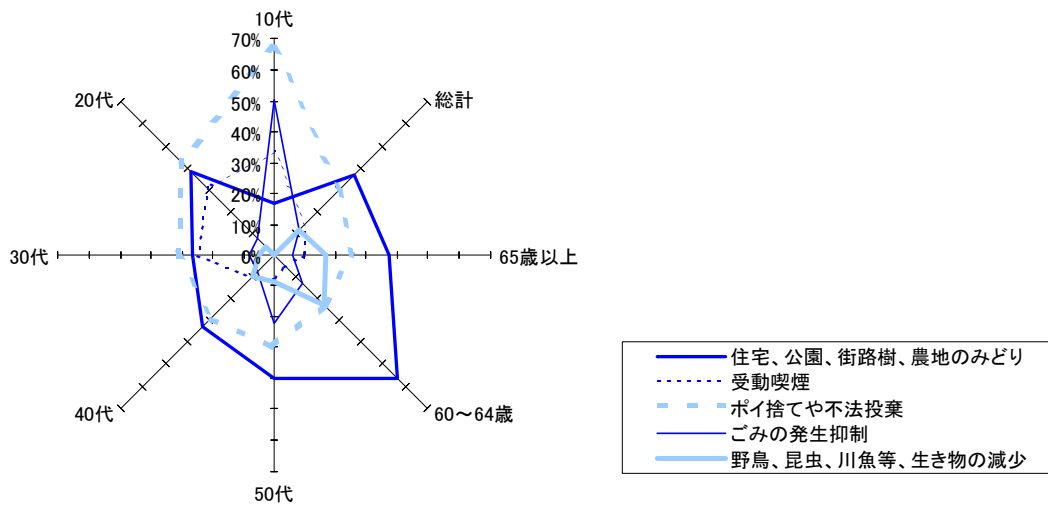


図 2-10 気になる環境についての単純集計結果（複数回答）

●20代以下の若い世代では、「受動喫煙」、「ポイ捨てや不法投棄」、「ごみの発生抑制」など身近な問題への関心が高くなっています。60代以上では緑や生き物などの自然環境への関心が高いことがうかがえます。また居住地別では、東地区、中地区、西地区など北部で「違法駐車や放置自転車」などの都市環境への関心が高く、矢川地区、泉地区など南部で緑や水辺環境への関心が高くなっています。

【年代】



【居住地】

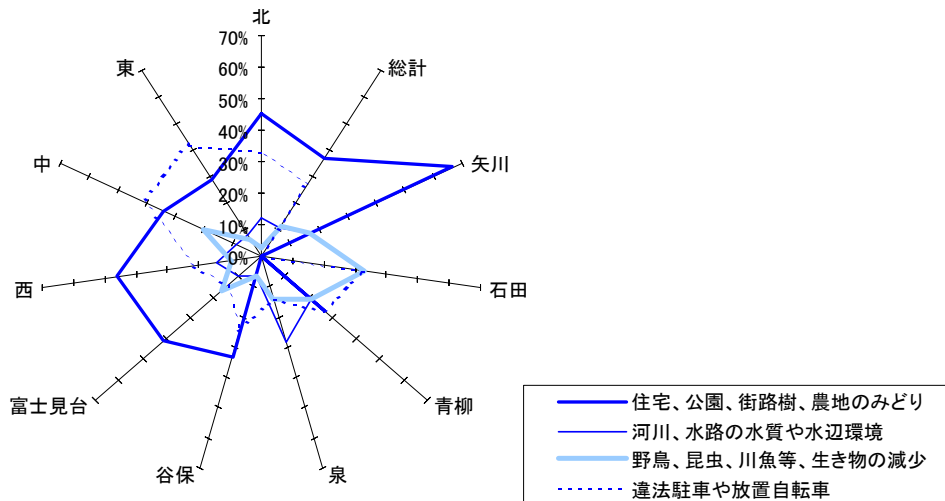


図 2-11 気になる環境についてのクロス集計結果（複数回答）

<市内の環境>

●回答者の40%が「緑が豊かだ」、約27%が「公園や花壇などが整備された街並みがきれいだ」、約26%が「自然と触れ合える場所がある」と思うと回答しています。一方で、「違法駐車・放置自転車が多い」と思う回答者が約31%、「太陽光などの自然エネルギー利用が進んでいる」と思わない回答者が20%以上となっています。

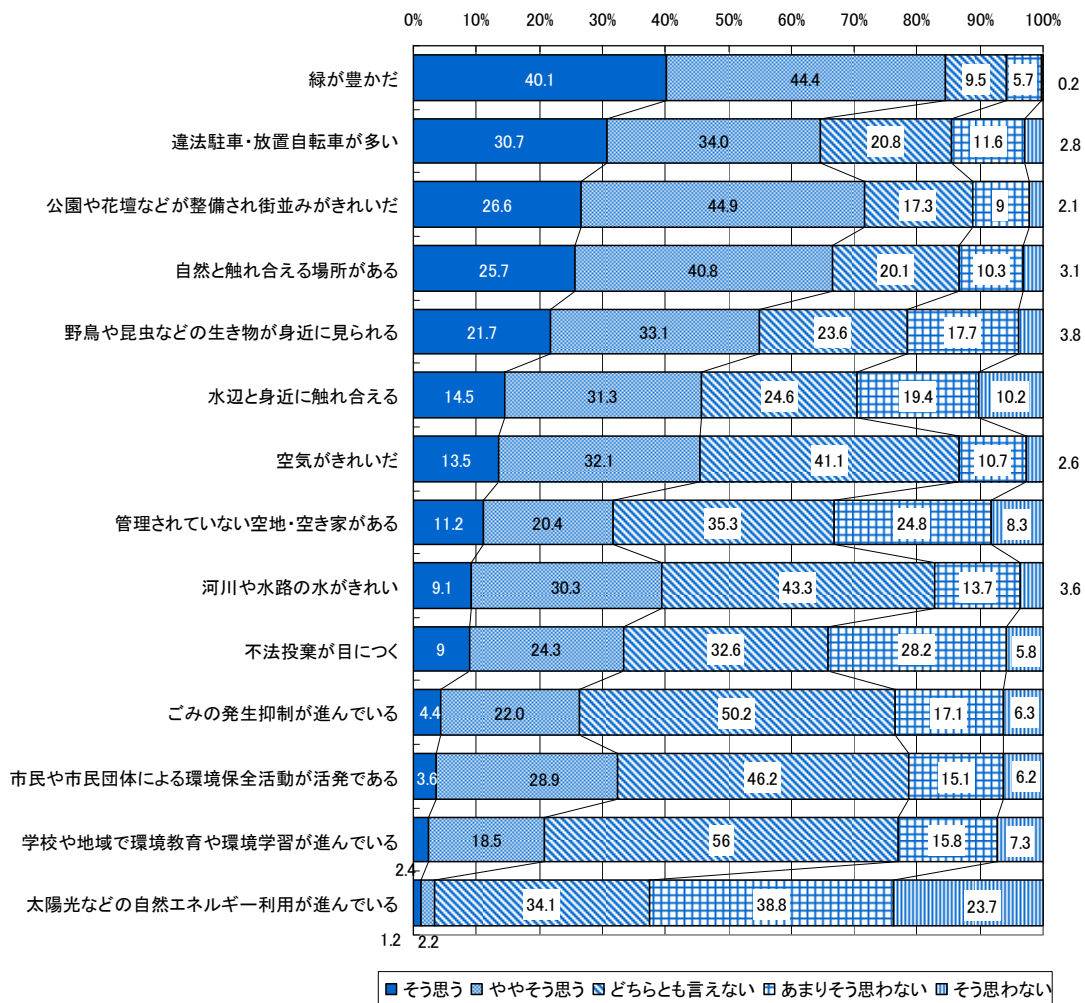
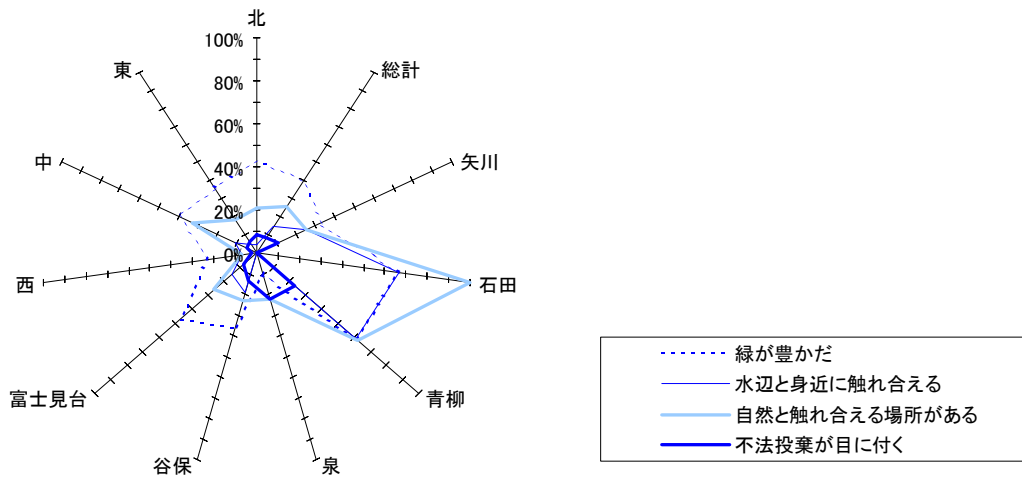


図 2-12 国立市の環境についての単純集計結果

●居住地別では石田地区、青柳地区など南部で、「緑が豊かだ」「水辺や自然と身近に触れ合える」と思う人が60%以上と多くなっていますが、特に青柳地区では「不法投棄が目につく」と思う人も24%と比較的多くなっています。職業別では、農業従事者で「緑が豊かだ」「水辺や生き物と身近に触れ合える」と回答した方が約40～70%と比較的多くなっていますが、会社員や学生では約10～30%程度と少なくなっています。また学生の半数が違法駐車や放置自転車が多いと感じています。

【居住地】



【職業】

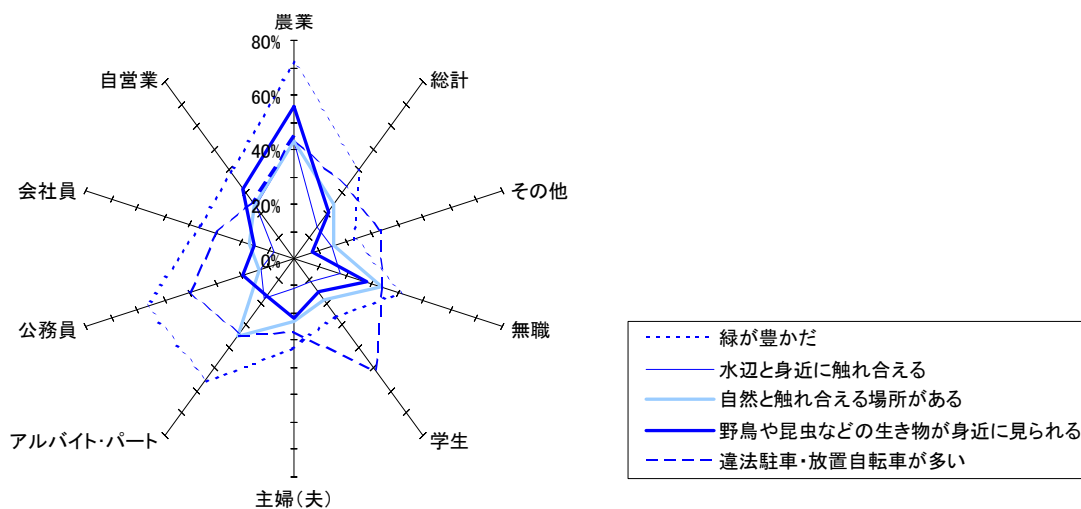


図 2-13 国立市の環境についてのクロス集計結果

<残したい環境>

●「公園・大学通りや崖線等の豊かな緑」と回答した方が70%以上と圧倒的に多く、次いで回答が多い順に「水のきれいな湧水や矢川の清流」が約42%、「野鳥、昆虫、川魚等の生態系が豊かな緑」が約29%、「継承されてきた歴史的文化的遺産・地域文化」が約27%となっています。その他は「大気汚染や悪臭がない」が約20%、「土壌汚染や地下水汚染の心配がない」が約17%など、生活環境の保全を望む回答者が比較的多く、また「ごみの発生抑制、循環型社会が進んでいる」、「太陽光などの自然エネルギーの活用」など、資源、エネルギーの有効活用を望む回答者が20%近くに上っています。

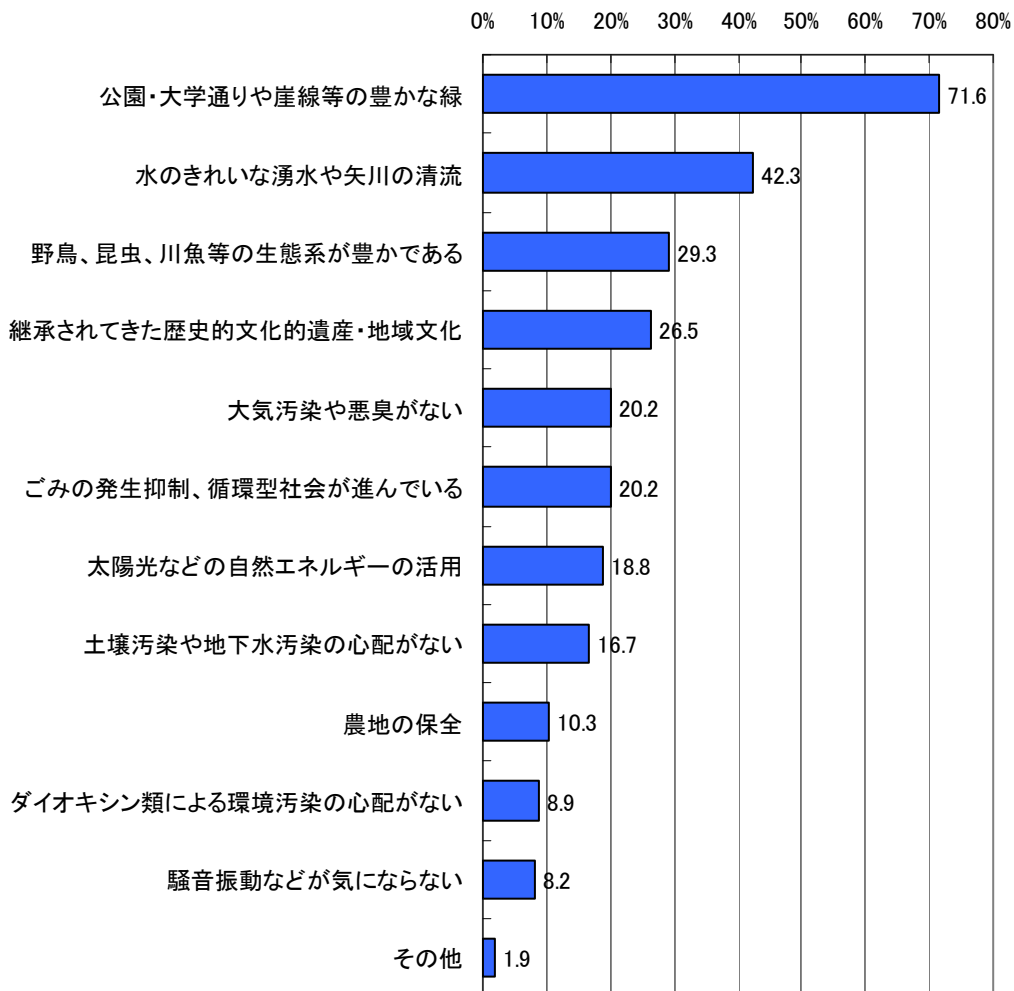
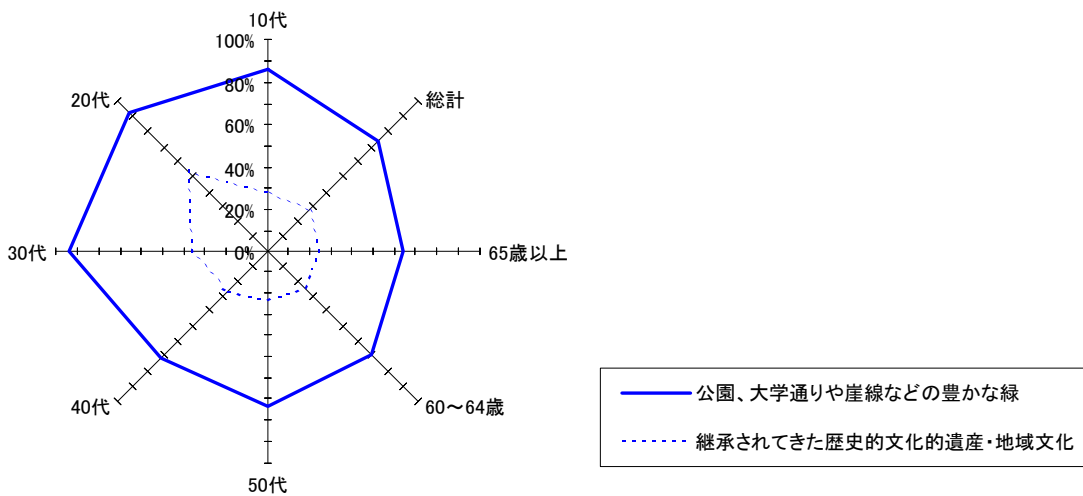


図 2-14 残したい環境についての単純集計結果（複数回答）

●30代以下の若い世代で「公園、大学通りや崖線などの豊かな緑」を選択した人が約90%と多くなっています。また20代では「歴史的文化的遺産等」を選択した人が半数以上と比較的多くなっています。居住地別では、泉地区でダイオキシン類による環境汚染を懸念する人が約22%と比較的多くなっています。また南部の泉地区、石田地区、矢川地区で「太陽光等の自然エネルギーの活用」を選択した人が約30~40%と比較的多くなっています。

【年代】



【居住地】

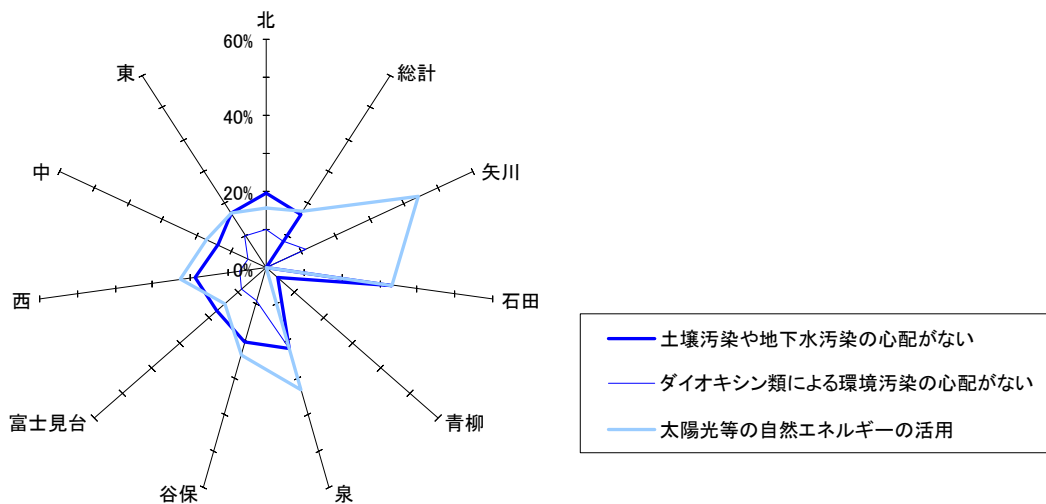


図 2-15 残したい環境についてのクロス集計結果 (複数回答)

<環境に関する日常行動>

- 資源循環に関する行動としては、「ごみを分別している」に90%以上の回答者が「いつも行っている」と回答しており、「使った油を流しに流さない」「生ごみの水切りをしている」に約78%、また同様に「地域の資源回収に協力している」に約69%の回答者が「いつも行っている」と回答しています。一方で「生ごみのたい肥化」には40%以上の回答者が「今後も行わない」と回答しています。
- 省エネ、地球環境保全行動としては、「電気をこまめにきる」行動を「いつも行っている」と回答した人が約66%と比較的多くなっており、同様に「最寄りの駅までは自転車・徒歩などで行く」行動は約87%、「外出は、マイカーではなく公共交通機関を利用する」、「自動車のアイドリングをしない」行動に50%以上の人が「いつも行っている」と回答しています。
- 水の利用については、「節水に心がけている」行動を「いつも行っている」と回答した人が約56%と比較的多くなっています。一方で「雨水の浸透・利用」については「今後も行わない」と回答した人が約55%となっています。

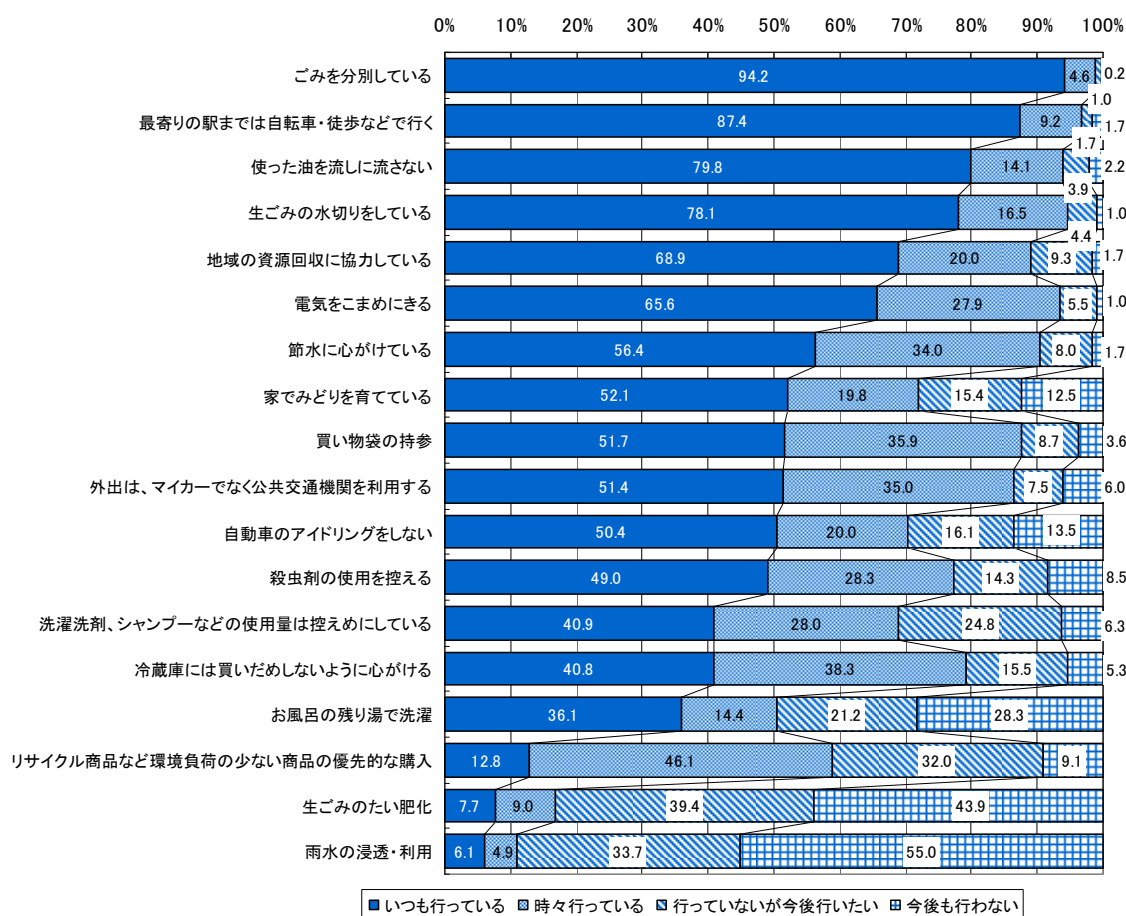
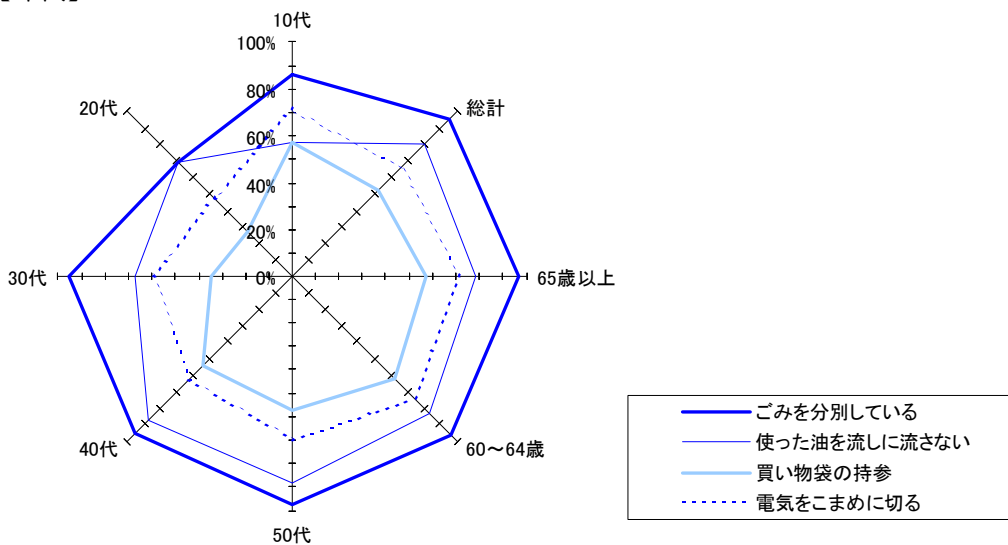


図 2-16 環境に関する日常行動についての単純集計結果

●20代以下の若い世代では「ごみを分別している」「使った油を流しに流さない」など、ごみ減量や水質保全への行動を「いつも行っている人」が他の世代よりも比較的少なくなっています。その反面、「電気をこまめにきる」、「買い物袋の持参」する行動については10代で実施している人が比較的多くなっています。居住地別では矢川地区で、「使った油を流しに流さない」「洗濯洗剤、シャンプーなどの使用量は控えめにしている」などの水質保全や「節水を心がけている」「雨水の浸透、利用」などの行動を「いつも行っている」人が比較的多くなっています。

【年代】



【居住地】

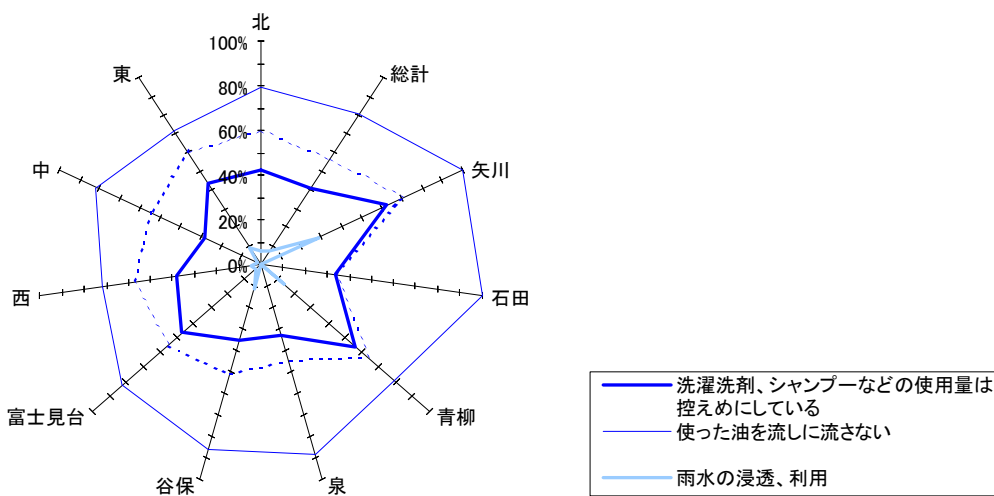


図 2-17 環境に関する日常行動についてのクロス集計結果

<環境の保全に向けた有効策>

●「市民が環境への関心を持つ」と回答した人が約68%と最も多く、「事業者が環境に配慮する努力をする」、「行政が積極的に規制・誘導をする」との回答よりも多くなっています。その他「家庭ごみ減量に5R^{*}で取り組む」、「有害化学物質等の環境情報の公開」が有効と回答した人が60%以上と多くなっています。

- ※5R…Reduce（リデュース）：ごみになるものを減らします
- Reuse（リユース）：使い捨てせずにそのままの形状で何度も使います
- Repair（リペア）：修理。修繕しながら物を大切に使います
- Return（リターン）：使用済み製品を販売店へ返します
- Recycle（リサイクル）：原材料として再生して使います

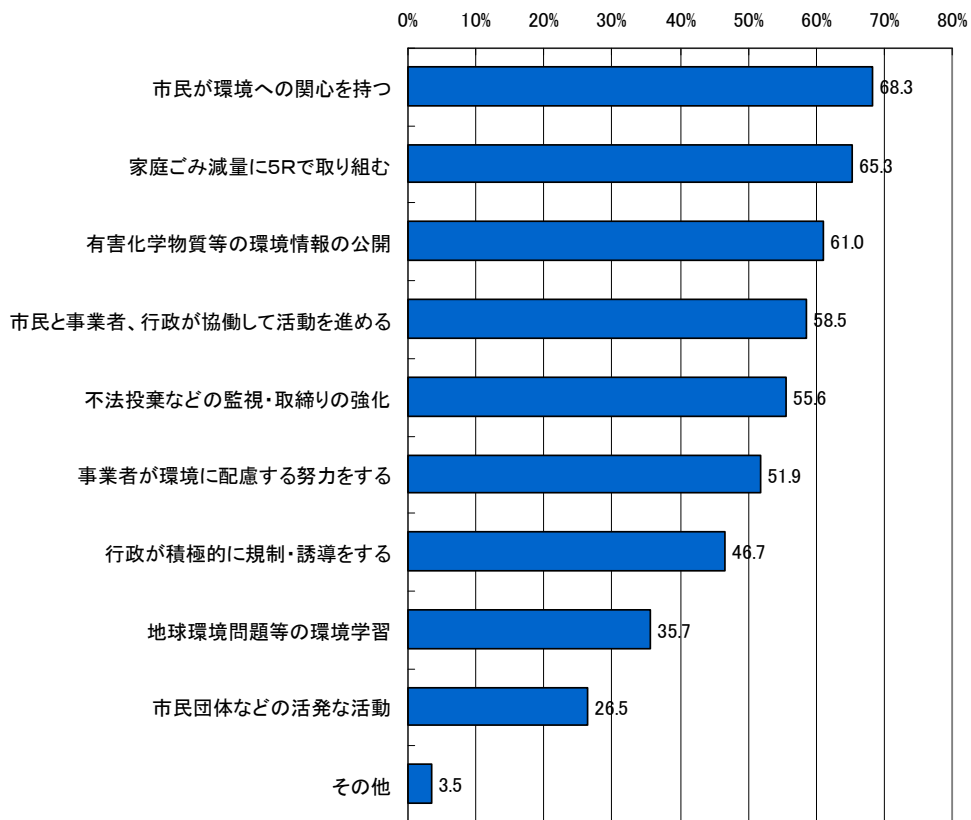


図 2-18 環境の保全に向けた有効策についての単純集計結果（複数回答）

(2) 事業者アンケート調査

<調査概要>

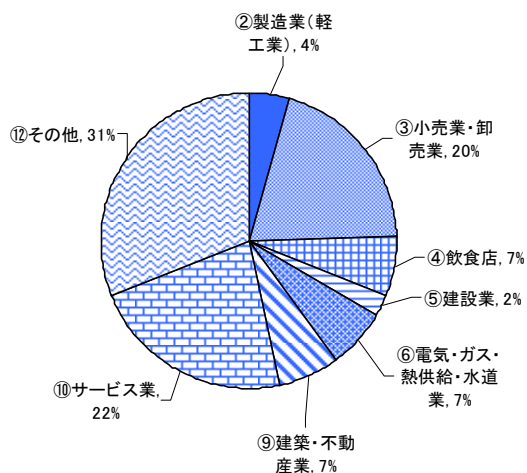
本調査の目的は、「環境基本計画」の策定にあたり、日ごろ環境に配慮している事業者としての環境保全への考え方、市への要望を把握し、計画策定のための基礎資料とすることです。

調査では、市内190事業者を対象として無作為に抽出し、平成24年1月5日から1月16日の期間に郵送配布、郵送回収にて実施しました。回収数は45票であり、回収率は23.7%となっています。

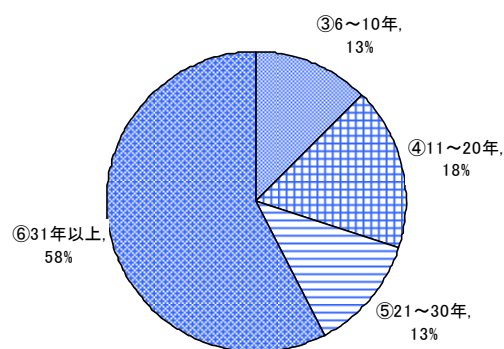
<属性>

- 回答者の業種は、多い業種で「サービス業」「小売業・卸売業」に従事している人がそれぞれ約22%、約20%ずつとなっています。31年以上営業されている事業所が約58%、3人以下の事業所が約40%であることから、小規模で長年営業されている事業所が多いと思われます。

【業種】



【年数】



【就業者数】

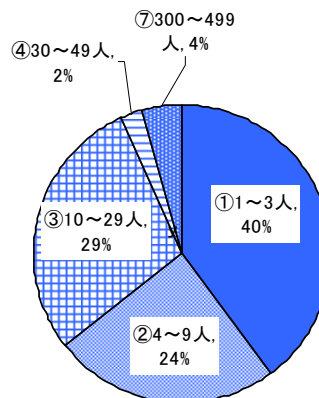


図 2-19 回答者の属性(事業者)

＜環境への配慮に関する具体的な取組＞

- 「再生紙使用や紙の使用量削減」「ごみ発生抑制」はともに約80%以上の事業所で、次いで「エコマーク商品等の購入や使用」、「事業所での省資源化や省エネルギー化」、「汚染物質を適正に処理」が50～60%の事業所で取り組まれています。

「自動車から電動自転車に替える」、「低公害車利用や自動車使用を控える」ではそれぞれ回答者の約44%、約40%が「取り組んでいないが今後取り組みたい」と回答しています。

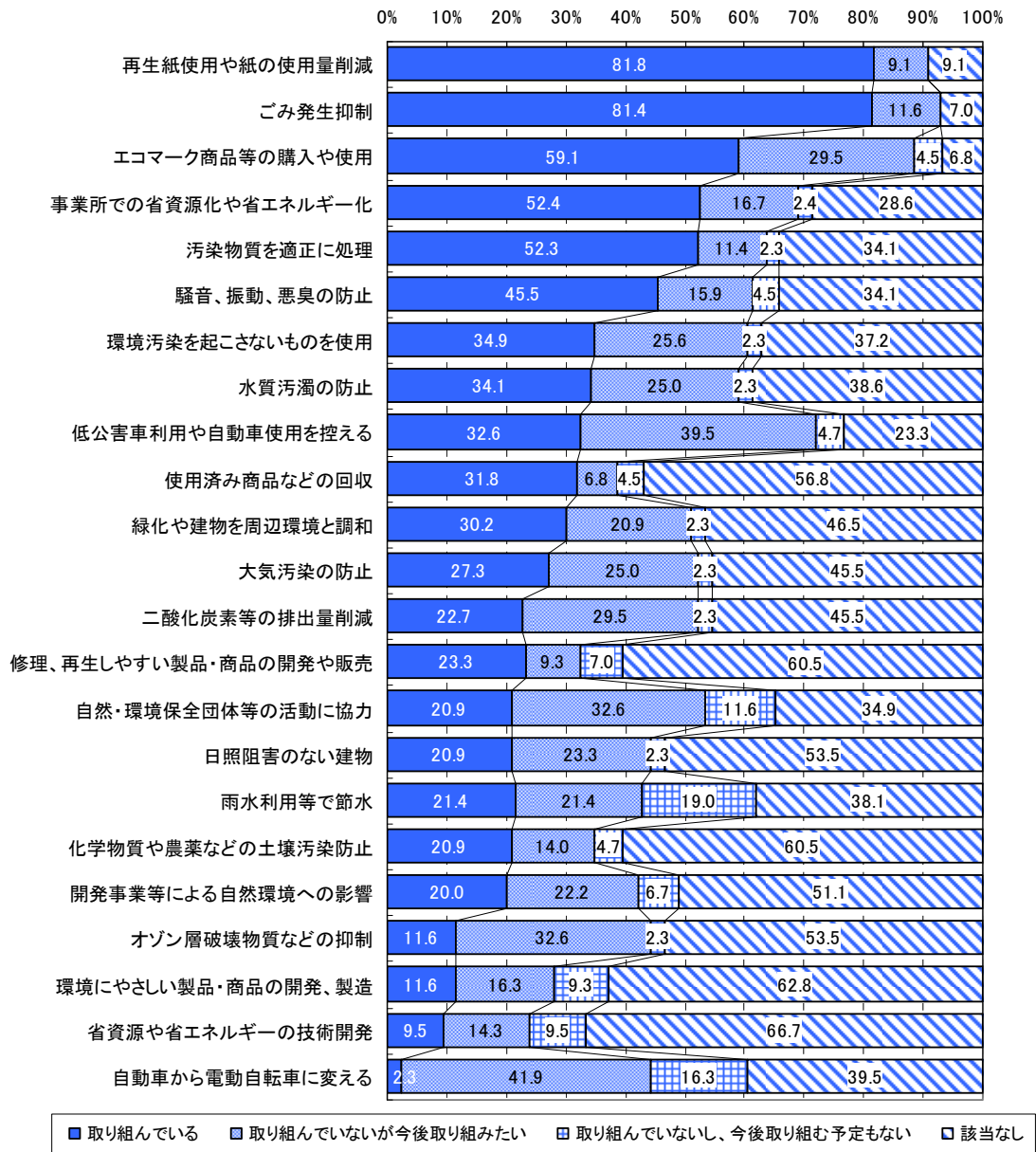


図 2-20 事業者の環境への配慮に関する具体的な取組

<環境負荷の実態についての把握状況>

- 事業活動にともなって環境負荷を与える事項について、数値を把握しているか確認したところ、車両保有台数や電気・ガスの使用量については約80～90%の事業所が概数で把握していると回答しています。これに対して、事業活動に伴う二酸化炭素排出量について詳細または概数で把握している事業所は約14%と少なくなっています。

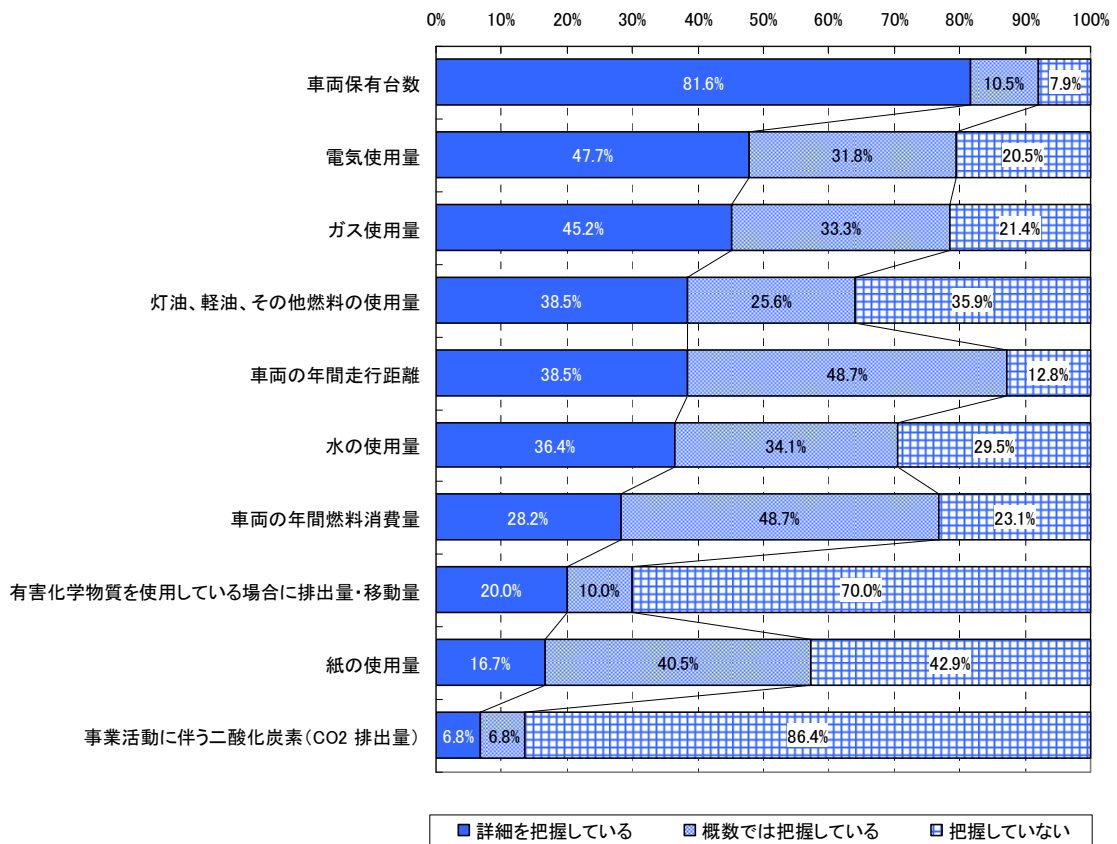


図 2-21 事業者の環境負荷の実態についての把握状況

＜環境保全の体制や方針＞

- 「地域社会に貢献している」と回答した事業所が約67%と最も多くなっています。一方で、「専門部署を設置している」が約11%と最も少なくなっています。

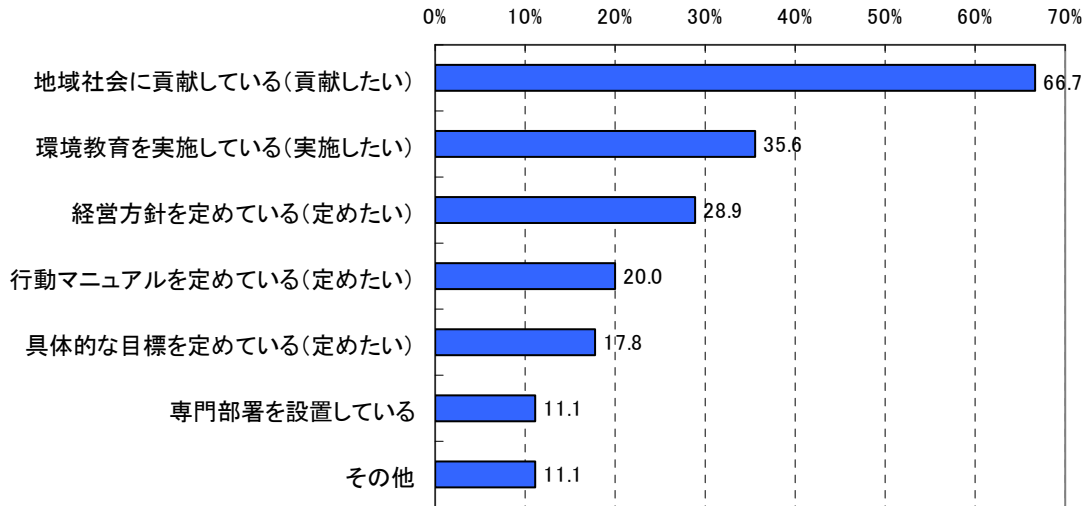


図 2-22 事業者の環境保全の体制や方針

＜環境問題の考え方・動機付け＞

- 「企業の社会的な責務」と回答した事業所が約47%と最も高く、次いで「コスト削減や利益率の向上」が約38%、「顧客ニーズとして取り組む必要がある」が約31%となっています。

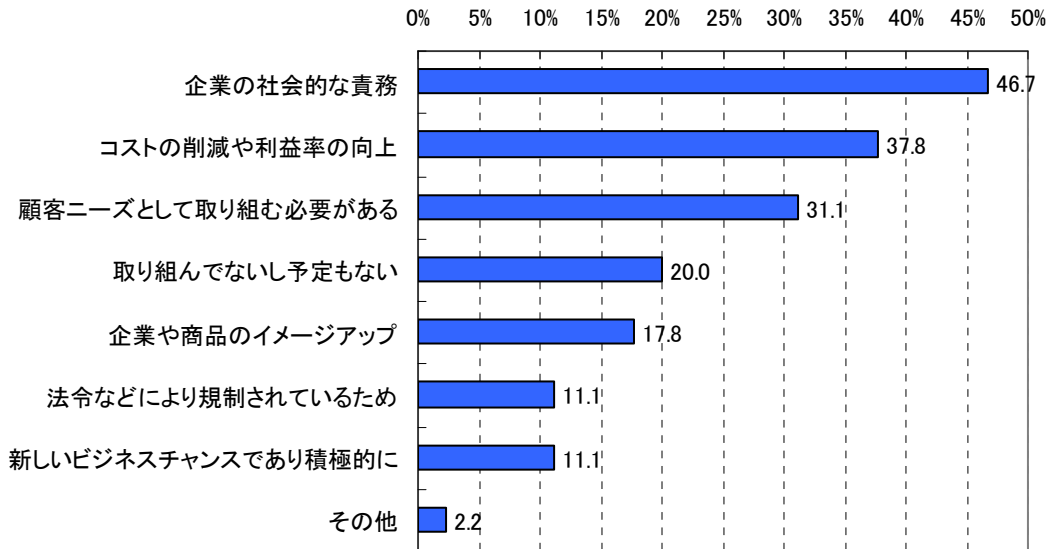


図 2-23 事業者の環境問題の考え方・動機付け

(3) 教育機関アンケート調査

<調査概要>

本調査の目的は、「環境基本計画」の策定にあたり、日ごろ環境に配慮していることや、教育機関としての環境保全への考え方、市への要望を把握し、計画策定のための基礎資料とすることです。

調査では、市内の教育機関19か所を対象に、平成24年1月5日から1月16日の期間に郵送配布、郵送回収にて実施しました。回収数は14票であり、回収率は73.7%となっています。

<属性>

- 回答者の施設に從事する職員数は、「10～29人」が約60%と最も多く、次いで「50～99人」が約30%、「4～9人」および「30～49人」が各10%弱となっています。

【従業員数】

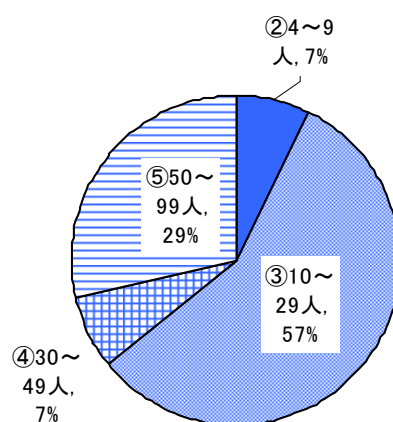


図 2-24 回答者の属性(教育機関)

＜環境への配慮に関する具体的な取組＞

- 「再生紙使用や紙の使用量削減」「ごみ発生抑制」はともに全ての教育機関で取り組まれています。「自動車から電動自転車に替える」では回答者の50%が、「雨水利用等で節水」では約36%が「取り組んでいないが今後取り組みたい」としています。

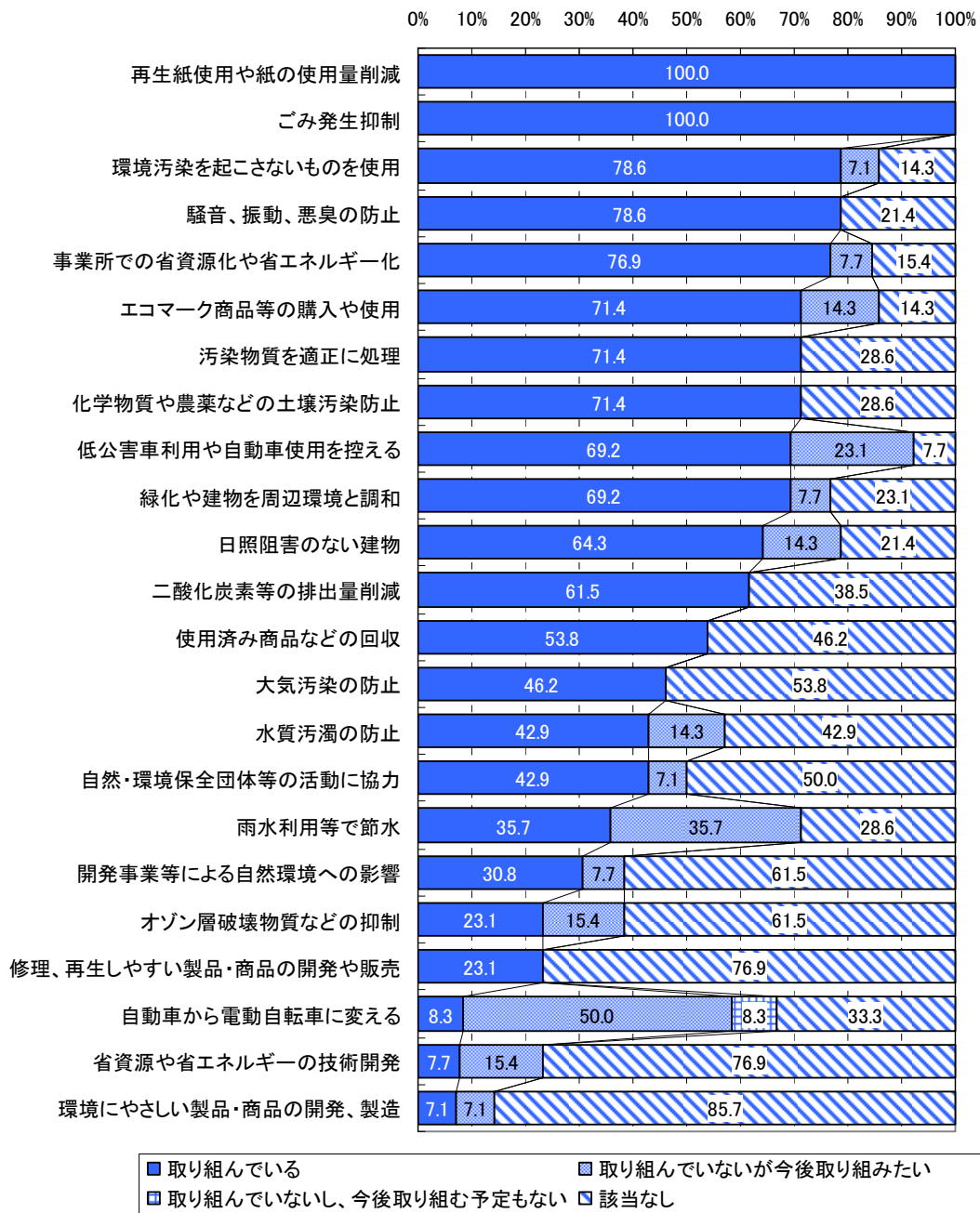


図 2-25 教育機関の環境への配慮に関する具体的な取組

<環境負荷の実態についての把握状況>

- 事業活動にともなって環境負荷を与える事項について、数値を把握しているか確認したところ、車両保有台数については約82%、水の使用量については約71%、電気・ガスの使用量については約64%の教育機関が詳細を把握していると回答しています。一方、事業活動に伴う二酸化炭素の排出量については約29%に留まっています。

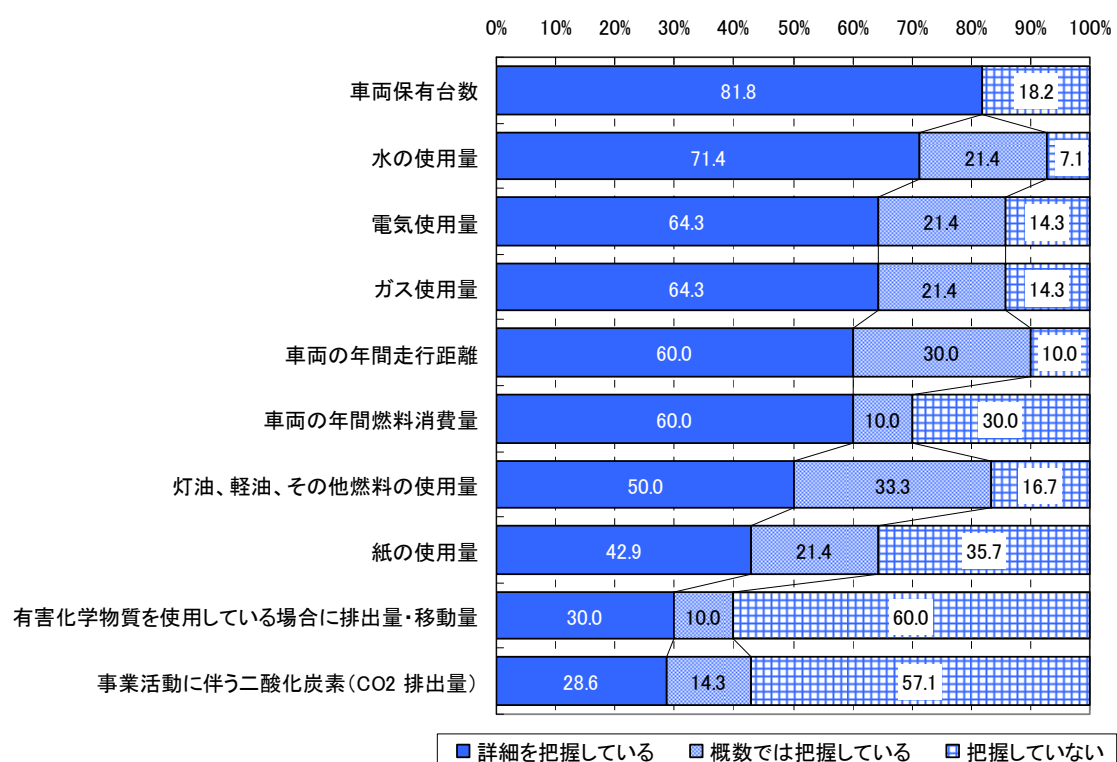


図 2-26 教育機関の環境負荷の実態についての把握状況

＜環境保全の体制や方針＞

- 「地域社会に貢献している（したい）」と回答した教育機関が約79%と最も高くなっています。一方で「専門部署を設置している」が約14%と最も低くなっています。

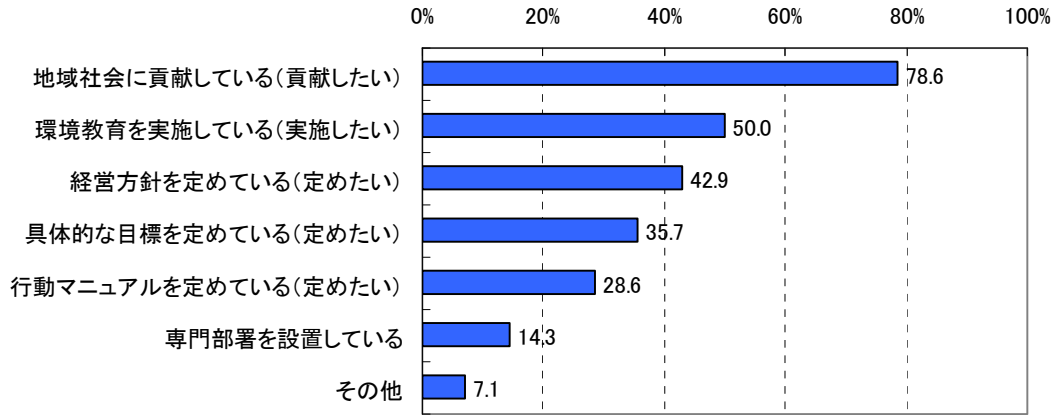


図 2-27 教育機関の環境保全の体制や方針

＜環境問題の考え方・動機付け＞

- 「企業の社会的な責務」と回答した教育機関が約71%と最も高く、次いで「コスト削減や利益率の向上」が約50%、「企業や商品のイメージアップ」が約36%となっています。

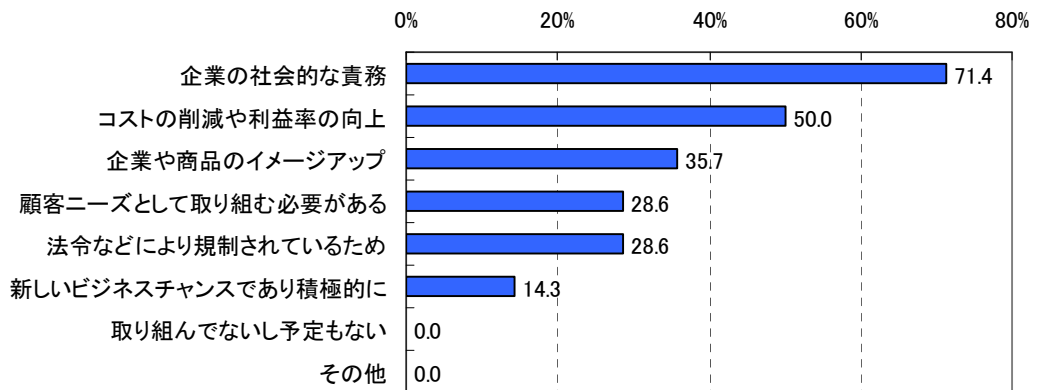


図 2-28 教育機関の環境問題の考え方・動機付け

(4) アンケート調査結果総括

<市民>

- 「緑や生き物」については60代以上で関心が高く、「違法駐車・放置自転車、ポイ捨てや不法投棄」などのマナーに関する問題については学生を中心とした20代以下の若い年代で関心が高くなっています。
- 石田地区、青柳地区等の南部では、農業者等から「緑が豊かではあるが不法投棄が目につく」と指摘されており、行政が積極的な規制・誘導をすべきとの声が多くなっています。
- 10代をはじめとした若い年代では、水質保全や資源循環利用に向けた取組の実施率が低い傾向にあり、一方節電や買い物袋など身近な生活に関連する取組への実施率が高くなっています。
- 居住人数が5人以上の世帯では、「家庭ごみ減量に5Rで取り組む」ことが環境保全に向けて有効であるとしており、居住人数が多い程、省エネ、省資源化の取組への実施率が高くなる傾向にあります。
- 南部地域では、太陽光などの自然エネルギーの活用への関心が比較的高く、その一方で、雨水の浸透・利用については関心が低くなっています。

<事業者>

- 自動車の使用を控えることや、「自然・環境保全団体等の活動に協力」について今後取り組みたいとする事業者が30%以上の割合を占め、高くなっています。
- 環境負荷の実態について、経費に影響する事項についてはある程度把握している事業者の割合が高いのに対し、有害化学物質など環境に影響する物質の量について把握している事業者の割合は低くなっています。
- 環境に配慮した事業活動についての具体的な目標や行動マニュアルを定めている事業者は、約20%以下と低くなっています。

<教育機関>

- 「自動車から電動自転車に替える」「雨水利用等で節水」について「今後取り組みたい」と考えている教育機関が半数程度を占めており、省エネ、省資源の取組についての関心高いことがわかります。
- 環境負荷の実態について、経費に影響する事項についてはある程度把握している教育機関の割合が高いのに対し、有害化学物質など環境に影響する物質の量について把握している教育機関の割合は低くなっています。
- 「地域社会に貢献している（したい）」と考えている教育機関が約79%と多くなっていますが、専門部署を設置して取り組んでいる所は約14%に留まっています。

2) 環境の現状と課題

ここでは、国立市の環境の現状と課題を環境の範囲（P5）で示した条例の区分に基づいて分けて整理します。

環境の範囲①

地下水、湧水、河川、緑地、農地、崖線、樹木その他の自然環境の体系的な保全、回復及び創出に関すること。

河川・水路・湧水

【現状】

- ・ 市内の河川として、南部地域に多摩川、矢川が流れています。過去には生活雑排水などによる水質汚染が発生していましたが、現在では改善しています。
- ・ 府中用水は、身近な親水空間、動植物の生息環境として重要な役割を担っており「疎水百選」にも選ばれていますが、不法投棄、水路の維持管理の継続などの問題が懸念されます。
- ・ 主な湧水にママ下湧水と谷保天満宮の常盤の清水があり、これらは「東京の名湧水57選」に選定されています。
- ・ 市民の水環境への意識は、比較的高い結果となっていますが、水がきれいであるという認識は低くなっています。



身近な水辺のママ下湧水公園

【課題】

- ・ 河川、水路、湧水の特性や歴史などについて積極的に情報発信することで、市民の水環境への意識を高めるとともに、水質の改善、水辺環境の保全・活用を進める必要があります。
- ・ 市民参加など水路の維持管理を継続的にできる仕組みづくりの検討が必要です。

緑地

【現状】

- ・ 青柳崖線の豊かな連続した緑地が残されています。
- ・ 市内のまとまりある緑としては、JR南武線以北に大学通りの緑地帯や一橋大学敷地内の緑、以南の青柳崖線や多摩川などの自然空間、屋敷林や用水路と一体となった農地などの自然環境が残っています。

【課 題】

- ・ まとまった緑を構成する民有林の重要性などについて情報発信するとともに、所有者への呼びかけを進め、積極的に保全していく必要があります。

緑 化

【現 状】

- ・ 人口1人当たり都市公園面積は多摩地域で八番目に少ない状況です。
- ・ 以前の宅地造成では区画が大きく、個々の宅地に緑を確保するスペースがありましたが、現在は相続等により土地の分割が進み1区画の面積が小さくなり、宅地内での緑の確保が困難になっています。
- ・ 国立市は、公園緑地面積や緑被面積が十分に確保できておらず、また都市化の進展により新たな緑地を確保することが困難な現状にあることから、市域の6割を占める民有地の緑化を進めており、生垣助成制度を設けています。

【課 題】

- ・ 民有地の緑化を進めていく必要があります。
- ・ 公園の整備を継続的に進めていく必要があります。

農 地

【現 状】

- ・ 農地は、市民に提供する食物生産と産業の場であり緑地空間としても貴重な存在ですが、相続や収益性の問題等から減少しています。また、担い手不足の問題もあり、地域産業としての農業の維持が困難になっています。
- ・ 市民農園は、約8,000㎡以上整備されていますが、自然とのふれあい、健康づくりやレクリエーションの機会として関心が高く、需要が多いことから、区画数が不足しています。



市街地に広がる農地



市民農園の様子

【課題】

- ・ 持続可能な農業経営を実現するため、農業経営者の育成などのソフト面や水路の整備などハード面を中心とした営農環境の整備など営農支援を行う必要があります。
- ・ 市民農園の区画数の増加、体験農園の開園などを通じて、自然とふれあえる機会を提供する必要があります。

崖線

【現状】

- ・ 市内には、国分寺崖線と立川崖線、青柳崖線の3つの崖線があります。国分寺崖線、立川崖線は既にそのほとんどが宅地等に置き換わっているのに対して、青柳崖線は一部を除いて本来の姿を残しています。
- ・ 青柳崖線の半分弱を占める私有地は、個人の責任で管理が行われていますが、樹木が巨木化して倒木の危険など、十分な維持管理に課題がある状態です。また、崖線の一部には住宅等があり、今後新たな住宅の建設による崖線の減少が懸念されています。
- ・ 市民アンケートの結果では、「崖線など豊かなみどり」を残したいと回答した人の割合が72%となっており、関心が高いことがわかります。

【課題】

- ・ 崖線の維持管理は、市での用地取得や借地などにより適切に行う必要があります。
- ・ 崖線を保全する際には、植生や生息する動物に配慮した保全、育成を進める必要があります。



宅地化されている立川崖線



豊かな緑が残っている青柳崖線

大 気

【現 状】

- ・ 都の大気汚染常時監視測定局による平成23年度の市内大気汚染物質の測定結果を見ると、二酸化窒素、浮遊粒子状汚染物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、ベンゼン濃度については環境基準を下回り良好な環境を保っていますが、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は環境基準を超えていました。また、市内に測定局が無いオキシダントについては、近隣の測定局（立川市、府中市）において環境基準を超えていました。
- ・ 光化学スモッグについて、都内における注意報は平成14年度から平成22年度まで毎年発令されており、多摩中部における注意報は平成14年度の15回が最大であり、直近の平成22年度においても12回と多くなっています。
- ・ ダイオキシンに関しては、平成11年度から市内6地点で調査を実施しており、環境基準を上回る地点はありませんでした。
- ・ 自転車使用環境の整備や自転車利用の呼びかけを通じて、自動車による渋滞の緩和や大気汚染の防止に努めています。

【課 題】

- ・ 今後も継続的に固定発生源、移動発生源対策に努める必要があります。

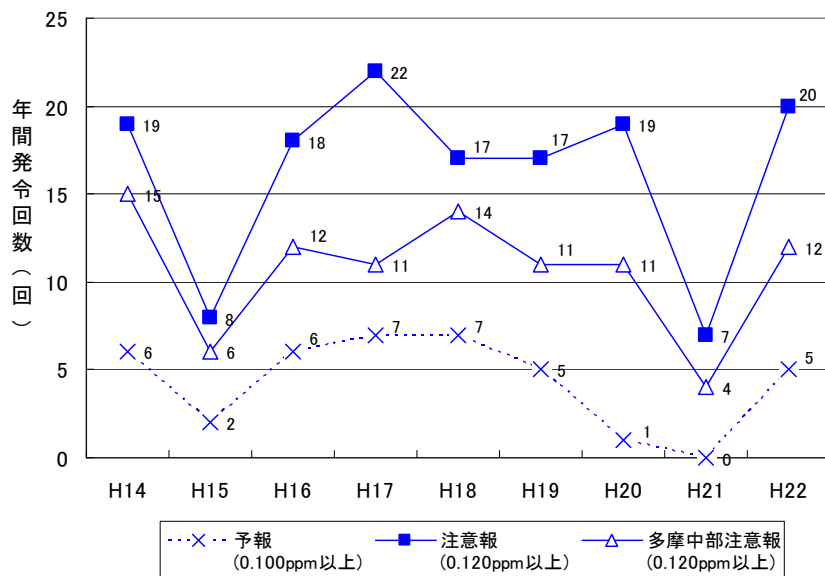


図 2-29 光化学スモッグ注意報の発令回数

出典：環境政策課

水 質

【現 状】

- ・ 矢川、ママ下湧水、青柳段丘湧水、多摩川および府中用水における近年の水質調査結果は、いずれも環境基準を下回っています。
- ・ 河川水質に対する市民の認識はあまりきれいではないと考えている割合が高くなっており、調査結果と市民意識に差があることがわかります。

【課 題】

- ・ 今後も良好な水質を維持するとともに、市民の水環境に対する意識を高める必要があります。

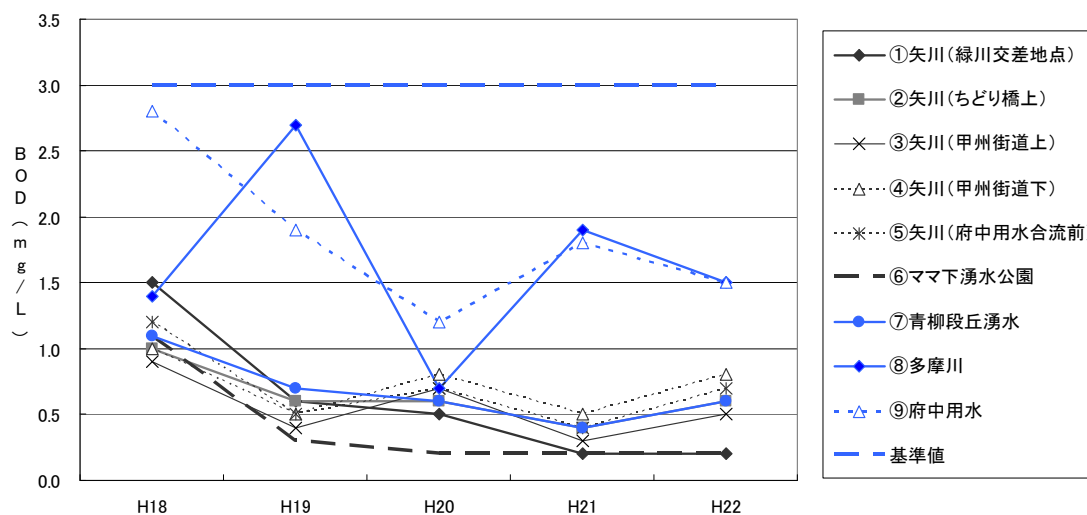


図 2-30 水質調査結果 (BOD)

出典：環境政策課



※図中番号は、図 2-30 の番号と対応している。

図 2-31 水質調査地点位置図

出典：環境政策課

土 壤・地下水

【現 状】

- ・ 土壤汚染については、工場廃業時など調査義務に従って土壤汚染調査が行われており、汚染が判明した場所は随時対策が取られています。
- ・ 一部の浅井戸では、テトラクロロエチレンなどの有害物質が環境基準を超過しており、浄化作業が進められています。なお、平成22年においては15か所中2か所が基準を超えています。

【課 題】

- ・ 今後も地下水汚染の浄化を進めるとともに、継続的なモニタリング、事業者への有害化学物質の管理徹底を呼びかける必要があります。

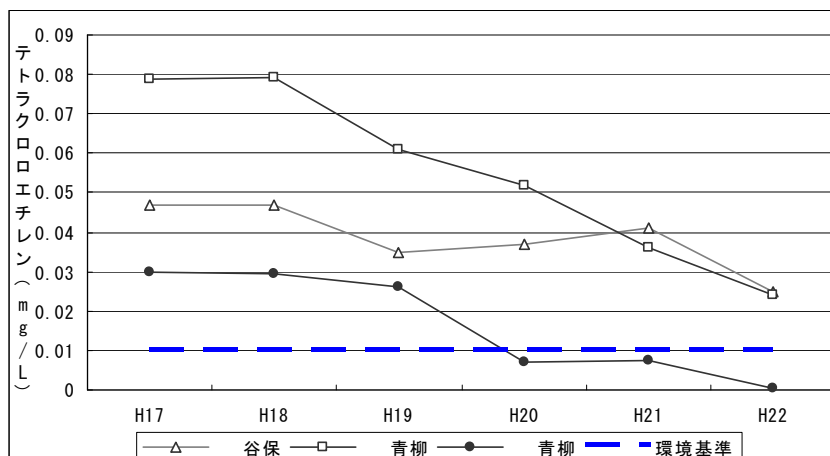


図 2-32 地下水の水質調査結果

出典：環境政策課

騒音・振動

【現 状】

- ・ 主要道路（甲州街道、大学通り、石田街道）の道路交通騒音・振動調査では、夜間騒音が一部で要請限度を超えていましたが、日野バイパス等の開通による交通量の減少や低騒音型舗装の導入などの対策により、平成18年度以降要請限度を下回っています。
- ・ カラオケ、飲食店の換気扇、室外機、集合住宅内での隣接住人の生活音等、住宅地特有の日常生活から発生する騒音苦情が多く、問題になっています。

【課題】

- ・ 交通騒音・振動の軽減、発生抑制に向けた発生源対策、自動車利用者や事業者への啓発を進めていく必要があります。
- ・ 近隣住民への配慮などの呼びかけを通じて、日常生活に伴う騒音の発生抑制を進める必要があります。

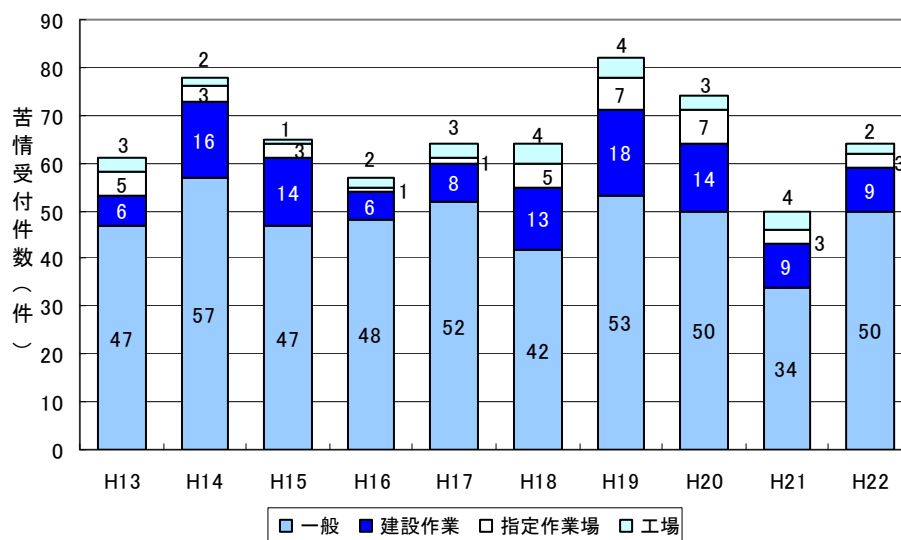


図 2-33 騒音発生源別公害苦情受付件数

出典：環境政策課

臭 気

【現状】

- ・ 既存の田畑と住宅が近接している地域が近年増えており、野焼きによる臭気に対する苦情件数が多くなっています。なお、一部の例外を除いて野焼きは原則禁止されています。
- ・ 飲食店の調理臭気に対する近隣住民の苦情なども発生しています。

【課題】

- ・ 野焼きによる近隣とのトラブルを回避できるよう正確な情報発信に努めるとともに、農家と周辺住宅地住民の相互理解に努めるなど、農業における野焼き対策を進めていく必要があります。
- ・ 事業者へ調理臭気の周辺環境への配慮を促す必要があります。

電磁波

【現 状】

- ・ 国は電波防護指針により基準値を定めており、これに基づいて電波利用施設や機器から発生する電磁波はその基準以下に抑えられています。また、WHOは、国際ガイドラインを下回る電磁波が健康に悪影響を及ぼす証拠はないとの見解を示しています。
- ・ 市内では、携帯電話基地局建設を巡り、建設予定地周辺の住民から電磁波の影響を懸念する声が上がるといった事例がありました。

【課 題】

- ・ 電磁波に関する情報を市民に提供し、同時に健康に与える影響について理解に努める必要があります。
- ・ 携帯基地局建設問題に際しては、建設に関する情報の周知や、住民との合意形成のあり方について検討する必要があります。

低周波音

【現 状】

- ・ 低周波音は、すべての人が一律に感じることはできないこともあり特別な問題として取り扱われていないことから、現在も規制値が示されていません。このため、環境省が低周波音に係る参照値を示していますが、低周波を発生させる機器の製造メーカーによる参照値への対応は、それぞれのメーカーにゆだねられています。
- ・ 市内では、建設重機や戸建て住宅のヒートポンプ給湯器が原因と考えられる低周波に対する苦情が住民から寄せられた事例がありました。

【課 題】

- ・ 市民からの低周波音に対する苦情対応や意見聴取に努めるとともに、これらの情報を基に国に対して都と共に改善を働きかけていく必要があります。

放射性物質

【現 状】

- ・ 市内においても福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響が広がりました。東京都が健康安全研究センター（新宿区）に設置しているモニタリングポストの放射線量は、事故発生直後高い数値を示していましたが、現在事故発生以前の観測値に近い数値で推移しています。
- ・ 国立市では、空間や土壌などの放射線量の測定を行うとともに、「くにたち放射能情報連絡会」で放射能に関心を持つ市民と市で情報交換を行ってきました。
- ・ 市民アンケート結果では、放射能汚染が気になると回答した人の割合が34%と高く、また測定体制の充実や情報公開を望む声が多く挙がっています。

【課 題】

- ・ 放射線に対する監視体制を維持し、実施結果を公表することが必要です。
- ・ 各測定結果を国立市のホームページ上以外でも広く公表することを検討するとともに、国や都と共に対策に取り組む必要があります。

廃棄物・資源

【現 状】

- ・ 市は、平成18年（2006年）に循環型社会形成推進計画を策定してごみ排出削減に取り組んでおり、平成22年（2010年）度における排出量が目標を50.7g下回りました（823.6g/日・人）。しかし、これは多摩地域の平均（814.3g/日・人）と比較するとまだ9.3g多い状況です。
- ・ 埋め立てごみ「ゼロ」に取り組んでおり、平成22年度に達成しました。
- ・ 資源循環を推進するため、5Rに取り組んでいます。
- ・ 給食センターから出される調理残さを利用したたい肥化や、廃食用油の資源化に取り組んでいます。
- ・ 集団資源回収について、協力する団体、業者に奨励金を支給しており、参加団体数、支給金額ともに年々増加しています。

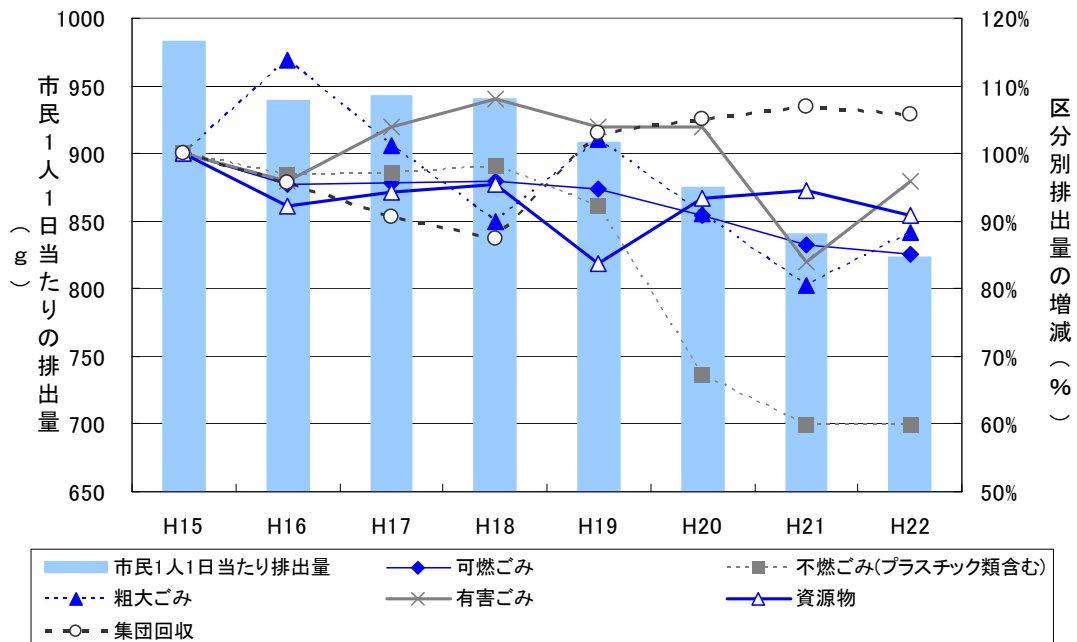


図 2-34 ごみ排出量の増減

出典：東京市町村自治調査会

【課題】

- ・ ごみの適正処理、資源化、埋め立てごみ「ゼロ」を今後も継続していくことが必要です。
- ・ 5Rや各種リサイクルの取組について情報発信するとともに、市民に向けたごみ減量効果の公開方法について検討する必要があります。
- ・ ごみ減量協力店等を通じて、使用済み製品を販売店へ返す（リターン）取組を推進する必要があります。
- ・ タバコやごみのポイ捨て、ペットの排泄物の処理に関して意識啓発を図るとともに、必要に応じて条例等による規制を検討する必要があります。

生物多様性

【現 状】

- ・ 国は、「生物多様性国家戦略2010」を策定し、生物多様性の状況の分析、持続可能な利用、社会における主流化、外来種対策等を進めています。
- ・ 都は、平成24年（2012年）5月に生物多様性の保全を進めるため、「緑施策の新展開」を策定しており、地域別の保全の取組が盛り込まれています。
- ・ 市内のかつての緑は、北部に樹林地が広がり、南部に崖線や屋敷林などが見られました（P8 図2-3参照）。樹林地は、コナラ等の落葉樹を主体とした雑木林であり、たい肥等を作るために林床の植物や落ち葉が取り除かれるなど管理がなされていました。しかし、現在は日常で使う資材等として雑木林が利用されなくなったことで植生が大きく変化し、生育・生息する生き物に影響を与えています。
- ・ 緑の基本計画策定時に行われた市内全域を対象とした調査では、一橋大学、城山、多摩川の3か所について、植物・動物・水生生物の生息状況の把握や適切な維持管理手法の検討を行っています。
- ・ 市内においても多数の外来種の生息が確認されています。
- ・ ママ下湧水のピオトープなど、市域には市民と生き物が触れ合うことができる環境が整備されています。



自然に親しむことのできる城山

【課 題】

- ・ 市内における生物生息状況について継続的なモニタリング調査を行うとともに、国や都と協力して計画的な保全に努める必要があります。
- ・ 多くの生きものの重要な生息環境となっている崖線や水田などの水辺の保全に努めるとともに、継続的な維持管理の仕組みづくりを進める必要があります。
- ・ 生物多様性の概念の普及を進めるため、市民に対する地域環境を活用した啓発活動を推進する必要があります。
- ・ 在来種への影響が懸念されるため外来種対策を進める必要があります。

水資源

【現 状】

- ・ 市は、水循環基本計画を定め、市域内における良好な水資源の保全に向けて各種施策を推進しています。
- ・ 地下水の涵養および汚濁負荷量削減のために必要な雨水浸透ますの普及を進めており、平成23年度末時点では、市内全域で14,000基以上が設置されています。
- ・ 雨水の有効利用を図るため、市と市民が企業の協力を得ながら雨水タンクの導入に取り組んでいます。
- ・ 市民の水資源についての意識として、枯渇に対する関心や雨水浸透ます等の設置による地下水涵養の必要性の認識は低くなっています。

【課 題】

- ・ 地下水涵養の重要性などについて市民の意識を啓発する必要があります。
- ・ 豊富な湧水量を維持していくために、緑地の保全や雨水浸透ます等の設置による地下水涵養を図るとともに、雨水の有効利用にも努める必要があります。
- ・ 歩道、駐車場、公園等でアスファルト舗装をする場合は透水性舗装の採用を推進する必要があります。



市役所で普及用に展示されている雨水浸透ます



雨水を活用できる雨水タンク

エネルギー

【現 状】

- ・ 市民の再生可能エネルギーに対する意識は、市内で導入が進んでいないと考えている人が多く、また再生可能エネルギー導入支援要望などが挙がっています。
- ・ 市では、各種省エネルギーの取組や中央図書館における次世代新型空調システムを始めとした公共施設への再生可能エネルギーの導入を行っています。

【課 題】

- ・ 市民や事業者への省エネについての意識啓発などを行う必要があります。
- ・ 再生可能エネルギー利用や設備導入の支援要望への対応が必要です。



中央図書館に導入されている次世代新型空調の太陽熱パネル

環境の範囲⑦

地球温暖化の防止、オゾン層の保護、資源の保護その他の地球環境の保全に関すること。

地球温暖化

【現 状】

- ・ 日本では平成2年（1990年）を基準として平成32年（2020年）までに25%の温室効果ガス排出削減を目標に掲げ、低炭素社会の構築に向けた取組を実施しています。
- ・ 市は、全ての事務・事業を対象に、平成22年（2010年）度に第三期国立市地球温暖化対策実行計画を策定しました。計画では平成11年（1999年）度を基準として、平成23年（2011年）度から平成27年（2015年）度までの5年間で温室効果ガスの排出量を12%削減することを目標にしています。
- ・ 平成18年（2006年）度から平成22年（2010年）度の第二期国立市地球温暖化対策実行計画期間における実績では、温室効果ガスの排出量を平均で8%削減しています。また平成22年度（2010年）においては、温室効果ガスの排出量を9.9%削減しており、当初の目標値6%を上回ることができました。
- ・ 市では、自転車利用促進に向けて、環境整備や利用の呼びかけを行うことで、自家用車から排出された温室効果ガスの削減に努めています。また、市役所に電気自動車の急速充電器を設置し、電気自動車の普及にも取り組んでいます。

【課題】

- ・ 市域全体から排出される温室効果ガス排出量を把握するとともに、計画的な対策の推進を通じて、温室効果ガスの排出削減を進める必要があります。
- ・ 市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出削減に率先して取り組むとともに、市民・事業者が取組成果を発信することで省エネに対する関心を高めます。



市役所に設置された電気自動車用急速充電器

オゾン層破壊

【現状】

- ・ 国内における主要なオゾン層破壊物質の生産はすでに全廃されています。しかし、過去に生産され、冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充填されたオゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）が相当量残されています。
- ・ 特定のフロン使用機器を廃棄するときは、法律に従って行う必要があります。機器の種類により家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン回収・破壊法によって規制されています。

【課題】

- ・ フロンが使われている機器はフロンの漏出に注意して取扱う必要があります。
- ・ フロン使用機器の修理や廃棄、フロンの回収や破壊は、専門業者に依頼して確実に処理する必要があります。

景 観

【現 状】

- ・ 市は、都市景観形成条例を定めるとともに、都市景観形成基本計画を策定し、これらに基づいて景観行政を推進しています。
- ・ 大学通りは、国立市のシンボル道路であり、広幅員の直線的な道路が沿道の建物と高木の並木、幅広い緑地帯が一体となって魅力的な景観を形成しています。
- ・ 大学通りは、平成18年度に都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」として選定されました。また、「新東京百景」「環境色彩10選」「新・日本街路樹100景」「新・東京街路樹10景」にも選ばれています。
- ・ 近年、市街地において、高層マンション建設や屋外広告物などによる景観への影響が懸念されています。
- ・ 多摩川沖積地と立川段丘の間に形成された青柳崖線は南部を特徴づける貴重な自然緑地景観を形成しており、線的に連続する崖線は緑豊かな樹林を南側から直接眺望することができます。しかしながら、近年、相続等を起因として田畑や山林の減少が著しく、緑豊かな南部の自然景観の変化が懸念されています。



大学通りの桜並木の様子



屋外広告物の様子

【課 題】

- ・ 地域ごとの景観特性に応じたルールづくりを推進する必要があります。
- ・ 高層建築物に関する規制対象地域の範囲や高さなどについて検討する必要があります。
- ・ 屋外広告物の色彩、配置、面積等について検討する必要があります。

歴史的文化的遺産

【現 状】

- ・ 市は、谷保天満宮をはじめとし、市内の指定・登録文化財および市所有の文化財などの保存に努めるとともに、史跡案内板の設置・修繕、文化財の周知を行っています（平成24年（2012年）4月現在、指定文化財26件、登録文化財84件）。その一方で、一部の文化財については調査が進められていますが、保存が進んでいない現状も見られます。
- ・ くにたち郷土文化館は、郷土の歴史と自然、文化を市民に伝え、次代の人々に継承する中心施設として活用されています。
- ・ 平成24年（2012年）7月、青柳一丁目と三丁目に広がる緑川東遺跡から、縄文時代の祭祀に使われた大型石棒4本（長さ1.0～1.1メートル）が敷石遺構に伴ってほぼ完全な形で並んで出土し、話題となりました。



重要文化財の他、多くの文化財を持つ
谷保天満宮



郷土文化の中心施設であるくにたち郷土文化館

【課 題】

- ・ 指定・登録文化財であることを示す表示の工夫等、市内全域の文化財や遺跡の保護・活用を図ることが必要です。

交通

【現 状】

- ・ 市内の主要な交通手段としては、市民に最も身近な自転車の他、バス、電車といった公共交通や自家用車が挙げられます。
- ・ 自転車通行環境の向上のため、市と市民団体が協働で立川警察署と意見交換を行い、自転車専用レーンや自転車道、自転車ナビマークの設置について検討しています。
- ・ 効果的な自転車の共有システムを検討するため、一橋大学と市内事業所、市が協働して実証事業を行いました。
- ・ 自転車については、アンケート結果の中で放置自転車対策や交通マナーの改善、自転車駐車場の増設といった現状の改善を望む意見が多数出ています。また、駅を利用する自転車利用者による自転車駐車場の需要が年々増加しています。
- ・ 公共交通不便地域の解消のためのコミュニティバスの導入も行われており、自家用車使用抑制によるCO2の排出削減、大気汚染の防止など、持続可能な交通手段として環境保全に貢献しています。

【課 題】

- ・ 自転車駐車場の新設および収容台数の増加など利用者のための環境整備が必要です。
- ・ 自転車専用レーンの設置を求める声や放置自転車が多く見られることから、自転車の似合うまちづくりに相応しい交通体系の整備、自転車利用者のルールづくりやマナー向上への意識啓発が必要です。
- ・ コミュニティバスの利用を促進する必要があります。

第3章 目指す将来像とその実現に向けて

1 目指す将来像と施策展開の考え方

1) 目指す将来像

国立市総合基本計画 第四期基本構想 第2次基本計画(以下、第2次基本計画と言う。)では、下に示す3つの将来像を掲げ、各種施策に取り組んでいます。そして、“人がまちをつくり、人はそのまちに育てられていくという考え方のもと、一人ひとりがその自覚をもち、これまで受け継いできたものをさらに心豊かなものにし、次の世代につなげる”という『“国立らしさ”を守り・育てる』考え方も重要であると捉えています。

本計画は、第2次基本計画を環境面から実現することを目的としています。このため、本計画では、将来像として第2次基本計画の将来像を掲げるとともに、自然と都市が共生する国立市の環境をこれからも守るため、将来像実現に向けた目標を『人と自然が共生するまち “国立らしさ”を守り・育てる』に設定します。

《将来像》

○人びとのつながりを大切にし、互いを認めあい、ともに暮らしています

言葉を交わし、あいさつを通じて出会いが生まれ、さらに人びとのつながりがひろがっていきます。そこには互いを認めあい、支えあう想いもあります。くにたちに関わる全ての人びとの自覚と意識と協調が、くにたちをつくっていきます。

○子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります

子どもたちが、まちかどや路地で楽しそうに遊び、そのそばで立ち話をしている人たちがいます。高齢者もしょうがいしゃも安心して快適に暮らしています。人びとは行き交い、お店や通りは活気にあふれ、みんな楽しく過ごしています。

○季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります

人びとは、四季折々の彩りを楽しみながら心豊かに暮らしています。さまざまな生きものの暮らしも大切にされています。そこには音楽があり、絵画があり、人びとの語らいがあり、文化や歴史が息づいています。

国立市総合基本計画 第四期基本構想 第2次基本計画より

《将来像実現に向けた目標》

人と自然が共生するまち “国立らしさ”を守り・育てる

2) 施策展開の考え方

第2章の現状と課題で示したように、私たちは、住環境や身近な自然環境、市民の誇りである景観などの“国立らしさ”を構成する環境要素の保全や、これを将来に伝えるための課題である資源循環、地球環境など、さまざまな問題への対応が必要です。

このため、本計画では、目標である『人と自然が共生するまち “国立らしさ” を守り・育てる』に基づいて施策を5つの区分に分けて捉え、それぞれに取り組んでいくこととします。なお、5つの施策の区分は、次に示すとおりです。

●自然環境と歴史分野

先人から受け継がれてきた自然環境、歴史・文化についての施策です。

●都市環境分野

良好な街並み景観や市街地の緑づくり、コンパクトな市域をいかした交通など、都市環境についての施策です。

●生活環境分野

事業活動や日常生活にともなう公害など安心・安全に関連する環境についての施策です。

●資源循環分野

廃棄物や各種資源など、資源の有効利用についての施策です。

●地球環境分野

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題についての施策です。

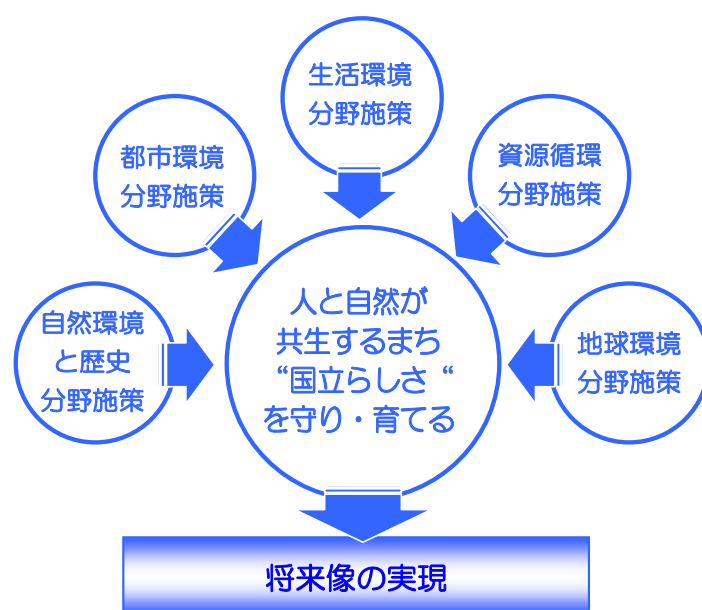


図 3-1 施策展開のイメージ

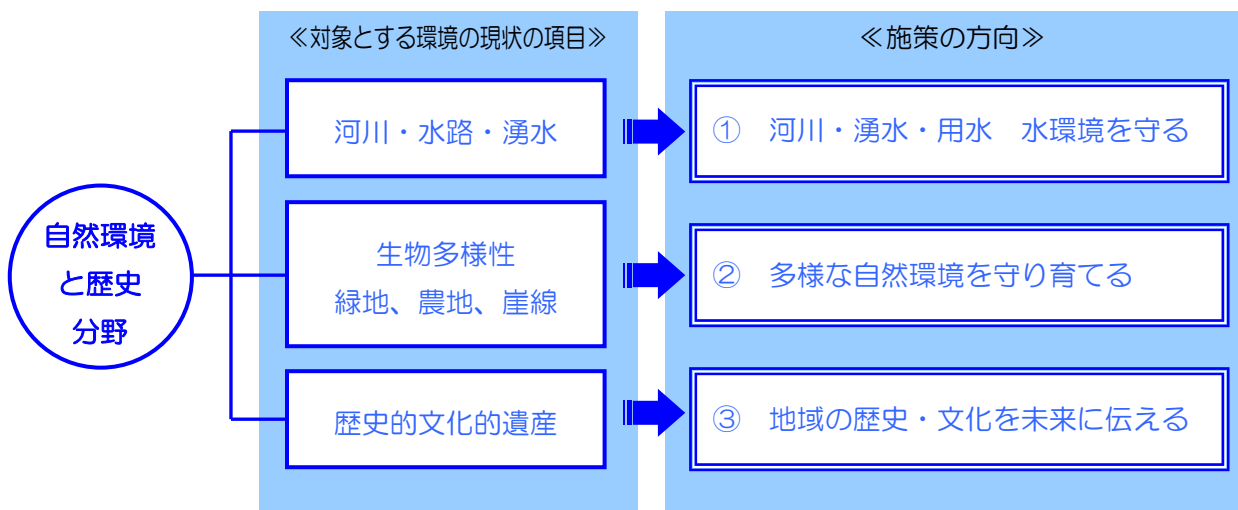
2 施策の方向

5つの施策の区分ごとに施策を展開するにあたり、ここではそれぞれの「施策の方向」および「対象とする環境の現状の項目」を整理します。

なお、「対象とする環境の現状の項目」とは、第2章 2) 環境の現状と課題（P31～48）で示した項目を示しています。

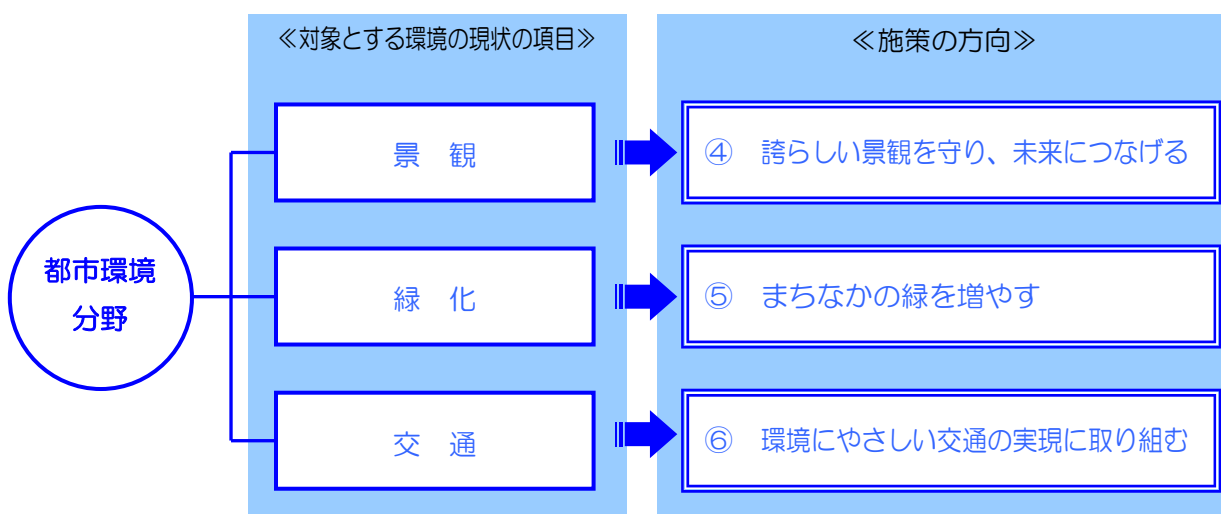
《自然環境と歴史分野》

市内には、湧水やこれらを源とした矢川、多摩川や府中用水などの水辺、一橋大学や南養寺、青柳崖線、谷保天満宮などのまとまった緑、JR南武線以南に多く見られる農地といった自然資源、また遺跡や歴史的建築物、伝統・文化といった先人が残した掛け替えのない歴史資源が数多く残されています。このような国立市の大切な宝物をこれからたいせつに保全するとともに、将来の世代に伝えていきます。



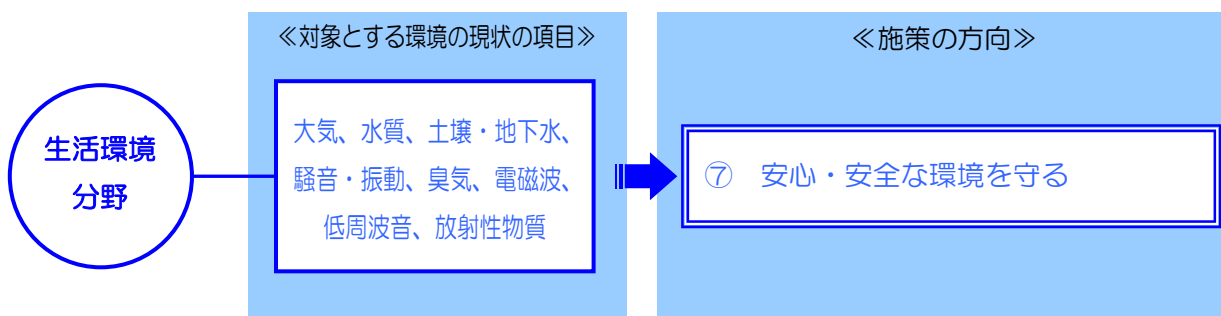
《都市環境分野》

大学通りに代表される緑豊かな美しい街並み景観や緑地は、市民の誇りであるとともに市民や訪れる人々に潤いを与えてくれます。また、起伏が少なくコンパクトな国立市は、自動車に過度に頼らない、環境にやさしいまちとして高いポテンシャルを持っています。このような他の地域にはない特性を生かしていくことで、魅力的な地域づくりを進めていきます。



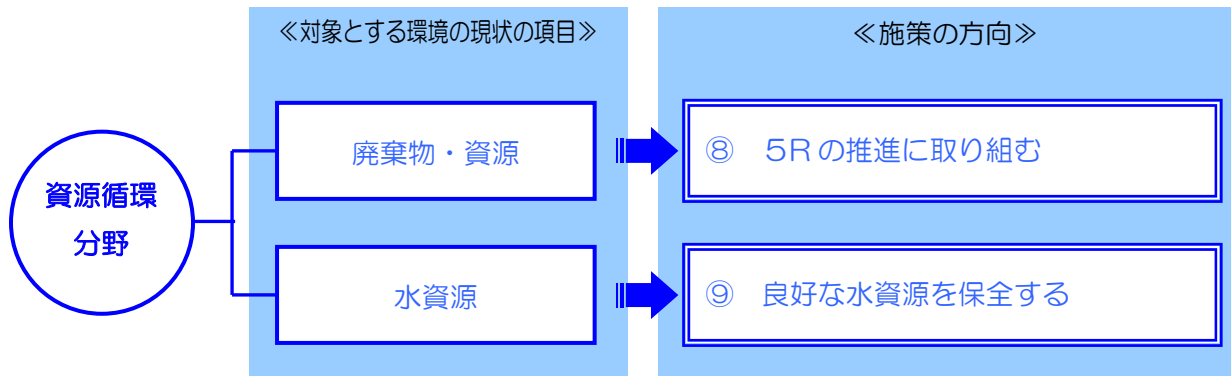
《生活環境分野》

大気汚染や水質汚濁、騒音問題など、私たちの身近には、快適な暮らしを妨げるさまざまな環境問題が存在しています。また、近年注目されている放射性物質や有害化学物質といった市民が不安を感じている問題などにも対応が求められています。このため、身近な生活環境における安心・安全をこれからも守っていきます。



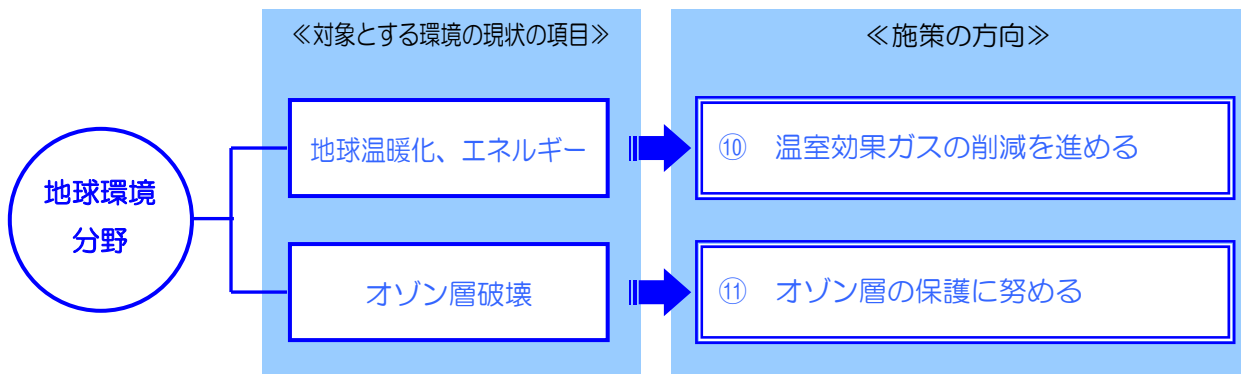
《資源循環分野》

大量生産、大量消費、大量廃棄によるライフスタイルは、資源の適正な循環を阻害するとともに、生き物や地球温暖化といったさまざまな問題に影響を及ぼしています。このため、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)を通じた循環型社会の形成や水資源を大切にすることで、資源の有効利用に努めていきます。



《地球環境分野》

地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模の環境問題は、目に見えずわかり難い問題ですが、私たちの行動と密接に関連しています。このため、一人ひとりが対策の必要性について十分理解し、ライフスタイルの見直しなど自分たちにできることから実行することで地球環境の保全に努めていきます。



3 本計画の施策の体系

前述した内容を踏まえ本計画の施策体系を下図に示します。

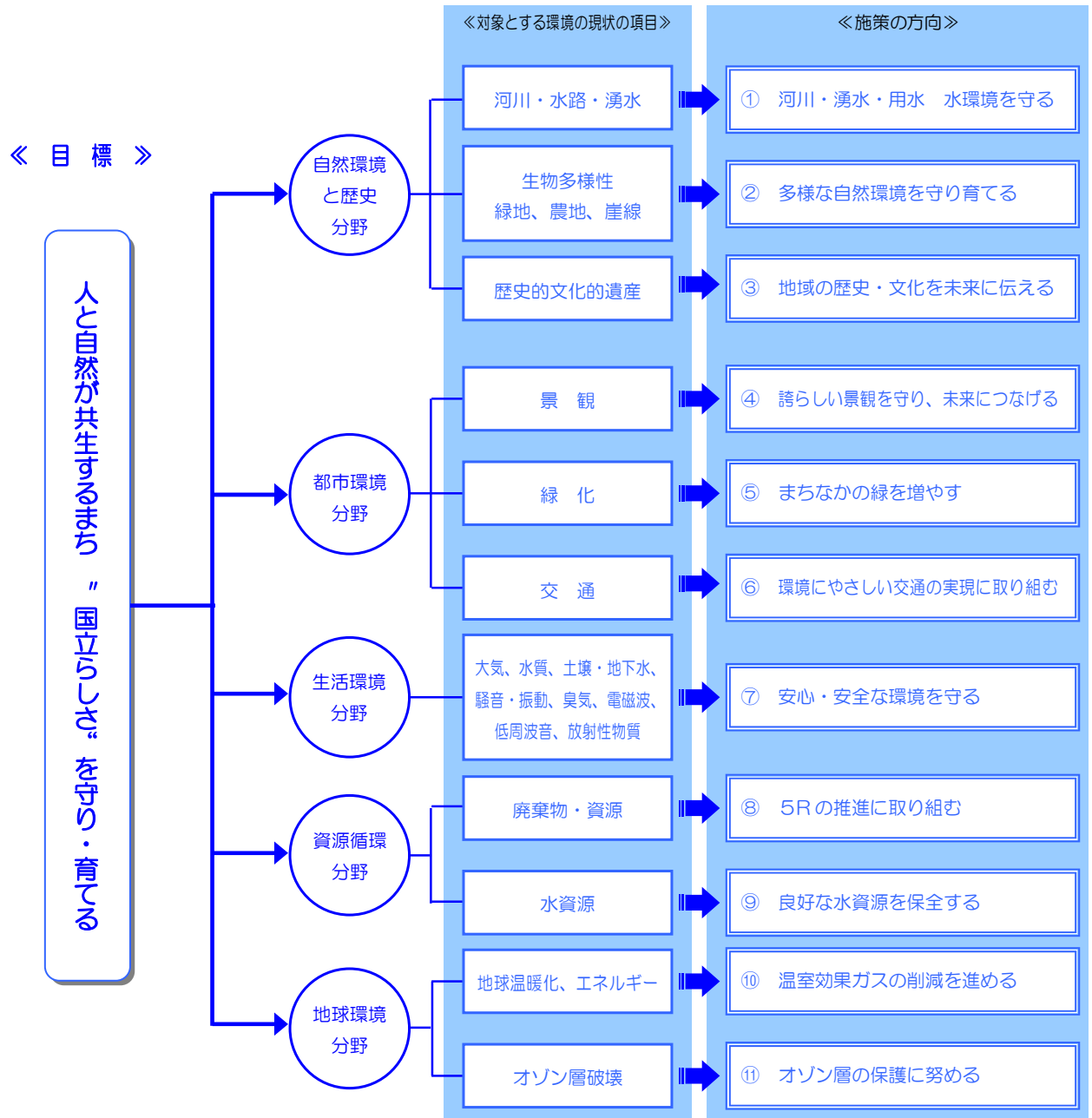


図3-2 国立市環境基本計画 計画の体系

第4章 実行に向けた取組

1 取組の考え方

ここでは、各目標に基づいて進められる取組について次ページ以降に示します。

なお、次ページ以降に示される施策の区分ごとの取組内容は、下のよう構成されています。

施策の方向

前章で示した施策の方向について、基本的な考え方を示しています。

《具体的な施策》

施策の方向に沿って、行政が市民・事業者・教育機関との協働のもと進めていく取組を示しています。

《主体別環境配慮指針》

施策の方向の実施にあたって、各主体が取り組んでいくべき環境保全のための配慮指針を示しています。なお、教育機関は、特に『教育』として示していない場合『事業者』に含まれます。

2 取組内容

自然環境と歴史 分野

施策の方向① 河川・湧水・用水 水環境を守る

市内を流れる矢川やママ下湧水、用水路などの水辺は、私たちの生活に潤いを与えてくれるだけでなく、動物や植物の生息地としても重要な環境であり、これらの保全・活用が求められています。このため、日常的に水とふれあうことができる場としての整備や管理などをこれからも行い、良好な環境の保全に努めます。また、これらの場の活用を通じて、自然や生き物とのふれあいの機会を創出します。

《具体的な施策》

- 水環境保全の重要性について市民への意識啓発の実施
- 人々に安らぎと潤いを与える親水空間として、ママ下湧水、多摩川や矢川など水辺環境の保全
- 市民参加による河川・水路（用水路）の維持管理活動などの環境・仕組みづくり
- 河川・水路（用水路）を活用した生き物観察会など、自然にふれあえる機会の提供
- 河川改修時に生態系に配慮した護岸や親水空間、散策道等の整備

《主体別環境配慮指針》

市民

身近な水環境について、清掃など維持活動に協力するとともに、ふれあいの機会を持ち、大切に守ります。

事業者

地域における身近な水環境について、清掃など維持活動に協力するとともに、ふれあいの機会を持ち、大切に守ります。

教育

市内の水辺等を利用した、水環境保全の必要性についての学習や教育を行います。

行政

水環境について、改修等の際には生き物に配慮した整備を行うとともに、市民・事業者との協働で良好な環境の保全に努めます。また、市民が水とふれあう機会を創出し、水環境に対する意識啓発に努めます。



施策の方向②

多様な自然環境を守り育てる

青柳崖線、南部の農地、多摩川河川敷、一橋大学構内の緑など、国立市には都市と自然が共存しており、これらの自然には多様な動物、植物が生息しています。また、市内の農地は農地減少など様々な課題を抱えている反面、自然との触れ合いの機会として期待されています。このようなことから、これらの環境をこれからも大切に守り育てるとともに、地域の資源として活用していく必要があります。このため、これらの自然環境の保全・活用に努めるとともに、生物多様性についての認識を高めていきます。

《具体的な施策》

- 民有地崖線の管理支援
- 市民の崖線の貴重さに対する認識を深め、協働による保全推進
- 緑地保全地区指定の推進
- 認定農業者の取組支援など環境保全型農業の推進支援
- 水路の整備・維持や不法投棄の防止など営農環境の整備
- 担い手育成、直売所整備など営農支援事業の推進
- 農の風景育成地区の指定など、農地の保全・維持に向けた取組の推進
- 農業ボランティア、市民農園の拡大、体験農園などによる農業に携わる機会創出
- くにたち野菜としてのブランド化推進および地産地消推進による地域農業の振興
- 市内の生物多様性について現状を把握するとともに国や都との共同による計画的な保全の推進
- 市民、事業者の生物多様性の保全に対する意識の啓発

《主体別環境配慮指針》

市民

自然とのふれあいを行うとともに、崖線など身近な自然環境の保全活動に積極的に参加します。また、生物多様性の重要性を認識するとともに、地産地消など日常生活を通じた配慮に努めます。

事業者

自然とのふれあいを行うとともに、身近な自然環境の保全活動に積極的に参加します。また、生物多様性の重要性や事業活動による影響を認識し、保全に向けた配慮に努めます。

教育

市内の生き物の状況について授業を通じて認識する機会を設けます。また、市民参加型の生き物観察会など、自然とふれあう機会を創出します。

行政

各主体との協働による自然環境の保全を進めるとともに、市民・事業者が自然環境とふれあう機会を創出します。また、生物多様性の保全に向けて市民・事業者の意識を啓発します。



施策の方向③

地域の歴史・文化を未来に伝える

市内には、谷保天満宮や古民家など有形無形の歴史資源や文化が多数残されており、くにたち郷土文化館が中心となって情報発信していますが、さらに市民が親しむための工夫が必要です。このため、くにたち郷土文化館や古民家を積極的に活用するなど、子供から大人まで幅広い層が親しめる工夫をしながら保存・継承に取り組みます。

《具体的な施策》

- 市内の指定・登録文化財や市所有の文化財を、市民の財産として保存
- 貴重な伝統民俗芸能を保存、継承できるように支援
- くにたち郷土文化館を中心に市内歴史資源の情報発信・活用を推進
- くにたち郷土文化館や古民家などを利用した伝統行事、年中行事を実施・継承

《主体別環境配慮指針》

- | | |
|-------------------|---|
| 市民
事業者 | 地域の歴史や文化に関心を持ち、その保存・継承に努めます。また、それらを生かしたまちづくり活動などに積極的な参加を行います。 |
| 教育 | 地域の文化や歴史について学ぶ機会を設けることで、改めて地域について見直し、伝統を守り・伝える機会を創出します。 |
| 行政 | 歴史遺産や伝統文化の保存と継承に努めます。また、地域のまちづくりの活動を支援します。 |

施策の方向④ 誇らしい景観を守り、未来につなげる

大学通りに代表されるまちなみ景観、崖線の豊かな緑や農地が形成する自然景観は、訪れた人々に安らぎを与えてくれるとともに、国立市の重要な資源であり、これらを保全するためのルールづくりや基準づくりが求められています。このため、これらの景観をこれからも守るとともに、将来の世代に伝えていきます。

《具体的な施策》

- 景観法に基づく景観計画・景観条例の策定
- まちづくり条例の策定
- 都市景観形成重点地区の指定による景観の保全、向上、創出
- 大規模開発行為などに対する都市景観形成の誘導実施
- 重要景観資源の指定の推進
- 雑木林、屋敷林、歴史文化資源周辺など伝統的な風景を保全
- 景観形成活動団体の認定と支援、顕彰制度創設等による市民参画の景観づくり推進
- 学校や地域における、まちづくり・景観教育の実施
- 一般市民を対象とした勉強会、講習会などの開催

《主体別環境配慮指針》

- 市民** 一人ひとりが景観づくりの主体であることを意識し、地域の良好な景観に関心を持つとともに保全や創出に積極的にかかわります。
- 事業者** 自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、事業活動を行います。
- 教育** 学習時間の中でまちづくり・景観教育を行います。また、一般市民を対象とした勉強会や講習会を実施します。
- 行政** 各種取組を通じて景観づくりの先導的な役割を果たすとともに、地域ごとの特性を生かした景観づくりを推進します。



施策の方向⑤ まちなかの緑を増やす

市内には、崖線や農地、一橋大学、大学通り緑地帯など部分的にまとまった緑が見られる一方、一人あたり緑地面積や住宅地内の緑は十分とは言えない状況にあり、まちなかの緑を増やすことが求められています。このため、民有地や公共施設の緑化、公園や緑地の確保を進めることで、緑に恵まれた地域づくりを進めます。

《具体的な施策》

- 民有地の緑化推進に向けた、生垣導入支援、屋上・壁面緑化の情報提供などの実施
- 緑化推進に向けた広報、パンフレットなどによる意識啓発
- 公園・緑地の整備推進
- 公共施設の緑化の推進
- 緑地や街路樹整備時の連続性の確保による花と緑のネットワークの形成

《主体別環境配慮指針》

- 市民** 生垣や壁面緑化など家庭での“みどりづくり”を行います。また、地域での緑化活動などに積極的に参加します。
- 事業者** 事業所内の緑地の確保や緑化を推進します。また地域での緑化活動などに積極的に参加・協力します。
- 行政** 公共施設の緑化や誰もが身近に親しめる公園・緑地、親水空間の整備を進めます。また市民や事業者の緑化活動を支援します。

国立市は、コンパクトであり、起伏が少ないなどの地域特性から、過度に自家用車に頼ることなく、自転車、バスや電車といった公共交通を利用した環境にやさしい交通が似合うまちです。また、市の施策に対して、市民は自転車、地域公共交通における利用環境の整備について高い関心を持っています。このため、これらの環境にやさしい交通の普及を進めるとともに、自動車の使用を抑制します。

《具体的な施策》

- （仮称）地域交通計画の策定
- 快適な歩行環境の整備
- 自転車利用の利便性・安全性の向上による自転車利用の促進
- 既存自転車駐車場について、利便性向上に向けて見直すとともに新たな自転車駐車場を整備拡充
- 自転車の利用マナー向上、放置自転車対策の推進
- コミュニティバスを含む公共交通の利用推進

《主体別環境配慮指針》

市民 徒歩や自転車、公共交通など環境負荷が少ない交通手段をできるだけ選択し、環境負荷の低減に努めます。また、自転車の利用マナーを守ります。

事業者 事業活動を通じて自転車や公共交通など環境負荷が少ない交通手段をできるだけ選択し、環境負荷の低減に努めます。

教育 自転車利用マナー教室を開催します。

行政 徒歩や自転車、公共交通など環境負荷が少ない交通手段の利用を呼びかけるとともに、これらを利用しやすい環境づくりを進めます。また、市の業務を通じて、自転車の利用を促進します。

施策の方向⑦ 安心・安全な環境を守る

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動問題、有害化学物質による土壌・地下水汚染といった公害の防止に努めることで、私たちは市域における快適な環境を守っていく必要があります。また、電磁波、低周波音、放射性物質などが人体におよぼす影響については、十分な情報が不足しているため多くの人々が不安に感じています。このため、各主体が自らできることに取り組むとともに、環境行政機関として可能な範囲で対応することで、快適な環境の保全に努めます。

《具体的な施策》

- 事業所排出ガスによる大気汚染防止に向けた監視・指導
- 環境負荷が少ない交通手段への代替促進等による大気汚染の防止
- 屋外焼却や臭気による周辺環境への影響に対する指導
- 水質汚濁防止に向けた監視・指導
- 自動車による騒音・振動の監視
- 事業活動に伴う騒音・振動の発生防止に向けた啓発・指導
- 日常生活における近隣騒音に対する相談や指導
- 土壌・地下水汚染調査の指導
- 電磁波に関する情報の把握および収集や市民への提供
- 市内の低周波音問題についての状況把握および情報収集
- 継続的な放射線量の監視および、調査結果について市民への情報提供

《主体別環境配慮指針》

市民

自動車騒音や生活騒音など、自らの生活が周辺地域に影響を与えることを認識し、周辺の人々に配慮することを心がけるとともに、環境の影響に対する安全性の確保に向けて積極的に情報の把握を行い、適正に対応します。

事業者

大気汚染や騒音・振動など、規制基準の遵守に努め、環境保全に努めます。また、事業活動に伴って周辺環境への影響が懸念される場合や、不安を抱かせる恐れがある場合は、市民に積極的な情報提供を行います。

行政

事業活動による周辺環境への影響について監視するとともに、必要に応じて指導を行い、環境負荷の軽減を図ります。また、市民に対しても影響軽減に向けた啓発を行います。さらに、環境問題に関する正確な情報についての収集・提供に努めるとともに、対応が必要な問題については関連機関との調整や改善に向けた働きかけを行います。

施策の方向⑧ 5Rの推進に取り組む

市では、ごみの適正処理、資源化、埋め立てごみ「ゼロ」に取り組んでいますが、他の自治体と比べるとまだ取組の余地があるといえます。また、市の施策に対して、市民は5Rの取組について高い関心を持っています。このことから、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)をこれからも積極的に推進し、廃棄物の発生抑制、資源の有効利用に取り組めます。

《具体的な施策》

- 事業系ごみの削減、事業系紙ごみの再資源化の推進
- 生ごみたい肥化容器普及など各種取組を通じた生ごみ減量化の推進
- 家庭ごみ有料化（指定有料袋の導入）
- EPR（拡大生産者責任※）の推進
- (仮称)リサイクルプラザやフリーマーケットを活用したリユースの推進
- 廃食油の回収や生ごみやせん定枝のたい肥化を通じたバイオマスの利活用推進
- 資源物の分別収集・集団回収の推進
- プラスチック製容器包装ごみの再資源化
- グリーン購入の推進
- 一般廃棄物の中間処理後に発生する焼却灰の適切な利活用推進
- 施設見学会やイベントなどを活用した意識啓発の実施
- 廃棄物減量等推進員の活用
- 各主体の協力による販売店での資源物回収促進
- ポイ捨てやペットの排泄物の処理などに対する市民の意識啓発や美化活動の推進

※EPR（拡大生産者責任）

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

《主体別環境配慮指針》

- 市民** ものやサービスの選択、消費行動等、暮らしのあらゆる場面において循環に配慮した持続可能なライフスタイルの構築を意識し、実践します。
- 事業者** 過剰なサービスの見直しや製品の長寿命化を進めるとともに、資源の有効利用・地域内循環に努めます。また、事業活動に伴うごみの減量化や適正処理を推進します。
- 行政** 市民・事業者による環境に配慮した製品の販売・購入を促進します。廃棄物のリサイクル・資源化、地域内循環を目指した体制づくりや市民の活動を支援します。また、処理にあたっては適正処理を徹底します。



施策の方向⑨

良好な水資源を保全する

市民の水資源に対する意識があまり高くない現状を踏まえ、節水意識の啓発や水循環の重要性などについて市民の意識を啓発する必要があります。これによって、節水や地下水涵養を積極的に進め、良好な水資源の保全に貢献します。

《具体的な施策》

- 広報活動による節水意識、水の有効利用の啓発など節水対策の推進
- 市の施設や公園、公立学校などの公共施設敷地内への雨水タンクなどの雨水貯留装置設置の導入推進
- 雨水浸透ますや雨水貯留装置設置の普及に向けて支援
- 歩道、駐車場、公園等における透水性舗装の採用の推進

《主体別環境配慮指針》

市民
事業者

節水や雨水の有効利用に取り組むとともに、雨水の地下浸透に努めます。

教育

水資源の枯渇の問題や水循環の重要性について学習する機会を設け、意識を育みます。

行政

公共施設における節水や雨水の利用、地下浸透を推進します。また、事業者や市民の水資源の保全を促進します。

施策の方向⑩ 温室効果ガスの削減を進める

市域から発生する温室効果ガスの量を削減するためには、市全体が一体となって取り組む必要があります。しかし、現状では一体的な取組が進められているとは言い難い状況です。このため、市民、事業者、市がそれぞれ地球温暖化防止への意識を高め、省エネルギーに取り組むとともに太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を進めるなど、できる事を着実に進めていくことが重要です。

《具体的な施策》

- 市域から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の推進
- 低炭素社会構築に向けた、市民・事業者の意識啓発、取組支援
- 市域内への再生可能エネルギーの普及促進
- 市の事務・事業から発生する温室効果ガスの排出量把握・削減対策の実施

《主体別環境配慮指針》

市民

自転車の利用や節電など日常生活におけるライフスタイルの見直しに取り組むとともに、省エネ型機器の導入、再生可能エネルギーの導入などに取り組みます。

事業者

社員一人ひとりの意識啓発に取り組むとともに、省エネルギー化の取組や再生可能エネルギーの導入を通じて、事業活動に伴う温室効果ガス排出削減対策を進めます。

教育

日常生活を通じて地球温暖化防止活動が実践できるように地球温暖化問題についての知識を高めます。

行政

市内の一事業主体として、省エネルギー化の取組や再生可能エネルギーの導入を通じて、事務・事業における温室効果ガスの率直的な削減に努めるとともに、市民、事業者の意識啓発を推進します。

施策の方向⑪ オゾン層の保護に努める

私たちの身近には、オゾン層破壊の原因物質であるフロンを使用した冷蔵庫やエアコンなどの機器が相当量残されており、これらからフロンが大気中に放出しないように適正な処理が必要です。このため、フロンを利用した製品の適正処理に協力し、オゾン層保護に努めます。

《具体的な施策》

- オゾン層破壊について、市民・事業者への情報発信、意識啓発
- フロンの適正な処理についての協力の推進

《主体別環境配慮指針》

市民
事業者

フロンを使用している機器を廃棄する際には、家電リサイクル法や自動車リサイクル法を守って適切な処理を進め、フロンの確実な処理に協力します。

行政

フロンの適正な処理に向けた情報発信を行い、市民・事業者の意識啓発を行います。

《フロンによるオゾン層保護対策について》

オゾン層の破壊とは、オゾンがフロンなどの化学物質によって破壊される現象です。冷蔵庫やエアコンの冷媒などに使用されるフロンは、大気中で分解しにくく、オゾン層に到達すると紫外線に反応して塩素を発生させ、多くのオゾンを分解します。

日本では、オゾン層破壊対策として、「オゾン層保護法」（1988年）を制定し、オゾン層破壊物質の生産や輸入などが禁止されています。また、「フロン回収破壊法」「家電リサイクル法」「自動車リサイクル法」によって、家庭や業務用の冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどに入っているフロンの回収、破壊を進めています。

近年、私たちの身の回りの製品はノンフロン製品などに置き換わってきていますが、まだフロンを利用した製品も多く残っています。このため、法律に基づいて、適正な処理に心がける必要があります。

第5章 計画の推進戦略

1 取組基盤に関する施策

計画を進めるためには、取組を実践する人を育てるとともに、取組体制を構築する必要があります。ここでは、第4章で示した具体的な取組を推進するため、“取組基盤”に関する施策を示します。

① 環境学習・教育を推進する

環境問題の解決のためには、市民一人ひとり、あるいは事業者各々が環境についての知識や認識を深め、実際の行動に結び付けていく必要があります。このため、学校、地域、家庭、職場など、日常生活や事業活動における様々な場面で環境を大切にしている行動が取れる人を育てるため、対話や体験学習なども取り入れながら、環境教育・環境学習を推進していきます。その際、できるだけ参加しやすい工夫・仕掛けを盛り込み、活動を通じた人とひとのつながりを作り出す必要があります。

《具体的な施策》

- 市民・事業者を対象とした出前講座の開催
- 総合学習の時間や地域活動などを活用した子供への環境教育の機会の提供
- 環境関連講演会やシンポジウム等の開催
- 自然観察会など教育機関との協働による市民啓発イベントの開催
- 体験学習会などを通じた知識の共有や人とひとの繋がりを作る機会の提供

《主体別環境配慮指針》

市民
事業者

行政、教育機関が開催する環境関連の学習会やイベントなどに積極的に参加します。

教育

環境について学習する機会を積極的に設けるとともに、市民や事業者を対象とした学習会などを開催します。

行政

環境に関する学習会やイベントを開催するとともに、教育機関等が進める学習会の機会の支援を行います。



② 情報の収集・発信・活用を推進する

市民、事業者が環境保全に自主的に取り組むためには、環境に関わる豊富な情報を共有する必要があります。そのために行政は、インターネットや広報誌などを利用し、環境に関する適切な情報を積極的に提供します。また、市民、事業者、教育機関はこれらの情報を積極的に活用していきます。

《具体的な施策》

- 市内外における環境情報の積極的な収集
- ホームページ、SNS、インターネット、広報誌などを利用した各種環境情報の発信

《主体別環境配慮指針》

- 市民
事業者** 環境関連情報について、積極的に収集し、これらの情報を活用して日常生活や事業活動における環境配慮行動につなげます。
- 教育** 環境についての学習を通じて情報の収集・発信・活用に取り組むとともに、専門的な立場から環境関連情報の発信を行います。
- 行政** 市報やホームページなどを通じて、環境関連情報の発信を行います。

③ 各主体間のパートナーシップを構築する

国立市が抱える様々な環境に関する課題を解決するには、各主体が単独に取り組むのではなく、お互いが連携し、効果的に取組を進めるパートナーシップが必要です。このため、現状においては各活動の主体となる環境関連団体の支援や連携するための体制の構築が必要であり、このような環境保全活動の基盤づくりを行います。

また、市民と環境関連団体による交流の機会や場づくりを行うことで、市民による各種活動への参加を進めます。

《具体的な施策》

- 環境関連団体の支援
- 国立市環境ネットワーク設立
- 市民による各種活動を目的とした、環境関連団体との交流促進

《主体別環境配慮指針》

- 市民事業者** 環境関連活動や国立市環境ネットワークに参画するとともに、関連する取組に協力します。
- 教育** 専門家の立場として、環境関連団体の活動に協力します。また、国立市環境ネットワークに参画するとともに、取組に協力します。
- 行政** 環境関連団体の各種活動の支援に努めます。また、国立市環境ネットワークへの参画を通じて、市内の環境保全活動を支援します。

2 推進体制・進行管理

1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、各主体による協働のもと、取組を進める必要があります。このため、下図に示す枠組みで推進体制を整備し、各主体が連携しながら本計画の効果的な推進を図ります。

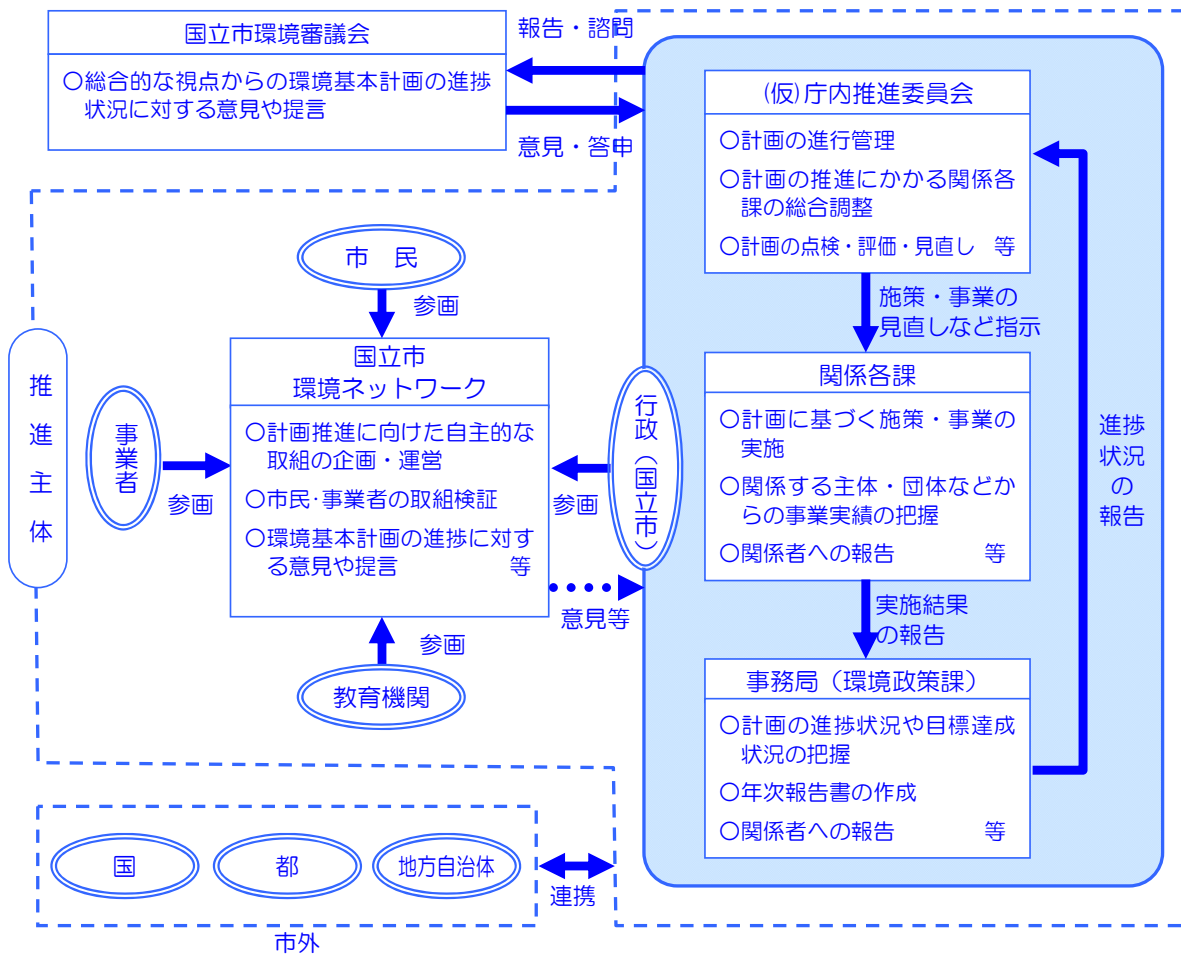


図5-1 推進体制の枠組み

■環境審議会

環境審議会は、国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例に基づき、本施策の進捗状況の管理として総合的な視点からの意見や提言を行います。

■（仮）庁内推進委員会

庁内推進委員会は、庁内の関係部局から横断的に構成され、環境審議会や国立市環境ネットワークからの意見・提案を踏まえ、環境施策の推進、進行管理、計画の見直しを進めるとともに、各担当課の取組を推進していく役割を果たします。

■国立市環境ネットワーク

国立市環境ネットワークは、国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例に基づいて、市や環境保全等の活動を推進している市民、市民団体、事業者の連携、情報交換の場として設立します。具体的な活動内容としては、本計画に示されている主体別環境配慮指針について、各主体の現状を踏まえながら詳細な検討を行うとともに、本計画に示されている各種取組の主体的な活動、計画の進捗状況に対する検証や意見、提言を行います。

■国および他の地方公共団体との協力

環境保全を図るために国立市単独で取り組むことができない施策について、国および東京都、その他の地方公共団体と協力して取り組みます。

《進行管理における『環境審議会』と『国立市環境ネットワーク』の役割》

行政がとりまとめた計画の進捗状況については、基本的に環境審議会と国立市環境ネットワークがその報告を受けて意見等を行います。その際のそれぞれの役割は次の通りです。

●環境審議会

基本的に2か年ごとに報告を受け、この間の進捗状況に対する意見を行うとともに、5年ごとの定期的な点検・評価において、進捗状況を踏まえた計画内容の見直しについての総合的な意見を行います。

●国立市環境ネットワーク

毎年度の計画の進捗状況について市から報告を受け、これに対して意見を行います。

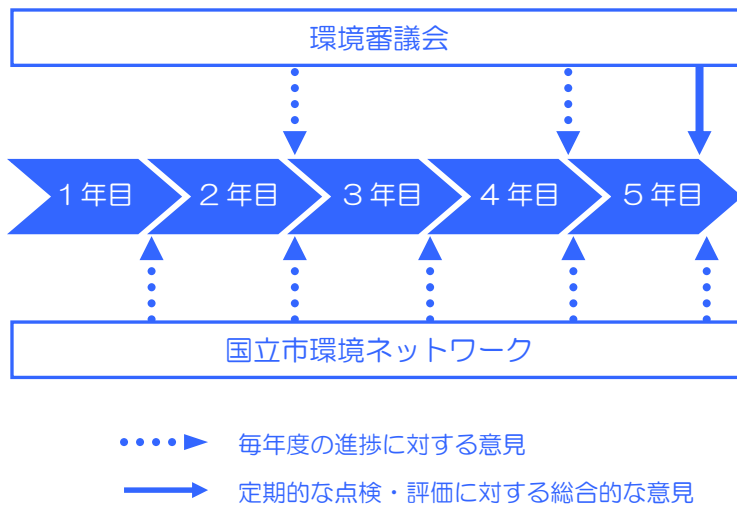


図5-2 環境審議会、国立市環境ネットワークによる進行管理実施時期

2) 進行管理

(1) 進行管理の基本的な考え方

本計画では、目指すべき将来像の実現に向けた施策や各主体が行うべき主体別環境配慮指針を示していますが、その実効性を確保するために、計画の進行管理は、重要な位置付けにあります。このため、計画の進捗状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表していくとともに、施策の効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかに措置を講じる必要があります。

このことを踏まえて、本計画の進行は、環境管理システムの基本的なサイクル(PDCAサイクル)にのっとりた形で管理します。このPDCAサイクルは、「計画(方針・目標の設定)⇒実践⇒点検⇒見直し」という繰り返しの中で継続的な改善を行っていくためのシステムであり、環境管理の国際規格であるISO14001でも採用されています。

また、計画の実施にあたっては、下図に示すように長期サイクルと短期サイクルを組み合わせて進めるものとします。

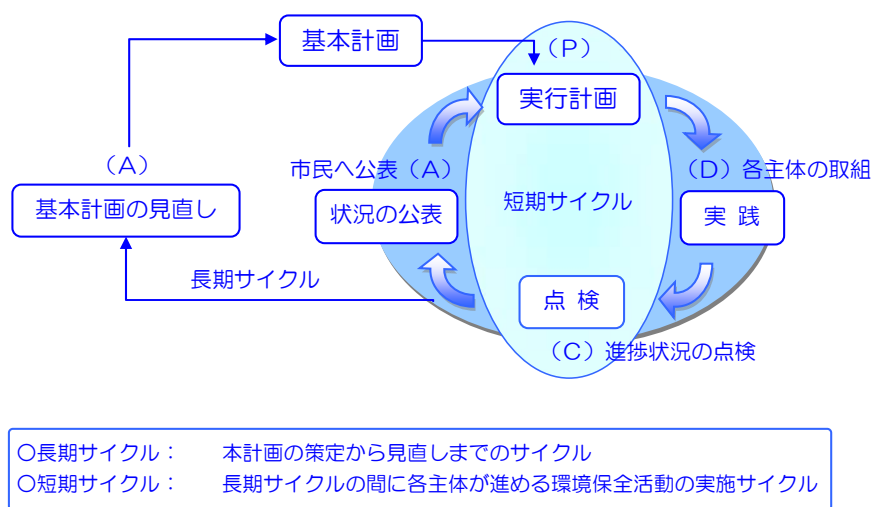


図5-3 本計画における進行管理のイメージ

(2) 施策の実施状況の把握と公表

本計画に位置付けている施策の進行管理は、行政評価を踏まえて実施状況の把握・評価を行います。さらに、把握した施策の進捗状況等については、審議会、国立市環境ネットワークからの意見等を受けて事務局が報告書としてとりまとめを行うとともに、市民に公表します。

資 料 編

1 国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例

平成22年6月28日条例第21号

国立市は、武蔵野台地から多摩丘陵を臨む所に位置しています。私たちは古来より多摩川、ハケ（崖（がい）線）、湧（ゆう）水、雑木林などの自然とともに暮らしを営んできました。先人の努力により田畑の耕作のために用水が引かれ、歴史的文化的遺産である谷保天満宮や南養寺を始めとする寺社などが建立され、世代を超えた伝統の息吹を感じられる地域となっています。また、全国初の障害者福祉施設である滝乃川学園や学園都市形成の根幹ともいべき一橋大学を始めとして、いくつかの大学や高等学校も設置され、文化・福祉・教育・環境を重視する市民意識を醸成する中で、文教地区の指定も受けています。

近年の複雑化、高度化する社会の進展に伴い、私たちの暮らしも大きく変化し、ややもすればそれら自然の恵みや歴史文化などの大切さを忘れがちです。積極的に環境保全の活動にかかわる市民も多い半面、地球規模での環境破壊が進んでいます。私たち一人ひとりは、日々の暮らしの在り方そのものから見直し、自ら対策を講じなければ、間に合わないところまで来ていることに気が付かなければなりません。

国立市では、これまで緑の保全・水循環・公害対策・ごみ減量など個別の施策に力を入れ、取り組みを進めてきました。また、市民も大学通りの桜並木を守る活動や市内全域の公園整備活動を始め、様々な環境保全の活動に取り組んできました。

7万余のすべての市民が、これからも心豊かで健やかに暮らしていくためには、これらの環境保全のための取り組みを、横断的かつ総合的に推進していくことが必要です。

私たちには、自らの生存権を守るために良好な環境を保全する義務と責任があります。これらを果たす中で、私たちは環境権を獲得することができます。

これまでの個別の施策を基に、すべての人々との相互協力により環境自治を推し進め、次世代に引き継ぐ良好な環境を形成していくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な自然環境及び生活環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、国立市（以下「市」という。）、市民、事業者及び教育機関の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 環境の破壊につながる行為を抑制し、市民生活が安全に保たれるよう行動することをいう。
- (2) 環境の回復 環境の悪化の原因が特定できるものに関して、その原因を低減し、又は取り除くことによって、健全な状態に回復させることをいう。
- (3) 環境の創出 人と自然との共生を目指して、新たに環境をつくり出すことをいう。
- (4) 人と自然との共生 人も自然の一部であるという認識に基づき、環境の保全、環境の回復の活動を通じて、環境への負荷を最小とする生活や事業活動を目指すことをいう。
- (5) 循環型社会 社会経済活動その他の人の活動全般において消費する物又はエネルギーの一層の循環及び効率的な利用、廃棄物の発生の抑制、循環的な利用及び適正な処分を図ることその他の社会システムにおける物質の循環を確保することにより、環境への負荷が低減さ

れる社会をいう。

- (6) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (8) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、河川及び海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (9) 環境トレーニング 環境に配慮した生活が身につくよう繰り返し学習することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、良好な環境を享受し健康で文化的な生活を営む権利を実現し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を目的として、すべての者の積極的な取り組みと相互の協力によって行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動が地球環境に与える影響の一部であるとの認識の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、及び推進する責務を有する。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策（以下この章において単に「施策」という。）に、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市は、環境の保全等に関する情報の収集及び公開に努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活又は活動に伴って生じる環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、市の施策に協力するとともに、地域社会の環境の保全等に資する活動に参加するよう努めなければならない。

3 在勤在学者においては、市民の責務に準ずるものとする。

4 来訪者においては、この条例の趣旨にかんがみ、市の施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第10条の環境配慮指針（以下この条及び次条において単に「環境配慮指針」という。）に基づき、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、環境配慮指針に基づき、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、環境配慮指針に基づき、事業活動に伴う土地の形質の変更、工作物の設置、改修等、木竹の伐採、水面の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

4 事業者は、環境配慮指針に基づき、その事業活動が環境に与える影響等について、情報の提供に努めなければならない。

5 事業者は、市の施策に協力するとともに、地域社会の環境の保全等に資する学習及び活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

（教育機関の責務）

第7条 教育機関は、環境配慮指針に基づき、教育活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その教育活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 教育機関は、基本理念に基づき、市、市民及び事業者と連携して、環境教育及び環境学習を積極的に推進するよう努めなければならない。

3 教育機関は、市の施策に協力するとともに、地域社会の環境の保全等に資する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

4 大学その他の研究機能を有する教育機関は、環境の保全等に関する知識、技術及び情報を市及び市民に積極的に提供し、基本理念の実現に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（基本的施策）

第8条 市は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 地下水、湧水、河川、緑地、農地、崖線、樹木その他の自然環境の体系的な保全、回復及び創出に関すること。

(2) 大気、水、土壌等の公害の防止及び騒音、臭気その他の生活型公害の対策に関すること。

(3) 人体に及ぼす影響が新たに指摘されている環境問題に対する適正な情報の収集と提供に関すること。

(4) 循環型社会の推進に関すること。

(5) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保及び生態系の維持保全に関すること。

(6) 水及びエネルギーの有効利用に関すること。

(7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、資源の保護その他の地球環境の保全に関すること。

(8) 地域の環境と調和した良好な景観及び歴史的文化的遺産の保全に関すること。

(9) 公共交通機関の利用促進その他の環境的に持続可能な交通の実現に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

（環境基本計画）

第9条 市長は、前条に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国立市基本構想を踏まえ、国立市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 目標

(2) 施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、事業者及び教育機関の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第3章に規定する国立市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 環境基本計画を変更する場合には、前4項の規定を準用する。

（環境配慮指針）

第10条 市長は、前条第2項第1号の目標を実現するため、環境の保全等について配慮すべき事項を環境配慮指針として策定しなければならない。

2 市長は、環境配慮指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての義務及び総合調整等）

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し実施するに当たっては、環境基本計画及び環境配慮指針との整合を図らなければならない。

2 市は、環境の保全等に関する施策について、総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（報告書）

第12条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、環境報告書等を作成し、これを定期的に公表しなければならない。

第3章 環境審議会

（環境審議会）

第13条 第8条に規定する基本的施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、国立市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境基本計画に基づき実施される施策の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 環境報告書等に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、環境の保全等について基本的な事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全等に関する重要な事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 市長は、前項の意見に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（審議会の組織等）

第14条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員11人以内をもって組織する。

- (1) 公募により選出された市民 4人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 事業者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 1人
- (5) 市長部局の職員 1人

2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 施策の推進

（施策実施への財政的措置）

第15条 市は、第8条に規定する基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（環境影響評価）

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるよう、事前に評価するための必要な措置を講じなければならない。

（環境の保全に資する公共施設の整備）

第17条 市は、下水道、廃棄物処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

（規制及び誘導的措置）

第18条 市は、市民等及び事業者の活動等に対し、環境への負荷の低減及び環境の保全等のため、規制、誘導、勧告、公表その他の必要な措置を講じなければならない。

（情報の収集と提供）

第19条 市は、環境への負荷の低減及び環境の保全等のため、国、他の地方公共団体、研究機関、市民等との連携を図り、環境に関する情報を収集し提供しなければならない。

（環境学習の推進）

第20条 市は、市民及び事業者が循環型社会の推進及び環境の保全等について理解を深め、こ

これらの者による自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習を推進しなければならない。

2 市は、次世代を担う子どもたちが、地域特性をいかした環境トレーニングを受けることができるよう学校及び地域との相互協力を図らなければならない。

（自主的活動の支援）

第21条 市は、市民及び事業者又はこれらの者で構成する団体の自主的な環境の保全等に関する活動を支援しなければならない。

（環境の監視、測定等）

第22条 市長は、環境の保全等を図るため、環境の状況を的確に把握し、必要な監視、測定等を行い、公表しなければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第23条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取り組みを必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、これを推進しなければならない。

第5章 市民参加

（環境ネットワーク）

第24条 市長は、環境の保全等に関する活動を推進している市、市民、市民団体及び事業者間の連携及び情報交換等を行うため、国立市環境ネットワーク（以下「環境ネットワーク」という。）を設置するものとする。

2 環境ネットワークは、環境基本計画、これに基づき実施される施策及び環境配慮指針の推進に関して、主体的に活動するとともに、市長に環境の保全等に関する意見等を述べるができる。

3 環境ネットワークの組織等については、規則で定める。

（計画等の策定への参加）

第25条 市長は、次に掲げる計画等の策定に当たっては、市民、事業者及び教育機関の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 環境基本計画

(2) 環境配慮指針

(3) 前2号に定めるもののほか、市民、事業者及び教育機関の活動等に係る重要な事項

2 前項の規定は、同項各号に定める計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

（市民の申出）

第26条 市民は、環境の保全のために必要な措置を講ずるよう市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、規則で定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出があったときは、その内容及び当該申出に係る措置の経過を市民に明らかにするよう努めなければならない。

第6章 雑則

（委任）

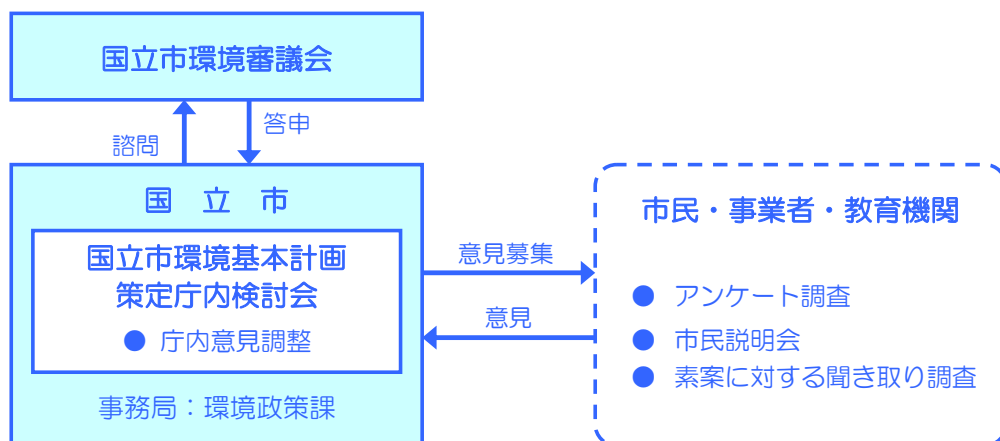
第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

2 計画策定の体制

■ 策定体制



● 国立市環境審議会

国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例に基づいて設置され、本計画の内容について調査審議を実施。

● 国立市環境基本計画策定庁内検討会

計画策定にあたり、市の現状や各種関連施策の取組状況など意見の調整を実施。

■ 国立市環境審議会委員名簿

分野	氏名	備考
学識経験者	◎亀山 章	東京農工大学 名誉教授
学識経験者	千賀 裕太郎	東京農工大学大学院
学識経験者	北村 喜宣	上智大学法学部・法科大学院
事業者	野村 正福	(株)ヤクルト本社中央研究所
事業者	北島 薫	国立市農業委員会
関係行政機関の職員	丹野 紀子	東京都多摩環境事務所
市長部局の職員	佐々木 一郎	国立市
公募選出市民	佐藤 節子	
公募選出市民	板垣 力	
公募選出市民	佐藤 竜太	
公募選出市民	○佐藤 哲信	

(平成24年度現在)

◎：会長、○副会長

■ 国立市環境基本計画策定庁内検討会委員名簿

職 名	氏 名
生活環境部長	◎山田 英夫
政策経営部政策経営課長	馬橋 利行
生活環境部生活コミュニティ課長	金井 一夫
生活環境部環境政策課長	○町田 孝弘
生活環境部ごみ減量課長	加藤 登志雄
生活環境部産業振興課長	青木 稔
生活環境部都市農業推進担当課長	久保田 誠二
都市整備部都市計画課長	関 慎一
都市整備部道路下水道課長	江村 英利
都市整備部交通課長	中島 広幸
まちづくり推進本部南部地域整備課長	蛭谷 常久
教育委員会教育総務課長	宮崎 宏一
教育委員会生涯学習課長	津田 智宏

(平成25年度現在)

◎：委員長、○副委員長

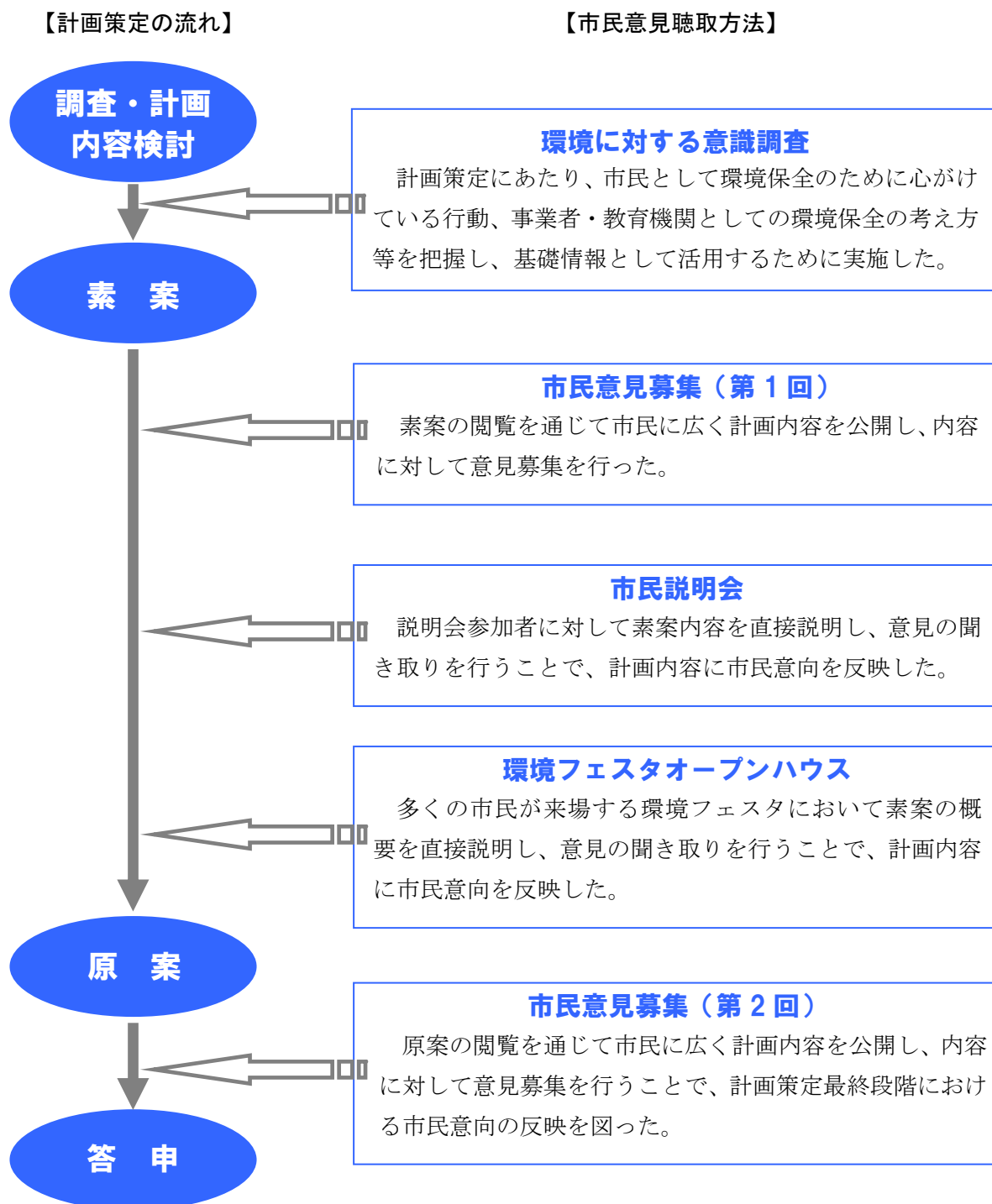
3 計画策定の経過

年月日	会議など	主な検討事項等
平成 23 年 5 月 31 日	第 1 回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定体制、スケジュール等について ・計画策定にかかる意見交換
平成 23 年 9 月 29 日	第 1 回 審議会	
平成 23 年 11 月 24 日	第 2 回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見の聴取方法について ・市民、事業者アンケート（案）について
平成 23 年 12 月 1 日	第 2 回 審議会	
平成 24 年 1 月 5 日 ～1 月 16 日	環境に対する意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、教育機関へのアンケート調査を実施
平成 24 年 5 月 16 日	第 3 回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・現況調査、アンケート調査結果について ・計画の基本的事項、現状と課題について
平成 24 年 5 月 28 日	第 3 回 審議会	
平成 24 年 8 月 8 日	第 4 回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が目指す将来像と計画の体系について ・実行に向けた取組について ・計画の推進戦略について
平成 24 年 8 月 27 日	第 4 回 審議会	
平成 24 年 9 月 25 日 ～10 月 9 日	第 1 回 市民意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・素案に対する市民意見の聴取
平成 24 年 9 月 26・27・29 日	市民説明会	
平成 24 年 10 月 13 日	環境フェスタオープンハウス	
平成 24 年 10 月 31 日	第 5 回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見とその対応について ・素案の修正
平成 24 年 11 月 15 日	第 5 回 審議会	
平成 25 年 1 月 8 日	第 6 回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・原案の内容について
平成 25 年 1 月 28 日 ～2 月 12 日	第 2 回 市民意見募集	<ul style="list-style-type: none"> ・原案に対する市民意見の聴取
平成 25 年 3 月 7 日	第 6 回 審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見とその対応について ・答申案の修正
平成 25 年 3 月 25 日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への答申
平成 25 年 4 月 15 日	第 7 回 庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・資料編について

4 市民意見聴取

1) 市民意見聴取の流れ

市民への意見聴取の流れは以下のとおり。



2) 実施概要

(1) 環境に対する意識調査

- 市民 【実施期間】 平成 24 年 1 月 5 日 ～1 月 16 日
【調査対象】 市内在住 18 歳以上の男女 1,000 名を無作為抽出
【実施方法】 郵送配布、郵送回収
【回収状況】 回収数 433 件、回収率 43.3%
- 事業者 【実施期間】 平成 24 年 1 月 5 日 ～1 月 16 日
【調査対象】 市内事業所を対象として 190 件を抽出
【実施方法】 郵送配布、郵送回収
【回収状況】 回収数 45 件、回収率 23.7%
- 教育機関 【実施期間】 平成 24 年 1 月 5 日 ～1 月 16 日
【調査対象】 市内教育機関を対象として 19 件を抽出
【実施方法】 郵送配布、郵送回収
【回収状況】 回収数 14 件、回収率 73.7%

(2) 市民意見募集（第1回）

- 【実施期間】 平成 24 年 9 月 25 日 ～10 月 9 日
- 【実施内容】 国立市ホームページ、市役所環境保全課、公民館、くにたち中央図書館、北・南市民プラザにて素案を公開し、意見を募集した。

(3) 市民説明会

【実施期間】

- 日 時：第 1 回 平成 24 年 9 月 26 日（水）
第 2 回 平成 24 年 9 月 27 日（木）
第 3 回 平成 24 年 9 月 29 日（土）
- 場 所：第 1 回 国立市役所 3 階 第 1・2 会議室
第 2 回 国立市公民館 地下ホール
第 3 回 くにたち市民総合体育館 2 階会議室
- 出席者：第 1 回 市民 3 名
第 2 回 市民 8 名
第 3 回 市民 6 名

【実施内容】

- ・パワーポイントを用いて素案の概要について 30 分程度説明を行った後、参加者から質疑や意見を 1 時間程度受け付けた。



第 1 回説明会の様子



第2回説明会の様子



第3回説明会の様子

(4) 環境フェスタオープンハウス

【実施期間】

- 日 時：平成24年10月13日（土）
- 場 所：谷保第四公園（環境フェスタにてブースを設けて実施）
- 聞き取り調査人数：44名

【実施内容】

- ・環境基本計画素案について、概要をまとめたパネルを用いて説明を行いながら、聞き取り調査を実施。
- ・小学生を対象として、温暖化防止についての意識啓発を目的としたすごろくゲームを実施。



ブースの様子



説明に利用したパネル

(5) 市民意見募集（第2回）

【実施期間】

平成25年1月28日 ～2月12日

【実施内容】

国立市ホームページ、市役所環境保全課、公民館、くにたち中央図書館、北・南市民プラザにて原案を公開し、内容について意見を募集した。

【実施結果】

意見提出者：12人
意見件数：47件

3) 環境に対する意識調査

(1) 市民アンケート調査

【あなたご自身について】

①あなたの性別についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

男	女
1	2

②あなたの年齢についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

10代	20代	30代	40代	50代	60~64歳	65歳以上
1	2	3	4	5	6	7

③あなたのお住まいの地区についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

(○は1つだけ)

北	1
東	2
中	3
西	4
富士見台	5

谷保	6
泉	7
青柳	8
石田	9
矢川	10

④あなたは国立市にお住まいになって、何年になりますか？該当する番号に○をつけてください。

1年未満	1~3年 未満	3~10年 未満	10~20年 未満	20年以上
1	2	3	4	5

⑤あなたの住居は、一戸建てですか、集合住宅ですか？該当する番号に○をつけてください。

一戸建て		集合住宅	
持ち家	借家	分譲	賃貸
1	2	3	4

⑥あなたの職業についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

(○は1つだけ) その他の場合は () 内に記入してください。

農業	1
自営業及びその手伝い	2
会社員などの勤め人	3
教員・公務員	4
アルバイト・パート	5
(専業)主婦・主夫	6
学生	7
無職	8
その他 ()	9

⑦あなたの家の居住者はあなたを含め何人ですか？該当する番号に○をつけてください。

1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
1	2	3	4	5	6	7

⑧家事は、主にあなたがしていますか？該当する番号に○をつけてください。

はい	いいえ
1	2

⑨あなたのご家庭は町会や自治会、管理組合などに入っていますか？該当する番号に○をつけてください。

はい	いいえ
1	2

設問 1 気になる環境について (3つ選び、あてはまる番号に○を付けてください。)

その他の場合は () 内に記入してください。

【自然環境】

住宅、公園、街路樹、農地のみどり	1
河川、水路の水質や水辺環境	2

【生活型公害】

受動喫煙	3
------	---

ダイオキシン類による環境汚染	4
放置された空き地、空屋	5
畑や田んぼでの農薬などの使用	6
自動車の排気ガスなどによる空気の汚れ	7
自動車や工場などによる騒音、振動	8
航空機等による騒音	9
土壌や地下水の汚染	10
工場による臭気	11
野焼きによる臭気	12

【新たに指摘されている環境問題】

放射能対策	13
携帯基地局などの電磁波	14
低周波音などの環境	15

【循環型社会】

ポイ捨てや不法投棄	16
ごみの発生抑制	17

【生物多様性】

野鳥、昆虫、川魚等、生き物の減少	18
スズメバチや毛虫等の発生	19
特定外来種の増加	20

【水循環・エネルギー】

資源・エネルギーの有効利用	21
水資源の枯渇	22

【地球環境】

オゾン層破壊などの地球規模の環境	23
二酸化炭素等の排出による地球温暖化	24

【景観・歴史的文化遺産】

歴史や観光資源等の地域文化の保護	25
違法駐車や放置自転車	26

【その他】

その他（ ）	27
--------	----

設問2 国立市の環境をどう思うか

(回答方法 項目ごとに1から5までの該当する番号欄に○を記入してください。)

- 1 そう思う 2 ややそう思う 3 どちらとも言えない
4 あまりそう思わない 5 そう思わない)

【自然環境】

項 目	1	2	3	4	5
緑が豊かだ					
水辺と身近に触れ合える					
自然と触れ合える場所がある					
空気がきれいだ					
河川や水路の水がきれい					

【生活型公害】

管理されていない空地・空き家がある					
-------------------	--	--	--	--	--

【循環型社会】

ごみの発生抑制が進んでいる					
不法投棄が目につく					

【生物多様性】

野鳥や昆虫などの生き物が身近に見られる					
---------------------	--	--	--	--	--

【エネルギー】

太陽光などの自然エネルギー利用が進んでいる					
-----------------------	--	--	--	--	--

【地球環境】

学校や地域で環境教育や環境学習が進んでいる					
市民や市民団体による環境保全活動が活発である					

【景観・歴史的文化遺産】

違法駐車・放置自転車が多い					
公園や花壇などが整備され街並みがきれい					

設問③ 残したい大切な環境（3つ選び、あてはまる番号に○を付けてください。）

その他の場合は（ ）内に記入してください。

【自然環境】

公園・大学通りや崖線等の豊かな緑	1
農地の保全	2
水のきれいな湧水や矢川の清流	3

【生活型公害】

大気汚染や悪臭がない	4
騒音振動などが気にならない	5
土壌汚染や地下水汚染の心配がない	6
ダイオキシン類による環境汚染の心配がない	7

【循環型社会】

ごみの発生抑制、循環型社会が進んでいる	8
---------------------	---

【生物多様性】

野鳥、昆虫、川魚等の生態系が豊かである	9
---------------------	---

【エネルギー】

太陽光などの自然エネルギーの活用	10
------------------	----

【景観・歴史的文化的遺産】

継承されてきた歴史的文化的遺産・地域文化	11
----------------------	----

【その他】

その他（ ）	12
--------	----

設問 4 環境に関する日常行動

(回答方法 項目ごとに1から4までの該当する番号欄に○を記入してください。)

- 1 いつも行っている 2 時々行っている 3 行っていないが今後行いたい
4 今後も行わない)

【生活型公害】

項 目	1	2	3	4
洗濯洗剤、シャンプーなどの使用量は控えめにしている				
殺虫剤の使用を控える				

【循環型社会】

ごみを分別している				
使った油を流しに流さない				
生ごみの水切りをしている				
地域の資源回収に協力している				
買い物袋の持参				
生ごみの堆肥化				
リサイクル商品など環境負荷の少ない商品の優先的な購入				

【水循環・エネルギー】

電気をこまめにきる				
節水に心がけている				
お風呂の残り湯で洗濯				
冷蔵庫には買いだめしないように心がける				
雨水の浸透・利用				

【地球環境】

自動車のアイドリングをしない				
----------------	--	--	--	--

家でみどりを育てている				
-------------	--	--	--	--

【公共交通機関】

最寄りの駅までは自転車・徒歩などで行く				
外出は、マイカーでなく公共交通機関を利用する				

設問5 環境の保全に向けた有効策（あてはまる番号すべてに○を付けてください。）

その他の場合は（ ）内に記入してください。

【新たに指摘されている環境問題】

有害化学物質等の環境情報の公開	1
-----------------	---

【循環型社会】

不法投棄などの監視・取締りの強化	2
家庭ごみ減量に5R※で取り組む	3

【地球環境】

市民が環境への関心を持つ	4
事業者が環境に配慮する努力をする	5
行政が積極的に規制・誘導をする	6
市民団体などの活発な活動	7
地球環境問題等の環境学習	8
市民と事業者、行政が協働して活動を進める	9

【その他】

その他（ ）	10
--------	----

※5Rとは

リデュース：ごみになるものを減らすこと リユース：使い捨てずにそのままの形状で何度も使うこと リペア：修理・修繕しながら物を大切に使うこと リターン：使用済み製品を販売店に返すこと リサイクル：原材料として再生して使うこと

設問6 最後に、国立市の環境保全に対する、ご提案・ご意見・ご要望等がございましたら、以下にご記入ください。

例えば、大学通り・さくら通りの桜のことや省エネルギーの取り組みなど

(2) 事業者・教育機関アンケート調査

【事業者用】

【貴事業所について】

はじめに、貴事業所についてお伺いします。④～⑥については該当する番号に○をつけてください。

①事業所名： _____

②ご記入された方（担当部署：氏名）： _____

③所在地： 国立市 _____

※ 事業所名、ご記入された方、所在地については回答の内容について不明な点があったときのため、また今後、市と事業者のみなさんとの連携を進めていくためにお伺いするものです。回答内容については事業所名、ご記入された方、所在地が分かる形での公表は一切いたしません。

④業種

1. 製造業（重工業）	2. 製造業（軽工業）	3. 小売業・卸売業
4. 飲食店	5. 建設業	6. 電気・ガス・熱供給・水道業
7. 運輸・通信業	8. 金融・保険業	9. 建築・不動産業
10. サービス業	11. 農業	
12. その他（		）

⑤国立市での営業年数

1. 3年未満	2. 3～5年	3. 6～10年	4. 11～20年
5. 21～30年	6. 31年以上		

⑥市内事業所内の従業員数

1. 1～3人	2. 4～9人	3. 10～29人
4. 30～49人	5. 50～99人	6. 100～299人
7. 300～499人	8. 500～999人	
9. 1000人以上		

【教育機関用】

はじめに、貴教育機関についてお伺いします。④については該当する番号に○をつけてください。

①教育機関名：_____

②ご記入された方（担当部署：氏名）：_____

③所在地： 国立市 _____

※ 教育機関名、ご記入された方、所在地については回答の内容について不明な点があったときのため、また今後、市と教育機関のみなさんとの連携を進めていくためにお伺いするものです。回答内容については教育機関名、ご記入された方、所在地が分かる形での公表は一切いたしません。

- ④市内施設に
従事する教職員数
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 1～3人 | 2. 4～9人 | 3. 10～29人 |
| 4. 30～49人 | 3. 50～99人 | 6. 100～299人 |
| 7. 300～499人 | 8. 500～999人 | |
| 9. 1000人以上 | | |

【記入に関するお願い】

以降の設問で、貴事業所となっているところは貴教育機関と読み替え、該当する項目のみご記入いただくようお願いします。

【事業者・教育機関共通】

設問 1 環境への配慮に関して具体的な取り組みについて

(回答方法 項目ごとに 1 から 4 までの該当する番号欄に○を記入してください。)

1 取り組んでいる 2 取り組んでいないが、今後取り組みたい

3 取り組んでいないし、今後取り組む予定もない 4 該当なし)

【自然環境】

項 目	1	2	3	4
自然・環境保全団体等の活動に協力				
開発事業等による自然環境への影響				

【生活型公害】

大気汚染の防止				
水質汚濁の防止				
騒音、振動、悪臭の防止				
汚染物質を適正に処理				
環境汚染を起こさないものを使用				
化学物質や農薬などの土壌汚染防止				

【循環型社会】

エコマーク商品等の購入や使用				
再生紙使用や紙の使用量削減				
ごみ発生抑制				
修理、再生しやすい製品・商品の開発や販売				
使用済み商品などの回収				

【水循環・エネルギー】

雨水利用等で節水				
省資源や省エネルギーの技術開発				

【地球環境】

事業所での省資源化や省エネルギー化				
二酸化炭素等の排出量削減				
自動車から電動自転車に変える				
オゾン層破壊物質などの抑制				
環境にやさしい製品・商品の開発、製造				

【景観・歴史的文化遺産】

日照障害のない建物				
緑化や建物を周辺環境と調和				

【公共交通機関】

低公害車利用や自動車使用を控える				
------------------	--	--	--	--

設問2 環境負荷の実態について

貴事業所では、環境負荷量をはじめとする以下の数値について把握していますか。把握の状況についてご回答ください。

(回答方法 項目ごとに1から3までの該当する番号欄に○を記入してください。)

1：詳細を把握している 2：概数では把握している、3：把握していない)

1. エネルギーの使用量

項 目	1	2	3
電気使用量			
ガス使用量			
灯油、軽油、その他燃料の使用量			

2. 車両の利用について

項 目	1	2	3
車両保有台数			
車両の年間走行距離			
車両の年間燃料消費量			

3. 事業活動に伴う二酸化炭素（CO₂ 排出量）を把握していますか。

1	2	3

4. 資源の使用量を把握していますか。

項 目	1	2	3
水の使用量			
紙の使用量			

5. 有害化学物質を使用している場合に排出量・移動量を把握していますか。

1	2	3

設問3 環境保全の体制や方針（回答方法 あてはまる番号に○を付けてください。）

地域社会に貢献している（貢献したい）	1
社員に環境教育を実施している（実施したい）	2
経営方針を定めている（定めたい）	3
具体的な目標を定めている（定めたい）	4
行動マニュアルを作成している（作成したい）	5
専門部署を設置している（設置したい）	6
その他	7

設問4 環境問題の考え方・動機づけ（回答方法 あてはまる番号に○を付けてください。）

企業の社会的な責務	1
企業や商品のイメージアップ	2
顧客ニーズとして取り組む必要がある	3
法令等により規制されているため	4
コストの削減や利益率の向上	5
新しいビジネスチャンスであり積極的に	6
取り組んでいないし予定もない	7
その他	8

設問5 最後に、国立市の環境保全に対する、ご提案・ご意見・ご要望等がございましたら、以下にご記入ください。

--

(3) 環境フェスタオープンハウスにおける聞き取り調査

まずは、あなた自身についてお尋ねします。該当するものに印を付けてください。

- 性別 1. 男性 2. 女性
- 年代 1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代
 6. 60代 7. 70代以上
- 居住地域 1. 北 2. 東 3. 中 4. 西 5. 富士見台
 6. 谷保 7. 泉 8. 青柳 9. 石田 10. 矢川 11. 市外

Q 1. 国立市環境基本計画に示されている施策の中で、あなたはどれを優先的に進める必要があると考えますか？重要な順に施策の方向①～⑪の中から3つ選んでください。

1 番目 2 番目 3 番目

Q 2. 環境を守るために、あなたができることはなんでしょうか？Q 1で1番目に選んだ施策の方向について、あなた自身がどのような取組をできるか選択肢から選んでください。

選択肢 N o. _____ 「④その他」の具体例は下枠にお書きください

Q 3. 今後、計画を推進するにあたって、どのような場や取組に参加したいと思いますか？以下の取組の中から2つまで選んでください。

1. 環境講座やフォーラム、講演会など、広く環境について学び、考える場
2. 地域の自然や歴史、景観など、地域の環境について学び、考える場
3. 生き物調査や自然の保全活動など、市内の生物多様性保全に携わる場
4. フリーマーケットとなど、資源の有効利用の場
5. 河川や水路、崖線など、清掃活動を通じた環境保全の場
6. 省エネ活動の実践など、家庭を中心とした環境保全活動の実践
7. 国立環境ネットワーク会議への参加、環境関連団体への参画など、主体的に環境保全活動に携わる場
8. その他 (_____)

Q 4. その他ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

5 用語解説

アルファベット・数字

ISO14001 (International Organization for Standardization)

国際標準化機構 (ISO) が 1996 年に発行した環境マネジメントシステムの国際規格のこと。この規格は認証登録制度となっている。

SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス(Social Networking Service)の略)

「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段、趣味や嗜好、居住地域といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービス。

あ行

雨水浸透ます

家庭や事業所の庭などに、雨水の地下浸透を助ける目的で埋め込む施設のこと。

雨水タンク

雨水を利用するため、建物の雨どいなどにつないで屋根に降った雨水を貯められるようにするタンクのこと。

オゾン層破壊

酸素原子三個からなる気体分子をオゾンという。オゾンは高度約 10～50km の成層圏に多く存在しており、特に 20～25km の高さの最も密度が高い場所はオゾン層と呼ばれている。オゾン層は、生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。

近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガスなどによるオゾン層破壊・オゾンホールが問題となっている。

温室効果ガス

大気が太陽からの紫外線や可視光線を通しやすく、地表から放射される赤外線を通しにくいという性質を持つため、大気下層・地表付近の温度が高く保たれるという現象をビニールハウスなどの温室にたとえて温室効果といい、この温室効果を持つ気体を温室効果ガスという。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが原因でおこる地球の温暖化が問題となっている。1997年(平成9年)12月に採択された気候変動枠組み条約に関する京都会議(COP3)の議定書では、削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6

種類と定めている。

エコマーク

エコマークとは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたる一連の流れを通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。



か行

崖線

多摩川などの河川や東京湾など海の浸食作用でできた崖地の連なりのこと。崖線の緑は、自然の地形を残し、かつ市街地の中で区市町村界を越えて連続して存在しており、東京の緑の骨格となっている。また、崖線下には多くの湧水や動植物などの資源があり、都市化が進んだ東京の中で貴重な空間となっている。

環境管理システム

「環境管理」とは、事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、環境管理システム（環境マネジメントシステム）とは、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して、④方針等を見直すという一連の手続きのこと。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標として、積極的に維持されることが望ましい目標のこと。

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

企業の社会的責任

企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。corporate social responsibility（略称：CSR）

の日本語訳。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、必要性をよく考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

クロロフルオロカーボン

⇒フロン参照

光化学オキシダント

窒素酸化物（ NO_x ）、揮発性有機化合物（ VOC ）を主体とする一次汚染物質が、紫外線による光化学反応で生成する大気中の酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの原因となる物質のこと。大気中の光化学オキシダント濃度が1時間で0.12ppmを超え、その状態が継続すると予測される場合、光化学スモッグ注意報が発令され、野外活動が制限される。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中に発生することで起こる現象のこと。光化学スモッグが発生することで、粘膜を刺激し、のどが痛い・目がチカチカするなどの症状がでるほか、頭痛や吐き気も引き起こす。また、農作物や植物にも変色などの影響を及ぼす。

護岸

河岸や河川の堤防が流れによる崩壊、あるいは海岸において波浪や高潮、津波によって地盤や堤防の浸食を防ぐため、地盤の表面や堤防の法面（のりめん）を覆って保護する構造物のこと。

ごみ減量協力店

ごみの減量および資源化に積極的に取り組んでいる小売店等に対して、国立市が「国立市ごみ減量協力店制度」に基づいて認定した店舗の呼称のこと。具体的な取組としては、過剰包装の抑制やマイバッグ持参の奨励、レジ袋の有料化、資源物の店舗回収などがあげられる。

コミュニティバス

交通不便地域や交通空白地域などで地域住民の移動手段を確保するために、自治体などが運行するバスのこと。国立市においては「くにっこ」が市内を巡回している。

さ行

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料やウランと違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、水力、潮力、地熱などの種類がある。

雑木林

種々雑多の雑木が混じって生える森林のこと。一般的に、クヌギやコナラなどの広葉樹で構成された、人工的・意図的に作られた林（人工林）のことを指し、広義には人里周辺の入りやすい林の意を含み、里山と等しく用いられることもある。

産業公害

産業活動に伴い、相当な範囲にわたり発生する大気汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭によって、人の健康や生活環境に生じる被害のこと。

酸性雨

工場などからの排煙や自動車排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が取り込まれた酸性の強い雨・霧のこと。一般には pH5.6 以下のものを酸性雨という。

北米やヨーロッパでは、酸性雨による森林の枯死や湖沼からの魚の死滅などが問題となっており、日本においても関東でのスギの先枯れやコンクリートつららなどが酸性雨の影響と考えられている。

敷石遺構

床面に石が敷かれた遺構（住居などの過去に建造された建築物等）の総称のこと。その多くは、縄文時代中期後半から後期中葉にわたり、関東地方や中部地方で発達した住居形式（敷石住居）を指す。

資源集団回収

市が実施している資源回収とは別に、町会、自治会、学校 P T A、集合住宅、近所の方々などが自主的に廃棄物を回収すること。参加者が家庭の資源（紙類等）を持ち寄り、直接回収業者に引き渡しを行う。

持続可能な社会

資源やエネルギー（化石燃料など）の使用や廃棄物を減らすことで、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的な発展をする社会のこと。

自転車ナビマーク

自転車走行用の路上ガイド表示のこと。自転車が通行すべき部分と進行すべき方向につ

いて、矢印をモチーフにしたマークで表したものである。

なお、この表示は、法令に定めのない、いわゆる法定外表示である。このため、新たな交通方法を指定する意味はなく、法定又は道路標識等の交通規制に従う必要がある。

受動喫煙

喫煙により生じた副流煙（喫煙者が吸い込む主流煙に対してたばこの先から出る煙）、呼出煙（喫煙者が吐き出した煙）を発生源とした、有害物質を含んだ環境たばこ煙（ETS）を吸入すること。

循環型社会

有限な資源の持続性を確保するため、大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどあらゆるものを資源として循環し、またはさまざまな形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

親水空間

水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーションを通じて、海、湖沼や河川等に身近に親しめる場のこと。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念。地球上に生物が誕生し、その生物の進化に伴って増してきた多様性が、人間活動によって失われてきている。これに対応するものとして「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」や「生物多様性に関する条約」などが締結されている。

た行

ダイオキシン類

有機塩素系化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンと、ポリ塩化ジベンゾフランの総称。これにコプラナーポリ塩化ビフェニールを加えてダイオキシンと総称する場合もある。

物の燃焼などで非意図的に生成され、極めて毒性が高いため、大きな問題となっている。主に廃棄物の焼却施設から発生しており、その削減に向けてさまざまな対策がとられている。

太陽光発電

ソーラーパネル（光エネルギーを電力に変換する装置）を用いて、太陽光による発電を行うこと。太陽光発電の特徴としては、「無限」「クリーン」などがあげられる。

地下水涵養

雨や川の水などが地下にしみ込むことで帯水層に水が供給されること。地下水を人工的に涵養するには、溜池などの底面から地下にしみ込ませる方法（拡水法）、井戸から地下帯水層にしみ込ませる方法（井戸法）がある。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。また、国の基本計画では、地産地消の活動を通じて、消費者と生産者が「顔が見え、話ができる」機会を提供することで、地域の農業と関連産業が活性化することと位置づけている。

低公害車

大気汚染物質（窒素酸化物や一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のこと。

低周波音

一般に周波数 100Hz 以下の音のこと。低周波音の影響は、住宅などの建物や建具のがたつきや、人体への種々の影響という観点で扱われる。

低炭素社会

炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を見直し、経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめることを目指す社会のこと。

テトラクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、常温では揮発性が高い無色透明の液体。引火性が低く、容易に油を溶かすため、ドライクリーニングの溶剤のほか、精密機器や部品の加工段階で油の除去に使われてきた。発がん性が指摘され、高濃度で肝臓や腎臓への障害、低濃度でも頭

痛やめまいなどの症状を引き起こすとされる。

電磁波

電気と磁気が互いに作用し、空間そのものを媒質としつつ伝播する波動のこと。その波長帯ごとに違う呼び方をされており、波長の長い方から、電波・赤外線・可視光線・紫外線・X線・ガンマ線などと呼ばれる。

透水性舗装

間隙の多い素材を用いて道路や歩道を舗装することで、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させることができる舗装のこと。

特定外来種

外来生物（移入種）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された生物のこと。生きているものに限られ、卵・種子・器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外から導入された移入生物に焦点を絞り、日本にもともとあった生態系、人の生命や健康、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令により定められる。

な行

生ごみたい肥化容器

腐葉土などとともに生ごみを投入し、微生物によって発酵させることでたい肥を作ることができる容器のこと。これによってできたたい肥は、家庭菜園や花壇等で利用できるため、資源の有効利用につながる。また、生ごみは家庭ごみの中で大きな割合を占めていることから、家庭でたい肥化させることで収集ごみの減量にも効果がある。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。担い手農業者とも呼ばれる。

は行

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。廃棄される紙、食品廃棄物、間伐材などさまざまなものがある。

廃棄物

不要物又は汚物（ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、動物の死体など）であって固形状または液状のもの。廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、一般廃棄物はさらに事業系ごみと家庭系ごみに分けられる。

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）において「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他制令で定める廃棄物」と定義されており、事業者が自らの責任で適正に処理する責務がある。

一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外のごみ、し尿などで、主に家庭から排出される廃棄物を指す。

廃棄物減量等推進委員

一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分の推進を目的として、「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」に基づいて市長から委嘱された委員のこと。「環境フェスタくにたち」「レジ袋NOデー」などの市が主催する各種イベントでの啓発活動、身近なごみ減量施策の検討などを行っている。

ハイドロクロロフルオロカーボン

⇒フロン参照

ビオトープ

ドイツ語の Biotop「野生生物の生息空間（場所）」が語源。地域・地区レベルから見て、多様で価値ある野生動物が生息する空間のこと。本来は野生生物が生息する空間（山林や農地、池沼などすでにあるもの）について用いるが、狭義として地域の環境資源（小川や丘など）を活用して人工的に創出された生息空間について用いる場合もある。

こういった野生動物が生息する空間の保全・創造に向けた取組みが、各地で進められている。

ヒートポンプ給湯器

ガス・灯油などの燃焼や電気ヒーターを熱源とする給湯器に対し、ヒートポンプ技術（熱を水・空気などの低温の物体から吸収し、高温の物体に与える技術）によって大気中の熱を利用する給湯器のこと。従来の電気ヒーター式の給湯器に比べてエネルギー消費効率が高く、省エネ効果が期待されている。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質のなかで、粒径 2.5 マイクロメートル以下の小さなもののこと。微小粒子状物質は、粒径がより小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大き

いと考えられている。

浮遊粒子状汚染物質

ばいじん、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 マイクロメートル以下のものを指す。人の呼吸器に付着し、健康を害する恐れがある。また、工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻上げ等の自然現象によるものもある。

プラスチック製容器包装ごみ

容器包装リサイクル法によってメーカーにリサイクルが義務付けられた容器包装のうち、ペットボトルを除くプラスチック製のもの。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」と称されることもある。



プラスチック製容器包装マーク

フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。溶剤や冷媒として大量に使用されてきた。オゾン層の破壊のほか、地球温暖化の原因物質の一つである。

- ・ C F C (クロロフルオロカーボン)：塩素、フッ素、炭素の化合物。単にフロンと言った場合これをさす。
- ・ H C F C (ハイドロクロロフルオロカーボン)：水素を含むフロン。代替フロンと呼ばれるが、オゾン層を破壊する力は C F C より小さい。
- ・ H F C (ハイドロフルオロカーボン)：水素、フッ素、炭素からなるフロン。塩素、臭素などを含まないため、オゾン層の破壊には寄与しないが、C F C、H C F C と同様に温室効果ガスである。

放射性物質

物質を透過する力を持った放射線を出す能力を持った物質のこと。放射線にはアルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線ガンマなどがある。

ヤ行

屋敷林

屋敷とは家が建っている敷地のことであり、その敷地に形成された林のこと。市内においては、甲州街道沿いなどに見られる。

有害化学物質

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚

染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたもの。

要請限度（自動車騒音に係る）

騒音規制法に基づく自動車騒音対策に係る行政措置のこと。騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしており、この判断の基準となる値を要請限度と呼ぶ。

国 立 市 環 境 基 本 計 画

発行 2013 年 7 月

国立市環境政策課

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

TEL 042-576-2111 (代表) FAX 042-576-0264

ホームページ <http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>



国立市